

【博士論文】

指導教授：馬場 毅

論文題目：

**日清戦争時期、山東省における主要政策過程と行政変容  
—清末山東巡撫李秉衡による  
黄河統治、輸送整備、財政改革を中心として—**

学籍番号：06DC1502

氏名：野口 武

## 目次

序章.....	1
1. 問題の所在 .....	1
(1) 清朝亡国論とウエスタン・インパクト .....	1
(2) 中国経済史研究と近代化議論の影響.....	1
(3) 光緒新政と歴史の連続／非連続 .....	2
2. なぜ清末期山東か——民衆反乱、税糧問題、農民 .....	5
(1) 地域社会研究と抗租抗糧研究.....	5
(2) 国家統合手段としての物流、財政.....	7
(3) 本論の視角 .....	8
<b>第一章 日清戦争と山東巡撫李秉衡の登場 .....</b>	<b>12</b>
1. 李秉衡と日清戦争以前の履歴 .....	12
2. 山東における日清戦争下の軍事状況 .....	15
(1) 日清戦争時の李秉衡招聘背景 .....	15
(2) 日清戦争開戦以後の李秉衡.....	16
(3) 李秉衡の政治的スタンスと清廷との距離 一光緒二十年～二十一年という歳 ...	18
<b>第二章 日清戦争時期における黄河統治の破綻と再編.....</b>	<b>24</b>
1. はじめに.....	24
2. 日清戦争時の黄河河工 .....	25
(1) 黄河河工の再編.....	25
(2) 光緒二十一年の水害対処 .....	26
(3) 籌餉と水害の実地調査.....	28
(4) 黄河下游の状況と塩場の被害 .....	29
3. 黄河下游の新河導水計画.....	30
(1) 陳家屋子（鉄門関）導水案と利津北岸趙家菜園での伏汎 .....	30
(2) 蕭神廟新河案 .....	32

(3) 蕭神廟新河案から陳莊新河案への推移と崩壊 .....	33
4. おわりに .....	35

### 第三章 山東巡撫李秉衡による省行政の集権化—日清戦争時期の河東河道総督権限問題を例として— .....

1. はじめに .....	38
2. 日清戦争時期山東の諸政策 .....	41
(1) 日清戦争停戦後の軍事問題 .....	41
(2) 漕運と鉄道敷設の問題 .....	43
(3) 日清戦争時の黄河統治 .....	44
(4) 省内行政経費の増大化と財源確保 .....	45
3. 日清戦争後の政策的転換点 .....	48
(1) 籌餉 .....	48
(2) 黄河統治への転換 .....	50
(3) 李秉衡のブレーン .....	51
(4) 山東塩政にはじまる山東巡撫と河道総督の権限問題 .....	52
4. おわりに .....	54

### 第四章 日清戦争期の山東財政における財源獲得策について .....

1. はじめに .....	56
2. 日清戦争時の財政状況 .....	58
(1) 日清戦争対処における戦費支出と山東財政の問題点 .....	58
(2) 日清戦争時の財政枯渇と黄河河防経費 .....	59
(3) 日清戦争時の財源捻出と山東塩政 .....	60
3. 日清戦争後の山東財政状況と財源捻出手段 —1895年時の山東財政と財源把握..	60
(1) 日清講和時の軍事的背景と山東財政への圧迫 .....	60
(2) 日清講和後の山東財政策 .....	63
4. 日清戦争後の山東における釐金、関税、塩政 .....	64
(1) 日清戦争を前後とする時期の山東地丁銀収入 .....	64
(2) 財源捻出手段としての関税・釐金 .....	65

(3) 戦後の山東塩政崩壊と整備.....	67
5. おわりに .....	70
<b>終章</b> .....	71
1. 李秉衡のパーソナリティとして.....	71
2. 日清戦争を前後とする時期の政策的変容と連続／非連続 .....	72

# 序章

## 1. 問題の所在

### (1) 清朝亡国論とウエスタン・インパクト

中国近代史研究として清末史を叙述するにあたり、改めて言及する意味が低下してしまった問いが数々ある。

戦後を経た一九六〇、七〇年代、「清末史」を論述する上での論理基調は、清朝が「民衆」に打ち倒されるべき存在として、「反動」あるいは「保守」等のロジックで括られ、対外的「危機」や王朝の制度設備疲弊に対して、自縄自縛に陥り、「滅亡」したのだとする滅亡／衰退史観が前提のひとつとして描かれ、いずれも疲弊・混乱にあえぐ国家（清朝）・社会（民衆）関係が「清末」時期をタームとして多くの研究が積み重ねられてきた。

従来、「清朝末期」と呼ばれる時代は、かつてアヘン戦争時のウエスタン・インパクト（西洋の衝撃）<sup>1</sup>を基点に、辛亥革命を頂点とする時代区分を歴史的結節点として、「中国近代史」の中に重視して位置づけてきた。

アヘン戦争を「近代史」のスタートラインとするこの指摘は、「清末」も同様に位置づけられていた。そのウエスタン・インパクトの論理展開は、清朝「専制権力支配」による「旧体制」の中国が「帝国主義」「列強」の資本主義主導による「世界史」に引きずり込まれたとする。そして打倒されるべき「王朝体制」が、一部の各行政為政者による受容あるいは抵抗の危機意識によって、「腐敗」に満ちた体制内部の矛盾克服を目指した。その一方で、体制の構造的腐敗に起因する農民収奪を「民族」抵抗の危機意識によって「改革」という、二面の論理が存在していた。<sup>2</sup>

さらに、ウエスタン・インパクトによる時代画期の指摘は、揺らぐ時代区分を再検討するなかで、経済の発展段階の問い直しを試み、特に世界経済の動向と連動した上で、資本主義の生産形態に関心が集まり、中国の社会主義変革に至る構造解明が課題となっていた。その解明は、工業化<sup>3</sup>の過程から位置づけられ、中国工業化と経済発展探求へのまなざしから多くの研究分野が生み出されるに至り、清末史研究も、こうした「近代史」を語る上での前提とその問い直しが試みられるなかで研究成果が挙げられていった。<sup>4</sup>

### (2) 中国経済史研究と近代化議論の影響

この工業化をめぐる問題の探求は、これら中国近代史研究の根底のひとつとして、時代

区分による「近代」とは何かという問いから、中国がいかにか「近代化」（現代化）をとげたのか、あるいは「近代化」とは何かといった命題が付されるようになった。<sup>5</sup>

中国社会経済の内面がどのように近代化したのか、近代化概念を資本主義化、工業化、市民社会化、民主化等々いずれに規定するにせよ、資本主義の進展から国家改編を導く、大平天国→義和団（運動）→辛亥革命、民族主義革命によって、洋務運動→変法運動→辛亥革命へと至る図式のもと各研究分野の分析が行われていた。<sup>6</sup>

しかし、近年、この中国近代をめぐる問題は、「西洋」という「他者との邂逅」から受容あるいは抵抗があるにせよ、時代メルクマールがいつどの時点にあるのかにせよ、かつて指摘された議論を経て、「近代化」のもたらした時代、地域、体制といった各種構造の複合性や重層性が重視され、時代的な「持続」点や再編過程のありようが前提として導かれるようになった。<sup>7</sup>

清末史で言えば、「革命史観」の崩壊から、疲弊・衰退でイメージされてきた清末世界のいずれかの論点に付言する場合、「清朝衰退史観」の叙述や資本主義発展を阻害し、その根源として前提のひとつにとられた「腐敗」問題に基調づけられた論理展開を拒否して述べるようになったことが言える。<sup>8</sup>

文革を経た後、1990年代になると、一面的に否定的強化として位置づけられてきた研究分野では、日中欧米各地で再評価の動きがとられ、基礎的研究の捉え直しとして事実再確認を行う研究が続々と出現していった。この点を後押ししたのが「民国史研究」<sup>9</sup>の登場であろう。南京国民政府の経済政策およびその発展による再評価は、中国「現代史」現今に至る様々な問題を接合可能にすると、特に、辛亥革命研究や経済史研究の進展が「近代とは何か」という思想史的研究と連動すると、歴史的な「連続／非連続」の問題に関心が集まるようになった。

### （3）光緒新政と歴史の連続／非連続

この「連続／非連続」（生成、連続、断絶、再生）への指摘は、清朝末期の時代、特に「光緒新政」（清朝新政／清末新政）に焦点が当てられるようになった。

「新政」期には、科挙の廃止をはじめ、軍備再編、洋式学校設置、税制改革、産業振興、法典再編纂、立憲準備等々、数多くの領域で行政変革が実施されたが、これらは変法で各種唱えられた諸政策を受け継いだものの、清朝中央の為政者によって体制改革に及ばない上での「改良主義」と受け止められたことから、従来やはり、その評価は「帝国主義の手先」

とか、「洋人の朝廷」などと揶揄され否定的に捉えられてきた。<sup>10</sup>

しかし、本論で重視すべき点として、この光緒新政期の各種問題にリンクしたのが清末地方自治研究であった。

この光緒新政研究は、革命から民国の成立まで「省」を単位に近代化や富強化が地方レベルで実施され、民国成立後は「官治」として現れてくる地方官僚化政策に対して、「契機や政策論ではなく」、制度や機構の把握に注目が集まった。

周知の通り、「新政」は政治・経済・社会各分野の制度改革に及んだことから、特に、それまで経済史での各産業分野の発展性や、辛亥革命研究や「近代」理論追究の進展によって各地域政治過程が蓄積されていた。そのなかで、経済政策の実態把握を行っていた「北洋新政」研究や、諮議局設置による地方郷紳層の取り込みといった「立憲制度」研究の議論が関連すると、さらに、工業、農業、実業振興等の各種政策、制度の展開、推進過程の整理をはじめ、当時新政を推進した地方官僚、また彼らによる「自治」の論理や民意調達の整合性、商会、教育会といった「法団」（公団）の組織化された諸団体などへ分析が及び、より具体的な地域像と国家変革の関係性を解明することが目指されるようになった。<sup>11</sup>

こうした中国「近代化」の各種制度・政策から地域へのありかたへの「連続性」を解明しようとする過程で、90年代以降、各研究分野が次々と公表されていった。清末に限定すれば、洋務としてとられた開港や貿易に着眼した「アジア交易圏論」<sup>12</sup>が、「グローバルヒストリー」と呼ばれる世界経済への視点とリンクすると、他国との条約交渉過程や国家間の関係性をめぐって「外交史」が進展したし、また「近代」への視座は、主体となる「国民」（nation）像や国家体制変容、ナショナリズム等の政治史・思想史での議論が追究されると、清朝から民国への転変・変容過程をめぐって「国民国家」化してゆく道筋として、国家的「近代化」に求められる各種制度や政策的側面をふまえた政策過程の議論が次々と中国近代史の論理展開に浮上し、他方、民国への視座だけでなく、明清史研究も刺激し、社会経済史も接合することで充実を迎えていったと言える。<sup>13</sup>

しかし、こうした各研究分野の議論発展と同時に、基礎研究のとらえ直しとして事実再発見型の研究が多く出沒することとなった。新たに着手した政策過程や制度変遷などをまとめ直し、成功した、あるいは評価できるといった論調のものである。

また、アジア交易圏論が外交や貿易、金融などの側面から明清史や清末史、前近代史に接近したのに対し、工業化や経済政策、政治課題の解決などの側面から民国史研究、現代史研究に研究テーマの軸がシフトしてしまったことも指摘されるようになった。<sup>14</sup>この明

清史・民国史へ研究視野への偏重は、辛亥革命研究への偏重、「近代」や「国民」といった各歴史概念の曖昧性、時代区分の困難さを認識しながらも、かつての辛亥革命での論理枠から脱却できないままの歴史的枠組みが残されていることを意味している。近年、この枠組みを乗り越える議論として、「王朝」から「国民国家」に転変するにあたり、「国家」再編の議論が述べられるようになったが、しかし、この困難性はかつて議論されてきた論理展開や分析視点をただちに棄却できないところにある。

このことの問題性は、各研究分野の発展による多層化、重層化がもたらした影響が大きい。多くの研究が積み重なることによる議論が多数生まれた反面、全体の議論を通じた論理展開が拡散し、一定時期を通じた視覚の持ちようが難しくなってしまうせいもある。

とかく、中国近代化をめぐる議論、清末史を確認してゆく前提として、「地方」にまなざしを向けた場合、これも各地での実態把握が進展した結果、中国近代の実像を押し並べてひとつに叙述できない、というリアクションに至っているためである。<sup>15</sup>

清末期に至り、各地の開港・貿易拡大による経済調整策は、開港地点を起点とした経済発展を生む一方で、移民などの人口流動によって生産過程の変化や物価変動による内陸部との経済格差や地域摩擦をもたらすこととなった。これらのことは清末期に登場した「近代化」議論が、同平行で各地方において議論が行われたことと関連する。その政策過程は清朝中央の指揮系統もあれば、各地方で個別に行われた政策も存在する。当然、これらは各地の各経済分野の発展のあり方によって、その地域の実情を考慮した上で行政担当者が実施することとなる。戦乱・飢饉が直撃した地域もあれば、海外との熾烈な経済競争の煽りを受けた地域もあるし、人口移動による行政再編から各種政策が効果を見た地域もあったが、各地域によってその政策実施の優先順位は当然異なってくることとなる。

ここで、以上の指摘した問題をまとめれば、現状求められている中国近現代史の役割は、かつて革命史として積み上げられてきた議論を念頭に置きつつ、現在その枠組みを超え、再設定しようとする議論の接合性を持つことである。そして、それら国家・社会にわたる政治・経済・文化・国際動向等々、あらゆる分野で裾野が続々と拡大していく各種研究に対して、事実発見の基礎研究にとどまらず、時代地域ごとの「連続／非連続」を注視しながら、総体的に位置づけ、「近代化」によってもたらされた様々な構造がどのような「変容」を遂げたのか、位相を明らかにすることにあるということである。



## 2. なぜ清末期山東か——民衆反乱、税糧問題、農民

### (1) 地域社会研究と抗租抗糧研究

さて、改めて本論で清末期山東を扱うに当たり、時代区分のフエジー性、近代化過程の変遷とその重層性、歴史上の連続／非連続、地方的差異と多様性およびその特徴といった上述してきた内容は、過去の研究と対比していく上での前提として考慮する必要がある。

では、改めてここで、特に「地域」を扱う上で重要となる、時代の連続／非連続・地域的特殊性を解明するために、なぜ山東をテーマとするのかも問わねばなるまい。

清末期山東地域を研究としてとらえた場合、「地域社会」研究の影響が大きい。

近年、いわゆる「地域社会論」の整理は多くの地域社会研究が指摘しているため、詳説を省くが、戦前からの「中国停滞論」への見直しとして、西嶋定生の江南デルタ地帯の棉業に関する研究が行われ、七〇年代に濱島敦俊が江南の郷紳像に着目すると、八〇年代に森正夫が「地域社会」の分析方法を広くとらえ直したことで、地域ごとに研究が後に続くこととなった。<sup>16</sup>とりわけ、八〇年代以降、地域社会にまなざしを向ける視線は、江南地域の研究が先導してきたが、単一的な工業化・近代化の発展モデルを抜け出すものとして再評価が問われるようになると、九〇年代には農村社会への様々な調査や、檔案史料や郷土資料が改めて活用されたことから一層の厚みを増していった。<sup>17</sup>

しかし、こうした明清史・江南地域研究の地域性を重視した研究と、山東地域を比較した場合、山東においては従来「抗租抗糧」闘争が焦点化され、地域総体の特徴が「民衆反乱史」として位置づけられ、そこから後に続く研究は発展を欠いたため、近年に見る「地域研究」としては未だ山東は成立し得ていない。

「農民闘争」として位置づけられた抗租抗糧の研究は、ここから多くの課題が述べられた。国家権力に対置された「民衆反乱」像をめぐって、「生産力の発展の水準と農民闘争の歴史的到達段階」を結びつけつつ、階級分析に基づいた政治的経済的矛盾関係の構造的解明や、当時の政治性から、民衆の持つ「変革意識」＝「迷信的」と位置づけられていた思想状況の見直しなどがなされたが<sup>18</sup>、これら研究が進展するにつれ、農民の思想状況・経済構造から農民を起点とした生産形態、「地域指導者」（郷紳）層との関係性など、反乱を用意した条件整理に意識が向けられたが、さらに、いかに清朝を打倒していったのか、民衆の持つ政治的力量的獲得に意識が向き、太平天国、捻軍、義和団、辛亥革命へと意識的に結びつけられていたことから、研究視野としてのヴェールが覆われたため、地域社会研究との接点を結びつけにくくしてしまった。しかし、他方で、政治過程のあり方をめぐって、「革命参加」

への志向や「地方近代化」の視野が、先に述べた光緒新政研究や地方自治研究と連動したこと、とかく民国史との連関が叫ばれるようになってからは、先述してきた近代経済史、明清経済史、地域社会研究、近代化議論が述べてきた議論を接合可能にし、かつての単線発展的な歴史的枠組みを乗り越える役割を果たすこととなった。

この上で、本論が意図する研究視点を抗租抗糧研究と地域社会研究のなかから見つけてみたい。

まず抗租抗糧研究の論点をまとめてみると<sup>19</sup>、その地域的な経済闘争として現れた原因には、①浮収（各州県の規定外の増徴）、②勒索（官吏による強制徴発）、③大戸・小戸の身分差による納税額差別、④銀貨高騰（実質的負担増）、⑤災害の連続、⑥抗租のつきあげがあると、その後の研究の進展によって整理されている。<sup>20</sup>

山東では、それ以前に、①在地郷紳層を中心とした自衛体制（民団）の自主性が強かったこと、抗糧と呼応したこと、②武装化の資金源としての「団費」が、漕米徴収からの負担に求められたこと、③地方郷紳層の指導の下、武装化集団の整備（団練）と結びついて長期化し得たことが指摘されている。<sup>21</sup>

こうした整理と同平行で、このうち明清史研究から、5、60年代に行われていた地主一佃戸関係といった土地所有制度研究の視点から、土地所有のあり方についての議論が重ねられていたが、その視点は、農民の土地所有への視点だけではなく、所有者主体となる地主層＝郷紳層へと視点に移り、土地所有や労働形態の問題以外に「郷紳支配」の実像に注目が集まるようになった。<sup>22</sup>

しかし、山東抗糧研究では、明清史が提唱するような「郷紳論」には移行しないまま議論が停止してしまっただけである。当然、郷紳層の指導性には注目が集まったが、運動の主体も貧窮した自耕農であるとされ、特に、先に提示したように郷紳への関心とリンクして、「団練」と地域指導者層の関係性へ視点が向いたためである。<sup>23</sup>

江南や湖南湖北などの地域研究が、従来目が向いていた農民闘争から、反乱の影響だけでなく、在地郷紳層の地方行政への参与と地域社会の再編といった視線を帯びていったのに対して、山東では郷紳層と「団練」が結びついた時点で、議論が後に続かなかった。<sup>24</sup>

しかも、この後につづく「民衆反乱」としての義和団研究は、むしろ、民族的、民衆レベルでの「大衆運動」の思想面から、「反帝愛国闘争」と位置づけられていた反駁とその解明に研究視点が向かったため、横山英や明清史が提示したような、地方自治や地域研究への視線には向かなかったのである。<sup>25</sup>

## (2) 国家統合手段としての物流、財政

この上で本論として指摘すべきことは、改めて「国家」の枠組みに沿う場合、清末の「崩壊」の状況にあって、清朝政府がどのように「国家統合」を果たそうとしたのかという点である。ここで言う「国家統合」とは、王朝から「国民国家」<sup>26</sup>への転変・変容過程であり、その研究分野も視点も当然多岐に及ぶ。<sup>27</sup>

その中でも本論と関係する物流構造と財政構造に関する議論は、清末期から民国期にかけての「国家」変容だけでなく、地方自治や地域研究などの「地方」にまなざしを向ける視点とも接合点を見いだすことを可能としている。

そのうち、まず一つ目が清代漕運史研究である。清代の漕運は、王朝の経済的基礎を担う一大輸送制度であった。地方における州県各地では、銀両・穀物となる「漕糧」が衛所に集積されると、運軍とよばれる輸送団が首府京師へ向けて、河運を伝って輸送していた。この漕運史研究では、『清史稿』<sup>28</sup>などにも見えるように、おおむね漕運制度の制度的機能的弊害が指摘され、王朝体制「弛緩」の要因のひとつとして描かれることが多かった。<sup>29</sup>

近年、千葉正史は、駅伝・漕運制度による交通・伝達・輸送を担う清朝物流システムを「国家的物流体系」として位置づけると、清末期近代化をめぐる電信や鉄道敷設の技術革新や制度再編の問題を政治統合と結びつけて「国民国家」化の変容過程の議論を展開した。

30

しかし、ここで注視したいのは、かつて漕運制度をめぐるなされていた議論は、国家制度史の解明と同時に議論されていた、輸送上の「中飽」・「中間搾取」をめぐる「浮収」による地方財政構造の把握や、「土地制度」や「民衆史」として連関した、漕運の担い手や秘密結社などの、国家と社会の狭間にある「民衆団体」を把握しようとする議論が、背後に隠れることとなってしまったことである。これらは、近年の「国民国家」「国家統合」への議論に展開する傍らで、かつてなされてきた議論の意味合いが薄れ、後退してしまっている。

二つ目に関連するのが、漕糧浮収の問題を指摘したように、清朝財政史<sup>31</sup>の研究である。

徴収し輸送する漕糧には、銀錢貨幣だけでなく現物の漕米（軍営の兵餉、官僚の禄米、清廷へ供食など）が徴収され、その徴収手段から運搬・管理・集計などの財政業務が派生する。これらは輸送ごとに官吏によって簿冊が組まれ報告義務が課せられていたが、徴収時の名目的附加や納税請け負いによる不正徴収、輸送時の経費増加や遺失などの損耗、集計時の虚偽報告など、随時輸送を巡る「浮収」が生じていた。<sup>32</sup>

この浮収構造の背後にある経費の増大化が、国家、社会の両側面に打撃を与えていたが、浮収構造の解決にしろ、経費増大化対処のための資金調達にしろ、行政的対処を統括してゆくのは省行政の役割であった。

財政史の岩井茂樹は、太平天国での動乱を転機として、戸部へ送金する京協餉が、戸部の指示統括を離れて「酌撥制」から「攤派制」への移行があったことを重視し、洋務近代化による督撫権力が増大化（督撫専権／督撫重権）したことを関連させて、中央権力の縮小と地方権力の「分権化傾向」を指摘した。<sup>33</sup>この「督撫専権」をめぐっては、中央－地方の対立構造だけでなく、督撫権力のチェックバランスを担っていた布政使の属領化や、「局」を中心とした郷紳層（地域エリート層）の行政参加の問題が、先に述べた地域社会研究や地方自治研究と関連づけて述べられている。

しかし、これらの議論は「専制国家」としての枠組みで述べられていても、必ずしも「国民国家」の論理で述べられている訳ではない。漕運・鉄道などの交通史が「国家統合」の役割を果たしたと位置づける議論と、財政史が督撫権力に着目して地方分権化を述べる議論は、関連する部分が出てくる。

山東を地域対象として、これをまとめると、以下の通りの問題点が浮かび上がってくる。

- ①清朝各種制度から「国民国家」（あるいは「帝国」）化する変容過程
- ②清廷・内閣・軍機処・戸部などの中央機関と地方省政府の「中央－地方」関係
- ③督撫権力の集権化／地方分権化構造
- ④督撫・省行政と在地郷紳層の関係性および自衛体制（民団）の自主性変容

このうち、本論では③における山東巡撫の政策過程を整理することで、①清末期の制度的変容を考察しようとするものである。

### （3）本論の視角

以上のような、民衆反乱史研究や地方自治研究、地域社会研究のような「地方」にまなざし向ける視点、国民国家化・国家統合・国家再編過程を追う議論のような「国家」としての視点、これら2点の大枠を捉えた上で、本論で述べる時代設定を、日清戦争を前後とする時期に定めたい。

こうした視点に至ったのは、すでに述べたように、清末期の各種議論には、民国史研究と明清史研究による偏重が見られるが、地域社会が大きく再編（統合・自立）が行われて

ゆく時期にしても、「国民国家」へ至る「国家統合」のプランが具体的に実施されていく時期にしても、戊戌変法を経た光緒新政期となるわけであり、この光緒新政期を境にして、各種議論を接合した上で、議論を述べてゆく必要があると考えたことによる。

しかし、これも述べてきたように、いずれの研究分野でも、それぞれの専論がより専門的な進展を見せる一方で、光緒新政期を境にした全体的な視野を提示し得ていない。ここで必要なのは、一部議論の展望を遂げているものの、かつての時代枠から脱却できないため、議論閉塞したままにある点を考察し直さなければならない点にある。

この問題を解決するために、光緒新政に至る以前の背景整理が必要となってくる。変法で唱えられた当時の様々な変革議論から、新政で具体実施に至る過程以前に、それ以前に清朝各行政担当者によって実施されてきた「変革」過程を位置づけることは可能である。その変革過程とは、かつては洋務運動のなかに見られた工業化や近代化の変革だけではなく、清朝各地方政府がその地域で課題としてきた政策実施に及ぶ。各地方ではその地域の実情にあわせて、その時々に必要な政策がとられてきたはずである。その中には、かつて「洋務運動」として括られていた砒山開発や鉄道敷設、軍備強化などの国家統合や国家再編にわたる政策もあれば、地方行政に必須となる物流・輸送整備や水利、治安維持、地方財政の政策が、「ナショナリズム」に見る時代の「危機感」やその当時その時代の実情によって、随時、政策過程も「変容」を遂げることになる。

その格好の時期を用意しているのが日清戦争を前後とする時代となる。

こうした視点に立脚した上で、本論では日清戦争時期の山東を題材として扱う。ここで言う「日清戦争時期」とは、日清戦争対戦時の時期だけを意味するものではない。かつての時代的画期を重視する設定のみにとらわれずに企図するならば、日清戦争へ突入してゆく時期から戦後に至るまで、「日清戦争」を前後とする「連続」あるいは「非連続」した時期の設定が求められる。

同時期の時代設定は、かつての時代区分に従うならば、アヘン戦争・太平天国から日清戦争・義和団に至る戦乱・反乱の時代であり、この軸設定は、反帝国主義に対する対外戦争としてのアヘン戦争、日清戦争であり、この内憂外患へのイメージは嘉慶期の白蓮教徒の乱からも位置づけられ、民衆反乱として後に続く太平天国・義和団への対比でもあった。その、かつての日清戦争に対する評価は、端的に言えば、戦争敗北によって、国家の近代策を担う洋務派の壊滅と、変法への幕開けが用意されていた。

しかし、そのさらなる具体性を問うた場合、当然、洋務派への帰結や清廷への反動性を指摘することだけが、解釈ではない。勝敗の是非や戦史の克明さを求めるのみでもない。これに対しては日清戦争が「地域」へもたらした各分野への影響性を考慮しないわけにはいかない。

「近代化」を経る各種プログラムをとらえた場合、洋務派が実施した鉄道敷設、鉱山開発、軍備増強など一連の諸策は時代設定を問わず、日清戦争時期であっても関連する事項である。戦争の影響が社会面に及ばなかったはずがないし、戦争をふまえて当時の各種政策がどのように次代へと継いだのかは焦点となる問題設定であろう。

戦争の影響から、国家再編や民衆ナショナリズムの問題は指摘されて然るべきだが、これ以外にも行政がどのように変容したかは、前後の事実を位置づけた上で整理し直さなければならない理由はここまで述べてきたとおりである。

これらは本論で語り尽くせない課題点であるが、端的に歴史テーマをとっても考察すべきポイントは多々残されている。しかし、こうした視角を述べておきながら、そのすべての研究視点から分析することは、本論で述べる容量をはるかに上回ってしまう。

そこで、本論では、ここまで述べてきた多くの議論が繰り広げてきた各種議論を念頭に置きつつ、極めて限定的な視角でありながら、その視点を、清朝体制下にありながら地方行政がどのように変容を遂げたのか、その政策過程に着目する。日清戦争を前後とするに時代において、山東で実施された政策変遷を整理することで、時代の「連続／非連続過程」とその重層性について、地方的差異と多様性およびその地域的特性の問題を、光緒新政を境として分断されている議論の活性化を促すものとして、位置づけることを試みたい。

第一章では、本論の主役となる山東巡撫李秉衡の政治的立場について述べた。清朝中央、地方を含めた官僚群だけでなく、地方行政に参加した郷紳層から農民層まで、日清戦争での経験は、当時の時代を生きる様々な人々に影響を与えたわけであるが、各行政担当者の危機意識や変革意識を述べておくことが必要となる。ここでは李秉衡個人の思想性よりも、彼が当時の時代性によって歩んできた官僚としてのキャリアと置かれた政治的立場に言及する。

第二章では、日清戦争の背後で実施された黄河統治政策について述べる。対外戦争の危機的状況にありながら、内政統治として黄河の水災をとどめないわけにはいかない。この

黄河統治は、清末期のどの時期においても、当時の物流輸送や地方財政へ多大な影響をもたらした。そして、日清戦争時にしても、戦後にしても黄河統治の困難性が山東行政を苦しめることとなる。この点は他省にはない地域的特性として指摘しうる大きな検討課題となる。黄河統治の政策過程を整理することで、戦争外に関連する問題として検討する。

第三章では、日清戦争時山東における軍事と物流輸送の関連性を明らかにした。日清戦争が山東内部に与えた影響として、戦後山東に駐在した各軍營の軍餉が多大な財政負担をかけたことがまず指摘できる。そして、戦争時からの軍事輸送による物流停滞が軍餉捻出の問題と関連して、清朝の物流輸送そのものが停止寸前に至る危機的状況にあった。上記の二大問題から、山東の施策的方針が導かれていたことを、黄河統治の問題との関連性を含めて明らかにする。また、これら問題をめぐって山東巡撫と東河河道総督の権限問題が揺らいでいた点を指摘する。

第四章では、日清戦争時期の山東財政について検討する。第二章で述べた黄河統治、第三章で指摘した軍事・輸送の問題は、いずれも当時の山東財政に多大な負担をかけていた。日清戦争時にはすでに緊縮財政に置かれていった山東財政は根深いが、当時の行政対処として捻出しなければならない費用をどの点に求めたのか。基本的に塩政、関税、釐金といった清末期各省でもとられた政策手段が山東でも実施されていた。過程を明らかにする。

# 第一章 日清戦争と山東巡撫李秉衡の登場

## 1. 李秉衡と日清戦争以前の履歴

序章で述べてきたように、日清戦争の戦争期間を前後とする時期において、山東が置かれた状況を確認してゆくことが必要となる。当時、清朝地方政府において各省レベルで軍・財・政各分野でどのような条件の下、どのような環境におかれ、どのように戦争へ突入したのか、必ずしも体系的な整理はなされていない。

ここでは、これから述べてゆく議論の前提として、まず日清戦争時に山東巡撫として派遣される李秉衡<sup>34</sup>について、彼の清末官僚としての行政キャリアから、日清戦争時に山東巡撫として配置される理由、概観してみたい。

李秉衡（1830-1900）は、字を鑿堂、奉天海城（現遼寧庄河県）の漢人官僚である。

李秉衡の出自に関して、祖籍をめぐる検討がなされている。彼の祖籍は順天府で後に山東福山県桃源郷に移り、曾祖李協が乾隆三十九（1774）年に山東から奉天の海城へ入り、岫岩庁南の石嘴子に住んだ。しかし海城籍となっているのは彼の父、李輝徳が科挙受験の際に、岫岩に名額がなく海城にあったことによるという。<sup>35</sup>

李輝徳は嘉慶丙子（嘉慶二十一年、1816年）挙人となり、江蘇一帯の知県を歴任した。李秉衡は道光末年から咸豊にかけて、幼年のころ父に従い、生まれ英異にして、童年すなわち勤学、群書を博覧し、武術を習った。この後、江南へ隋任すると、揚州万福橋の大営での辨理営務処に調任されると、軍功が認められたことから官僚としての道が開けた。<sup>36</sup>

李秉衡が官僚キャリアをスタートさせたのは、報捐<sup>37</sup>によって監生となったところからである。彼が清朝官僚としてチャレンジし始めた時期は咸豊末年の頃であったと考えられるが、監生となった時期、なぜ捐納したのかは判然としないが、おそらく軍功から科挙試験を受けずとも官僚への道が開けたことによるであろう。

彼が知県として赴任していったのは直隸南部の各州県であった。その治績は「畿南第一」<sup>38</sup>と評価されている。彼が署知縣としてはじめに赴任したのは、同治元年の完県であった。<sup>39</sup> 当時、直隸南部も捻軍などの民衆反乱によって治安が悪化していたことや官との対立があったことが、李秉衡の赴任した各県からも伺うことができるが、その後、棗強県に補されると、さらに捻軍討伐の功を挙げる。<sup>40</sup>

この棗強県でも、咸豊年間に捻軍討伐の影響から、団練防御が命じられており、咸豊十



一年三月に県にて万余人の団練が、東団、南団、北団の名で編成されていた。<sup>41</sup> 同治元年十一月、張錦珠、楊昌四などの「逆匪」が南宮垂楊鎮の大營鎮に近づくと、十二月に冀州南宮などを掠め、以後勢い増して殺傷者が多く出たが、最終的に翌年一月末に李秉衡が濠濠（水壕掘削）し圩寨を築くと、日夜防御し、賊の五度の入境を防ぎその害を被らずに済ませたという。<sup>42</sup> 李秉衡はこの後も城の修復や、旗幟や火器製造、丁荘を募る、工を雇い、濠を掘り、圩寨建築など指揮すると、時の直隸総督劉長佑にこれを認められ、域内要道の食糧供給や監視を任された。<sup>43</sup>

彼の出世は苗沛霖の乱が起きて以後のことである。<sup>44</sup> 李秉衡は命により一軍を成していたが、僧格林沁が山東で陣没すると直隸南の境界に動揺が広がったが、余成恩が募兵して大名に赴き、山東沿河一帯を防ると、李秉衡も従い運河をこえて賊を撃ち、清豊県を任された。また河南の黄県境にて、山東大盗小羅成を捕らえると、時の山東巡撫閻敬銘が勞をもって奏咨し、蔚州知州へ昇任した。<sup>45</sup>

同治九年になると、李輝徳が卒したため、任地を離れたが、時の直隸総督李鴻章が慰撫し留めようとしたが、これを辞去、再任するのは光緒三年、安州での水災を任されたときである。ここでは一切胥吏の手を借りず、戸口を自ら調査し、開河消水を議論し、安州から入海の河道を定めた。工資の工面や民衆への賑恤のため、官を辞す覚悟で省に檄を飛ばしたところ、これが直隸総督の怒りを買って、「批飭停委十年」（10年の任官停止）をくらい、天津にて蟄居するよう命じられてしまう。しかし、さらに光緒四年になると、寧津県で盗賊の訴えが多くなされ、治安が悪化すると、任に勝る者がなく、李秉衡の定職が免除され、署知県として寧津へ赴任することとなった。<sup>46</sup>

この寧津では「粮案」によって民情が高揚しつつありまた降雨が不足していたため、すなわち「抗糧」が生じていたようであるが、李秉衡赴任後、富紳からの借款によって民衆救済をはかると秋収も増し、捐納も京錢数十万貫に及んで安定させる辣腕を見せた。

続く冀州では知州に昇任するが、ここでは荒旱から米価が高騰し、民衆が棉織による分業へ移行していたが、飢えや盗賊の出現を含めて、商販に至らぬままであった。剿捕の厳格化をはじめ、義倉からの出穀による飢民救済、民間織布の買い上げ転売による米穀購買による民定をはかると、胥吏による催科の横行や陋規の取り締まり、書院設置による才子育成を行い、その後、永平府知府へ昇任して以後も吏治の安定につとめ、彼の直隸任地での評価は「北直廉吏第一」といわしめた。<sup>47</sup>

この後、李秉衡は張之洞の推薦によって浙江按察使へ推薦されるが、これは到任せず、

広西へと飛んでいる。時にフランスのベトナム侵入は勢いを増し、広西へと前線が及んでいた。この清仏戦争の後方支援として、李秉衡は広西の龍州へ、さらなる戦地に送られることとなったのである。

フランス軍は1881年末にハノイ攻略を進めて以後、その前線を随時拡大し北上を続けていったが、1833年第一次フエ条約を締結すると、ベトナムの「宗主権」を清仏どちらが掌握するか、ベトナム保護国化をめぐる外交交渉の激戦が繰り広げられることとなる。1884年5月に李・フルニエ協定が取りまとめられておきながら、6月にフランス軍がランソンに迫ったことで、バクリで武力衝突してしまうと、両国の撤兵問題をめぐり、協定は白紙化し、戦線の「泥沼化」が拡大する。<sup>48</sup>

李秉衡が1884年、広西へ到任した当時は、交戦派であった両広総督張之洞の指示により、蘇元春、董履高らと広西の乱平定に当たることからはじめている。

清仏戦争に関連する対処では、広西巡撫潘鼎新が鎮南関（現友谊関）へ出撃した際に、李秉衡は後背地の龍州で欽命督辦広西後路軍務として西運局を任されることとなった。しかし、1885年に入り潘鼎新全軍が諒山で壊滅して指揮を失い、フランス軍は鎮南関まで進むと、2月（光緒11年1月）に欽命會辦広西前敵軍務として李秉衡が軍務を担うこととなった。李秉衡は散った武器や兵卒を留め、桂軍（広西）、広軍（広東翠軍）、楚軍（後方に淮軍、鄂軍[湖北]）を再編して軍を成すと、時の兵部尚書彭玉麟と両広総督張之洞らの主戦派の支持を受け、それまで清軍主力として活躍していた蘇元春を督辦軍務、馮子材を幫辦軍務につけ、李秉衡も護理広西巡撫として指揮系統も整備すると、ランソンへ打って出て、フランス軍総副司令ブリエールに攻勢をかけた（第二次ランソン攻勢）。結局、諒山を奪うことはできなかったがフランス軍の侵攻を止める影響を与えた。<sup>49</sup>

李秉衡の龍州での治績は、医薬局を設置し負傷兵の治療から軍の指揮を高め、糧餉軍械の調達に尽力したことが評価されている。<sup>50</sup> この後も護理広西巡撫として、広西の治安維持に努めた。さらに山西布政使転任の案が清廷でなされたが、議に合わず、1888年の春に郷里へ戻り、賦閑に達すること六年に渡った。

以上のように、日清戦争以前の李秉衡の履歴を確認すると、李秉衡自身は理論を述べ意見提示するような科挙官僚でもなく、緑営や勇営などの軍隊直属の武職による履歴をもって任官したタイプの人材というわけではなかった。

しかし、彼の赴任した地域は、直隸南部の治安激化地帯で、捻軍や、苗沛霖の乱、「匪賊」などの攻撃にさらされ、随時地域周辺での自衛を迫られていた地域である。これら地域反

乱に対して、地域住民の保護が大前提にあったが、地域の商紳（郷紳）と協議や村落の防衛設備への対処など地域住民保護策を見せるあたり、行政対処としての政治力や実行力を知県時代に獲得していった。

彼の赴任地から、清仏戦争や民衆反乱戦乱下での行政官僚として任地に携わるなかで得た経験として、①民衆反乱に対する軍務、②軍務後背の物流輸送、③捐納や富紳からの借款による地域支援、④水利被害対処、これらの行政対処能力を任地での経験から獲得していったことがわかる。

こうした、いわば戦乱・反乱の中で養成された「実務」的官僚が清末の官僚群の一端を支えていたと考えられる。李秉衡はそのなかでも「治安維持」対処による地域安定化を果たしたことから仕官の道を拡大していった。業績として履歴についた民衆反乱への対処が存在しなければ知県で終えていた官僚キャリアも、戦乱反乱の及ばぬ地域であれば巡撫までの地方大官までには到らなかったであろう。この点、各地で生じた戦乱がさらに李秉衡の履歴を支えたとも言える。

## 2. 山東における日清戦争下の軍事状況

### (1) 日清戦争時の李秉衡招聘背景

この後、李秉衡が再び任官するのが日清戦争のころである。この点は次章以降で詳細に検討することとなるが、ここでは、次に日清戦争時に李秉衡が山東巡撫へと招聘された背景を考えてみたい。

李秉衡が山東に赴任するのは、光緒二十年八月十二日（1894年9月14日）のことである。翌十三日に前任福潤<sup>51</sup>との交代を済ませ、到任の報告を十五日に行っている。<sup>52</sup> この赴任にあたって、李秉衡は直隸と山東境の任地を赴任してきた経験から、吏治の厳粛化と民気の安定を誓い、水害への対処、海防の軍備強化、塩政、漕運の厳査を課題に挙げている。<sup>53</sup> これら山東内政の課題点を福潤から引き継いだのであろうが、事の深刻さは、十三日同日中に登州への赴任を決定しているところから、日清戦争への対処が第一義的であったことに相違ない。

この山東巡撫赴任以前に、光緒二十年四月二十一日に内閣より安徽巡撫の補授が上諭されていたが、李秉衡はこの安徽巡撫の職を、清仏戦争時の「病」が回復しないとして、断っている。しかし、清廷に「償假一個月」として北京へ陛見するよう呼び寄せられたため、

天津へと赴いている。<sup>54</sup>

この李秉衡の人事には、どうやら李鴻章の指示が介在している。安徽巡撫への赴任を一度拒否した李秉衡は、陸見するよりも先に、五月に天津で李鴻章に面会している。この面会内容は李鴻章の病状見舞いを理由としており判然としない。

当時、華北一帯の軍事指揮権はこのとき直隸総督（兼北洋大臣）にあったが、朝鮮半島の後方地で、烟台の砲台増設や北洋海軍（指揮権は北洋大臣＝李鴻章）の軍事的要衝を有し、かつ山西・河南や安徽をはじめとする南方方面からの物資流通を担う山東は、戦地後方からの支援と関連して政治・軍事・財政いずれの分野でも重要地域となっていた。この点は清廷側の判断や李鴻章の認識を対照して明らかにせねばならないが、朝鮮半島の覇権を巡る日本との交渉決裂・戦火の急による軍事的危機感だけでなく、山東内部において頻発する水災や漕運輸送の制度疲労、地域財政の枯渇の問題や、捻子や各種地域の民衆反乱を清朝中央の人材が少なからず認識していないはずはなく、戦地後方地の治安安定が戦況に影響することを考慮したことも考えられる。また、すでに清仏戦争時の活躍によって、その軍事面での業績はもとより、署巡撫（代理巡撫）も任官した経験を持ったことから、人事の反対が起こり得なかったことも推察はできる。

李秉衡が山東巡撫となったこの他の要因として、日清戦争中に、清仏戦争時代に上官となった張之洞とも連携をとっているあたり、人的連携の取りやすさを得たのも適任であったと考えられる。おそらく李秉衡は李鴻章との面会以後、その指揮を受け入れ任官の意志を固めたのであろう。この後、巡撫の人事は福潤を安徽巡撫とし、李秉衡は山東巡撫の転任を受け入れている。

## （2）日清戦争開戦以後の李秉衡

李秉衡の山東巡撫赴任時には、各課題を認識しながらも、その対処は日清戦争への対処と曹州への治安引き締め策から実行に動いている。

1894年に至り朝鮮半島をめぐる情勢に緊迫感が加わると、8月1日に日清は開戦を迎えるが、李秉衡が山東へ到任した段階では、日清戦争の戦況はすでに平壤から後退（9月17日陥落）しており、東北方面の防備だけでなく、海戦を睨んだ山東の防備も急がなければならなくなった。戦況はこの後、黄海海戦へ移行する。清軍側の海防拠点には北洋海軍の鎮座する遼東半島の旅順と山東の威海を中心拠点として防衛ラインが築かれていた。

山東では李秉衡登場までに、威海・膠州の軍港構築、烟台の砲台設置強化、沿海部での

勇兵増営が李鴻章の指示と福潤の実施でなされていたが、開戦してまもなく、山東内地に配属されていた緑営軍をすぐさま北方に送っていたため、戦地背後かつ後路となる山東の内陸路の防備が危惧されていたため、急ぎ兵站を整備せねばならなかった。

しかし、李秉衡は日清戦争の後方支援対処には、頭を悩ませることとなった。まず、前任巡撫であった福潤の軍事的対処に関しては募兵が成されている以外具体的対処が行なわれておらず、目前には煙台で砲台が築かれ、威海に海軍が存在する以外は、防衛構想らしきものは何ら指揮されていない状況であった。

このため、李秉衡は旅順の背面となる登州を直接視察し、防衛拠点の再構築を図ると<sup>55</sup>、烟台では山東に配備されていた緑営軍の整備に当たるとともに、曹州鎮総兵王連三に陸路輸送の任を命じて北上させ<sup>56</sup>、近畿一帯の防務のためとして、田在田（甘肅肅州鎮総兵）に四、五營の軍を急遽招募させて先に北上させた後に、食料武器輸送の任に命じて指揮した。<sup>57</sup>

李秉衡の戦地後方での役割は、この軍営整備以外に、こうした武器軍糧などの物資や兵卒の輸送指揮を担っている。しかし、清仏戦争時でも同様に経験した以上に、山東では物資・資金不足や輸送停滞に悩まされることとなった。この点は次章で述べるが、日清戦争時には背後での黄河水災や漕運制度の疲弊による流通障害が密接に関連していた。山東では黄運河の二大問題がさらに財政負荷をかけていたが、海防強化に振り分ける財力、軍事力が多分に不足していた。この後も日清戦争による悪化が否めない。

李秉衡は山東巡撫の権限において、山東に駐留していた各軍への軍事的指揮権を発揮したと言える。しかし実質的には、清仏戦争時にかつての上司であった張之洞らと、武器、将官の確保に連携を求めながら、武器弾薬装備を行なっており<sup>58</sup>、将官の確保、武器調達、軍餉輸送の問題に関して、その指揮系統は限定的な状態にあった。

これは、同時に省内の軍事資金も不足した状態にあり、各地方から受けた資金援助の一部を、署布政司李希蓮を通じて省財源に組み込んで管理させてから、改めて山東機器局の資金に充てなおすといった対処を行なっており<sup>59</sup>、終始、軍事的対処の資金繰りにも苦慮している。

李秉衡が直接的に日清戦争に携わった戦役は威海衛防衛戦である。1894年12月に日本が山東作戦を決定すると、山東では威海衛の攻防戦に備えて、内陸後路となる登州・烟台、海路の旅順方面に対して、砲台の増築修繕をはじめ、軍営配置（登州～栄成）および練兵、輸送路の安全確保を強化した。<sup>60</sup>

しかし、威海での戦闘が間近になっても山東内陸部の防備は手薄で、軍備強化が追いついていなかった。当時、西北・南方各省から威海へ向けて救援の軍営が向かっていたが、これらは交通の阻害によって間に合っていなかった。<sup>61</sup> 山東に到った軍営は貴州鎮総兵丁槐、烏魯木齊提督董福祥以外は間に合わず<sup>62</sup>、軍営物資の不足が懸念される事態に陥っている。<sup>63</sup> 結局、威海は翌年1月に「失守」してしまう。

以上のように、日清戦争下の軍事輸送がどのように行われたのかは多く検討を要する課題であろう。これらの具体的内容は次章以降で述べるところであるが、特に同時期の山東では水陸両路の交通阻害と物資輸送の問題は密接に関連していることが伺える。その要点ともなる黄河統治・漕運整備の問題は清末期山東での重点課題でもあったのである。

### (3) 李秉衡の政治的スタンスと清廷との距離 —光緒二十年～二十一年という歳

次に、李秉衡の清廷との距離と、彼の採った施策上の意味から、その政治的スタンスを考察してみたい。

一般的に、日清戦争の清朝敗北によって、「清流派」の台頭と李鴻章の軍事的失脚がセットで語られる。日清戦争を境に光緒帝と西太后の不和が決定的となり、清廷内部の実権闘争が顕在化し、戊戌変法へと至る清末政治の描かれ方である。また、清流派台頭や戊戌クーデターに至る、清末期官僚制度論の中に根ざす「満漢不分」<sup>64</sup>の問題、すなわち「満州人支配」が王朝イデオロギーの中に根ざしながら、実質は大多数の漢人官僚の手によって政治が主導されているとする「満漢矛盾」による民族的対立の構造（義和団の「扶清滅洋」や革命などへの結びつけ）が、よく指摘されるところである。<sup>65</sup> 最近では、実権派と清流派の政策上のかけひきが光緒年間に行われていることも確認されている。<sup>66</sup>

清朝の民族統治の議論はひとまず置くとして、ここでは日清戦争時のポイントとして、西太后ら「保守派」が軍事権の掌握に動いたことに焦点をあててまとめてみよう。

この日清戦争が生じた光緒二十年から二十一年にかけては、背後で呼応するように、大規模な「回民起義」が甘粛で発生してゆく。この時、主軍をなしていたのが左宗棠楚軍系列を引く甘軍などであったが、重視したいのは光緒二十年十月に榮禄が、西太后のもとに再び接見したことにある。

榮禄は1861年の辛酉政変以後に醇親王奕譞に近づくと、同治三年には神機營を操るようになり以後捻軍討伐に加わり、光緒元年には署歩軍統領、光緒四年には工部尚書となるなど官界を渡っていたが、同治帝死後の帝位承継問題をめぐって翁同龢らに近づいていた

ことから武職へ遠ざけられていた。<sup>67</sup>しかし光緒二十年、西太后萬壽祝典の際に榮禄が西太后の前に現れると、榮禄は歩軍統領として総理衙門走行を命じられ、以後、中央軍政を握ることとなる。

この光緒二十年にも政治対立が起きている。同治帝死後の継承問題は、同治帝（載淳）に子がなかったため、次世代の「溥」字輩から選ばねばならず、道光帝第一子溥倫が最年長であったが、太皇太后として皇太后の地位から退くことをさけた西太后は、溥倫をまず退けて同治帝と同じ「載」字輩から選ぶものとした。「載」字輩の最長年は端郡王載漪（道光帝第5子）であったが、西太后の妹の子となる載湉（道光帝第7子・奕譞の長子）を即位させた。しかし、即位した光緒帝は、咸豊帝に次ぐ字輩者であり、同治帝を嗣いでいるわけではなかった。光緒帝即位時にいわば棚上げされていたこの問題が、光緒13年に光緒帝が成人を迎え親政に及ぶと、祖法に反してまで行った帝位承継問題も理を失い、光緒帝一翁同龢一康有為らの「清流派」を押さえられなくなっていた西太后は、光緒二十年に光緒帝廃位を画策したのであった。<sup>68</sup>

榮禄が西太后と「和解」を果たし清廷入りすると、北京周辺の治安を担い、また督辦軍務処が設置されたことで清廷中央の軍政にも関与するようになった。軍政に明るく、かつ満州八旗として満族統治の政治的条件も満たす榮禄が清廷入りしたことは、なおかつ甘肅に配置されていた軍事的状況を知るだけでなく、華北一帯へ再編することを可能にした。これらの軍営は日清戦争時には直隸・山東の背後を支えたが、義和団時の対八カ国連合軍の主力を成し、さらにこの後、新政期には北洋陸軍として再編されてゆく。

李秉衡はこうした中央官制の動向とは関わらず、軍事的結合も李鴻章や張之洞らと連携をはかり日清戦争に臨んでいるが、李鴻章が「失脚」、張之洞も「沈黙」すると、自信も威海戦の責任を問われたことから、その施策は内政統治を重視してゆく。

彼の採った施策を簡潔に示せば、①黄河統治、②流通改善、③財政改革の3点ということになる。これらは本論各章で実態を明らかにするが、清廷の政治動向とは一線を引いた上での省内治を展開してゆくこととなる。

たとえば、清廷政治に関わる問題として、日清講和をはじめとして、これ以外にも清廷統治の權威として再建にこだわった円明園補修や、「露清密約」などの外政上にわたる問題に対しては明確に反対した。

先に述べた清廷政治での動揺の煽りを受けず——たとえば捐納を積み重ねることによって清廷に接近し、自らの立場を向上させるようなまねはしなかったし、日清戦争和議反対

や露清密約のような外政的問題に対しては抵抗の姿勢を示したこと、何かと「不正の色」で見られがちな「資金獲得」の問題に対しても、胥吏の「中飽」を防ぐ不正への断固たる対処や、問題が生じている地域を自ら実踏して調査に及ぶ姿、清廷や他省からの資金源獲得を依頼せず事に当たったことなどから、山東域内で生じた各種諸問題を、内部で処理する、いわば「独自路線」を貫こうとする姿が見えてくる。

こうした李秉衡の諸策に対する姿勢は、一見すると「対外保守」に見えるが、その「保守」性を考慮した場合、「保守」しているものは「省」の利害であったと言える。その利害とは、あくまで省内における内政面で課題として引き継がれてきた、黄河統治、輸送調整、財政再建における調整であった。省域内の利害調整から生ずる権限を山東巡撫として「集中」させていく傍ら、対外的勢力となる列強諸団体には硬直化した。

李秉衡の諸策の中でも義和団に対する即断断処は有名である。

周知のとおり、大刀会反乱（光緒 20 年夏ごろ）の対処や、鉅野事件（光緒 23 年 12 月 7 日）などの教案に対して、李秉衡が毓賢や錫良などの部下を用いて、即断即決をもって民衆反乱を武断的に対処し、事態の拡大を防ごうとしたこと、

李秉衡が山東巡撫に到任した報告には、硃批に「一切の事宜を辦じ誠実に整頓し、目下、海口の防務および曹州一帯の盜匪には、適宜対処を計画せよ」<sup>69</sup>とあるとおり、日清戦争以外に、この夏を前後して悪化し始めていた曹州付近への対処が、またもうひとつの重点課題となっていた。しかし、李秉衡のこの曹州に対する対処は速く、巡撫赴任後すぐに曹州知府毓賢を同月末に引見すると、兗沂曹濟道姚協贊と協議し、勇隊ひとつを 500 名として毓賢に統帯させ、同時に大規模村では 3 村でひとつ、小規模村では 10 村でひとつの団練を組ませるよう各州県に地域の組織化を命じている。<sup>70</sup>

この曹州での騒擾は、威海陥落を尻目に、光緒二十一年二月ごろから激化し、いわゆる「大刀会」反乱として事態が拡大してゆく。李秉衡が毓賢を用いて大刀会の頭目を処断し、事態の即決沈静化を図ろうとしたが、ドイツの介入を招いたことにより、山東巡撫失脚へと至ったことは多くの研究で明らかにしているところであろう。<sup>71</sup>

戦乱・民衆反乱を舞台に行政キャリアの経験を積んできた李秉衡にとって、その対抗すべき「利害」は、襲撃される住民の保護であり、その「住民」は王朝統治のなかで安寧をはかる地域民衆であったが、武力をもって王朝行政権力に対抗してくる組織・団体には徹底的に抗戦した。

しかし、彼は純粋な科挙官僚による理論家ではなかったから、民衆に対して華夷秩序が



どうか、清朝への権威秩序への挑戦だとか儒学思想に基づくような反論の位置づけを行っていない。

また、ドイツカトリックをはじめとする「帝国主義」「列強」勢力に対しては、無視するかのように交渉の場を設けようとはしていない。当時、洋務で行われていた一連の「富国」近代化政策は、武器製造から鉱山開発、鉄道敷設など、いずれも「洋人」の手を必要とし、列強からの借款なり技師調達などの交渉が、督撫を中心に個別的にはかかれていた。しかし、李秉衡はいずれの手も借りなかった（後述）。

「中体西用」を実演する「経世派」「洋務派」官僚とも像を異にする。当然、官僚資本の蓄積に終始するような「腐敗」者<sup>72</sup>とも言い切れない。洋務派官僚として括られたカテゴリーのなかには、その「開明性」がしばしば指摘されるが、李秉衡が獲得した「開明性」は、李秉衡の行政キャリアをたどった場合、「敵対」という思考を持ち合わせても、内に「提携」して懐柔するという方針も採らなかった。

これらの方針のもとで、省内では巡撫の権限のみによって孤立せず、布政使・按察使をはじめとする地方官僚との連携・行政再編を「公局」設置による対処を積極的にはかって「内治」に努めようとする姿勢である。

後に、義和団八カ国戦争の際には再起用されて最終的に憤死を遂げるが、こうした彼の態度は、清廷からは「忠節公」の諱をもらっているように、「清廷には尽くした」という歴史的判断が同時代的になされていたようである。

対外情勢として「外敵」となる列強諸国（フランスや日本）には反抗の意を示し、内政面では黄河統治に尽力する。しかし、その一方で一連の義和団「民衆」に対しては武断的姿勢を貫いたことで、その批評は、内政に尽力しながら、敵対勢力と結ぶわけでもなく、かといって民衆におもねるわけでもない。

戦史を評価する立場からすれば、敵国に徹底抗戦を貫こうとした救国の「英雄」像、民衆史観からすれば、民衆に対して弾圧を加え、清廷に肩入れした人物となる。彼がどのように清廷との距離を保ったのかは後述するが、同時期の人物として民衆史観に立つ場合に「反動」的なものとして位置づけられた李鴻章や張之洞、袁世凱などの人物と比較すれば、その評価はクリーンなものと言える。

彼の履歴をたどると、一言で述べてしまえば、こうした内容が李秉衡の歴史評価に位置づけられているが、日清戦争以後の李秉衡の治世を眺めた場合、彼の「人治」によるパーソナリティも、各種施策面を考察した場合に否定し得ない。日清戦争時に山東巡撫として

地方行政トップの一端を担う地位に就き、実質、各種行政を処断してゆく。その際、決定されていった各種施策事項は、次代への影響を多分に及ぼしたはずである。ここでは履歴をたどり推定する以上の論理展開をなせていない。より詳細には、彼が獲得していった対内外の「愛国性」や「国民性」（ナショナリズム）との位置づけを、清廷の動向を含めた「中央—地方」の対立構造、対外的勢力への姿勢、地域社会民衆への認識などの側面から読み解くことが必要に思うが、課題点としてさらなる考察をなしたい。

付表：李秉衡履歴表

年	月日	履歴	功績・事件	備考
1828(道光8)?		山東福山 生誕	尽力弁理団防籌餉 候補班	祖籍：奉天海城
185?		監生報捐	候補欠の後、 直隸州知州の用	丁憂後、直隸改指
～1861 (咸豊11)		命江蘇試用調赴軍營 (揚州万福橋大營)		
1862(同治1)		署完県事('61) 署棗強県事('63～) 理武邑県事 (旋)棗強県知県 署清豊県事題('64) 蔚州知州(～'70) 前署清豊県('72)	→緝匪(抗糧闘争) 劉長佑兵差出棗弁理団防 苗沛霖の乱 山東大盗小羅成捕獲 山東盗犯拏獲	('70)丁憂(父：李輝徳)
～1879 (光緒5)		署寧津県事('76) 復署冀州直隸州事('77) 補冀州直隸州知州('79)	→安州水災：資金流用('76)	('73)帶領引見候補欠
1880 (光緒6)	12月	補授直隸永平府員欠 (正'81)	→糧運・平糶	批飭停委十年(蟄居天津)
1881(光緒7)	10月	山西知府補用	→劫案('81.7/8)	参該：降一級調用

1884(光緒 10)		転調広西按察使	清仏戦争	1888 春卸任賦閑 6 年
1885(光緒 11)		護理広西巡撫		
1894(光緒 20)	5 月 25 日	安徽巡撫補授(拒否)	日清戦争	
	8 月 16 日	調補山東巡撫	9/11 山東到任→煙台へ	
1897(光緒 23)	夏	四川總督補授拒否	曹州府寿張県教会襲撃	現、陽谷県寿張鎮
	9 月 27 日	鉅野事件(曹州教案)	大刀会:徳天主教宣教師殺害	後任山東巡撫張汝梅
	11 月 1 日	→李秉衡解任		後、河南安陽に寓居
	11 月 6 日		徳、山東出兵、膠州湾占領	
1899(光緒 25)	8 月	招見 命巡閱長江水師	義和拳が起り北方へ	これ以前に天津陥落
	6 月 1 日	李秉衡北上		
	8 月 11 日	連合軍に敗退。自刃。		

出展：秦国經主編『清代官員履歴檔案全編』四卷（華東師範大学出版社、一九九七年）、54 頁。

貴泰、武穆敦等纂『安陽県志』（二）卷十六・人物志・流寓（『中国方志叢書』民国二十二年鉛印本影印、成文出版社、一九六九）1660－1666 頁。『清史稿』卷四百六十七、列伝二百五十四、李秉衡の項。

## 第二章 日清戦争時期における黄河統治の破綻と再編

### 1. はじめに

日清戦争開戦以後の山東内部の情勢には多くの懸念事項が存在していたが、このうち特に最重視されてきたのが黄河統治の問題である。

太平天国や捻軍を経た後の曹州大刀会による治安維持減退、清朝正規軍の軍事不足と地域安定のために補填される団練による軍営維持の混乱、漕運機能の機能的制度的減退は「国家」的物流を担う社会的インフラのほころびそのものであったし、これらの対処と根本的な財政難に加え、地方の各行政に付着する吏治腐敗といった問題が「負の遺産」を支えていた。これらの問題はいずれも連関・連動して行政への負荷を増幅させていた。

日清戦争を経ると、さらに軍事的混乱が山東の内政対処に附加されることになるが、軍事への影響も含め、これら問題の根幹にあったのが黄河統治であったと言える。

山東の黄河は、咸豊五年（1855年）の河南省蘭陽県銅瓦廂で決口すると、大清河と結合し、北流たことで歴史的な大改道を果たし、山東の旧大清河流域に大幅な洪水被害をもたらした。<sup>73</sup> 州県レベルの行政対処を遙かに超えるこの大水災に対しては、当然、省行政を主体として歴代山東巡撫によって対処が引継がれていた。

その対処を簡潔にまとめれば、銅瓦廂氾濫以後、1870年代に黄河両岸に大官堤が築かれると、1880年代には黄河河口付近をいかに海口へ流すのか、その分水策が積極的に議論された。光緒年間に到ると、歴代山東巡撫となる李元華、任道鎔、陳士杰らに事業が引き継がれてゆく。後、張曜（光緒12年5月1日巡撫就任）が巡撫へ就任すると、A：河口の浚渫、B：堵築と堤防補修、C：徒駭河堤防工事を策定して対処することとなった。しかし、張曜が改善策として提示した分水策（南河故道分水案）は、運河輸送への影響による反対（曾国荃）や、同時期発生した河南鄭州の河工が政治的に優先されたと（河東河道総督成孚、河南巡撫邊宝らが河南を支持）、結果、翁同和（戸部尚書）や李鴻章が最終的に河南指示に回ったことから山東の統治計画は頓挫していた。<sup>74</sup>

第一章では李秉衡の履歴から確認したとおり、彼の山東巡撫就任時には、上述の背景を前提に、なおかつ日清戦争最中であってもこの黄河統治の問題は避け得ぬどころか、同時期には省レベルで普遍化、顕在化し、かつ同時並行的に対処することが行政の必須課題であり、重い負担となって目前に強いられる状況にあった。

近年に至り、黄河統治の研究は、中国側で総合的にまとめられている。災害に苦しむ姿は清末期の時代のみではないが、黄河統治による政策から、地域の地理的状況や自然環境を含めて、時代を連続的に考察して述べられるようになった。<sup>75</sup> とはいえ、上述した事項を明らかにし、前提として掲げられつつも、日清戦争時期という時代的画期において不可分として現れてくるはずの黄河統治の問題に対しては論攷が極めて少ない。

山東の内治は、日清戦争の最中であって、背後では黄河の水災によって省行政から民衆レベルまで危機的状況に追われていた。日清戦争の背後でどのように黄河の水災に対処したのか。また、いかなる管理手段をもって統治しようとしたのか。当時緊縮財政下におかれていた山東では、戦争対処以外にも、黄河へも多大な費用拠出を強いられていた省財政の問題も関連する。これらの関連性においては未だ検討が必要であるものとする。

そこで本章では、これら山東の諸問題を前提に、日清戦争という重要な転機を迎える時代において、当時の黄河統治の施策がどのように位置づけられるのかを論じてみたい。日清戦争開始以後に山東巡撫として赴任した李秉衡が、いかに黄河統治を組織し、その河工策がいかなる視点を帯びていったのか、まずは1895（光緒二十一年）年の黄河統治への対応から、いかに黄河に対する河工策を推進していったのか。その具体的施策を整理して明らかにしてみたい。

## 2. 日清戦争時の黄河河工

### (1) 黄河河工の再編

さて、山東赴任後の状況から李秉衡の黄河河工の対策を確認してゆくと、その具体的対処は完全に後手になっていた。すでに巡撫交代についてはすでに論じたが、当時は巡撫交代とその後の戦争対処による負荷が、黄河統治へ集中させることができなかつた要因として見て差し支えなからう。

同時期の山東では毎年、冬季に至る霜相の時期（11月～12月）になると各河川が凍結する時期にさしかかっていた。この河川凍結時には、北京と南方をつなぐ大運河輸送も停止し、水流停止を利用して、河川堤防の建築や浚渫を行う、黄河河工を実行するチャンスが訪れる時期であった。

李秉衡は巡撫到任以後、日清戦争の兵站処理に追われていたが、黄河に対する対処へも積極的に働きかけ、まずは行政整備の面から行動している。その第一手として開始したの

が、黄河管理行政の再編であった。

光緒二十年十二月、山東流域下の黄河河工の全工段に対して、それぞれ河南考城県公界から壽張県の十里鋪までを「上游」とし、十里鋪以下から利津海口までを下游として二分し、その下游の工段をさらに二分し、十里鋪以下から章邱県屬の傅薪莊までを「中游」、傅薪莊以下、利津、韓家垣海口までを「下游」に区分した。

この工段には、候補道クラスの人員を置いて対処に当たらせるものとした。上游に兗沂道姚協賛<sup>76</sup>を総辦に、候補道馬開玉<sup>77</sup>を会辦に配置し、中下游は濟東道張上達の総辦に帰した。さらに候補道二員を中下游両游に分けて会辦として、それぞれ無給で管理させるものとした。<sup>78</sup> また、合わせて光緒十八年（1892年）に河東河道総督のもと設置されていた河防局を再整備した。<sup>79</sup> これは、委員に濟東道張上達を総辦、候補道李希杰<sup>80</sup>、丁達意を会辦として充てたが、濟東道が総局事務を兼ねながら長年駐工させるのは困難であるとして、その下に候補道李希杰を督辦に、中游河工に対しては候補道丁達意を督辦として置き、これら下游の河工は均しく常川駐工で専責として命ずるものとした。<sup>81</sup>

第二に、黄河河工の年間予算について、翌二十一年の黄河河工の予算編成を行った。当時、山東の省財政は緊縮財政下におかれ、至る方面で経費の増大化に悩まされていたが、黄河河工経費の明文化を行うことで、予算捻出の固定化をはかっている。これには光緒十五年、十六年には、それぞれ八十八万および九十七万両を費やしていた点から、司道各庫から銀五十万両を籌撥し、藩・運司の両庫に截留してある餉需銀十万両を充て、計六十五万両の予算で対処するものとして決定した。<sup>82</sup>

これら対処の狙いは、黄河管理や水害対処に対する管理の目を光らせることにあったが、戦時下に省財政が逼迫するなかで経費を抑え、かつ巡撫直接の判断で、黄河の管理体制を省行政に組み込むことにあり、工段を明確化することで、人的にも財政的にも管理手段を及ぼす狙いがあったと考えられる。

次に、光緒二十一年に水災が発生する中で、これらの管理組織がどのように機能していたのかを確認したい。

## （2）光緒二十一年の水害対処

この光緒二十一年には後の河工策を巡る上で転機をなす、二つの水害が発生している。ひとつは正月に発生した凌汛による濟陽県高家紙坊の漫溢である。

この雪解け時の水害は「凌汛」と呼ばれ、寒暖の差で溶けた氷が堤防や水門などの河川

機能を破壊するだけでなく、堆積した氷が溶け出すことで春先の水害へとリンクする監視体制を強化する時期でもあった。

ここで簡単に述べ置くと、当時の山東黄河の被災サイクルは4つ存在する。一つは先の述べた「凌汛」である。この「凌汛」の処理を怠ると、春先の雪解けの時期（旧暦一月下旬から、桃の花が河川に流れる頃）に雪解け水や氷によって「桃汛」として水災が連続する。夏場の雨期になると「伏汛」「秋汛」と二度の増水期が州県を襲うことになる。

しかし、日清戦争当時の山東では多年緊縮財政下におかれてきたことから、「節省経費」によって防汛（黄河監視専属の営汛）の委員が置かれず、加えて上中下游の人員も戦争で海防が重視されていたため人員を回せず、常駐できなかつたことから、災害監視の対応が遅れ、八十余丈の水が済陽県、惠民県へと流れ出て、徒駭河へ流れる被害となってしまった。ただし、先に組織した上游総辦兗沂道姚協贊や下游総辦候補道丁達意の稟報によって、この被害状況が把握できるようになっていた。<sup>83</sup>

この対処は三月になると、委員らの対処によって堤防を合龍、堵合し、ひとまず区切りをつけることができたが<sup>84</sup>、続く夏場の伏汛でも被害が連続してしまった。増水時の水害となるこの伏汛は、閏五月初八、九日ごろに大雨が連続したことで、上游では寿張県を中心に、中游では東阿や長清、齊河、歴城などで埽壩や民埝などの水利施設を次々と失う被害となったのである。

このうち黄河下游の済陽、濱州、塩窩、利津といった地域で被害が出たが、特に利津では淤灘地帯に竈商が存在するだけで、堤防工事が格段なされているわけではなかつたため、水が漫溢してから、さらに五、六十丈に拡がり水深三丈ほどの被害となって、流れも北流し、特に塩灘地の多くが被害に晒されてしまった。<sup>85</sup>

この対処が可能になったのは、増水期の水災に落ち着きを見せた七月上旬のころで、水流が利津県尾閭南岸の呂家窪と、齊東南岸の北趙家（趙家菜園）で滞留していることなどが状況推移とともに明らかになっていった。<sup>86</sup>

以上のように、この春先の「桃汛」から夏場の「伏汛」まで連続した二つの水害が日清戦争時期に発生し、対処に予断を許さない状況が続いていたことになる。しかし、先手を打ち再編した河防組織からの監視と状況報告を通じて、水害メカニズムや被害推移の具体的把握がなされていった。

また、こうした黄河河工の費用をいかに捻出し節約して運用するのも一大問題となっていたが、二十一年の河工経費は、上中下三游におけるすべての費用をあわせて、戸部へ

送り稽查した銀が十三万両、工部への銀が四十九万両、あわせて六十二万両ほどとしており、概ね二十年末に立てた河防経費の計画通り、年間六十万両に収める努力をしている。<sup>87</sup>

### (3) 籌餉と水害の実地調査

以上のように、李秉衡の巡撫赴任以後は、こうした年間の水害サイクルの対処に追われていたため、黄河河工の具体的政策策定が可能になったのは、日清戦争が停戦し、また秋汛の状況が収束した九月になってのことであった。この背後で、日清戦争停戦後の光緒二十一年閏五月二十七日に、清廷から各地方の施策を把握するための上諭が下されていた(後述)。<sup>88</sup>

これに対して、山東では黄河への対処に加えて、輸送、財源、軍営、民衆反乱といった問題も同時並行的に処理していたため、即座に奏摺を行い得なかったが<sup>89</sup>、鉄路や鑄幣、郵政、鉱山開発に関しては、巨資を費やしたわりには結果が出ない点を指摘し、また、軍事面や税源に関しては、節制して中飽を排除する方針を述べて、従来山東の施策で主要事業として採られていた「富強」の諸政策とは一線を引くと<sup>90</sup>、一方で、黄河河工に関しては、抜本的対策を打ち出すために、伏汛と秋汛の被災地域を実地視察してより詳細な現場認識を深め、黄河河工の積極的対処に乗り出していった。<sup>91</sup>

この視察はおよそ半月にわたり、九月二十七日に出省すると、三十日には東阿陶城堡の北運河口門(中游の懸念地)、十月初一日に高家大廟(下游の凌汛被害地)の漫口工程、東平州十里堡から戴廟安山一带までの運河の状況を確認すると、初八日に利津県北趙家、呂家窪一带(秋汛の被害地)を視察し、十四日に塩窩(塩商存在地点)、十九日に督署へ戻っている。<sup>92</sup>

この視察の結果、以下の問題を確認している。まず、中游の東阿県陶城堡(陶城埠)では黄河との水量調整を行う「借黄济運」が問題となっていた。もともと大運河との交錯地点となる張秋には水門が設けられていたが、これは水量奪取や土砂流入の問題によって閉塞したため陶城埠へ移設されていた。しかし、この視察から、陶城埠から戴廟まで淤塞し、船の運行に深刻な障害が出ていることを確認している。<sup>93</sup>

第二には、下游地帯の河道変遷の問題であった。特に被害の出ていた北趙家、呂家窪一带から水流の状態を確認すると、水勢が落ち着いていたものの滞留した状態にあった。このため「疏濬の法」を計るものとして、隄埝の被害や、黄河の土砂堆積による水位の上昇、海口へ流れる河道(韓家垣)の淤塞といった問題を認識している。<sup>94</sup>



第三に、この視察状況にあわせて、翌二十二年の防汛経費を立てている。李秉衡は、二十一年と同様に翌二十二年の防汛経費に関して、司道各庫撥銀五十万両と、加えて藩運両庫の籌備餉銀各五万両の存留によって六十万両の予算取り決めたが、この中でも派員や勇夫の雇用・駐留の増加、淤塞による水位上昇と隄埝埽壩の工料増加、人員削減や節省策といった予算上の限界も認識している。<sup>95</sup>

#### (4) 黄河下游の状況と塩場の被害

また、もう一つの問題には、黄河下游の塩灘被害の問題が関連した。光緒二十二年に至り、黄河下游の状況は、凌汛が安定<sup>96</sup>したものの、二十一年の伏汛発生地となった利津県呂家窪への対処を巡っては、視察調査を経た後も堤防の堵合は為されず、具体的対処を欠く状況が続いていた。

ところが、こうした李秉衡の判断を巡って、利津県属の商紳王会英（給事中）が族党ともに、李希杰や丁達意の言を信じて「民生疾苦」を招いていると非難すると、清廷側からもその態度を詰め寄られることとなった。<sup>97</sup>

そもそも、銅瓦廂決壊以後の下游を巡る状況は、本流が鉄門関から海へ流れていたが、光緒十二年の南領子での決壊後を期に、北岸に壩を築き、南へ導水して海に流していた。この際、堤防の破損に対しては呂家窪の居民（十六戸：地名）が対処したが、水害の直接的原因でなかったため具奏されなかった。しかし、光緒十五年に韓家垣で被害が拡大した際に、当時の巡撫張曜が築隄束水（支流をひとつにまとめ堤防を築く策）して海へ流したが、韓家垣の河身は数年で淤泥によって閉塞してしまっていた。これがついに光緒二十一年の夏に呂家窪・北趙家での水災となると、水の流れは南支河となる楊家河から海へ流れ出る状況となったのである。<sup>98</sup>

李秉衡は遠因としてこのように捉えてはいたが、実効的対処への判断については、淤泥堆積による河道の変化や、呂家窪の地勢が「五穀不生」による不毛地帯かつ、塩灘や、武定や済南などの人口稠密地帯といった地形的条件から居民への影響を危惧し、韓家垣の浚渫して対処すべきか、呂家窪の堵合を実施すべきか、どちらの対処法を優先させるのかの判断には慎重を期していた。

この黄河下游の対処法を巡って、王会英<sup>99</sup>が呂家窪の堵合を優先させるべきであると主張してきたことから、改めて下游総辦丁達意、中游総辦李希杰は海口を調査、防汛委員乙沛恩が部へ審議を計ることとなった。しかし、この「呂家窪堵合優先案」に、さらに永阜

場大使唐宝珍が、塩灘を衛るための堵合を先に行うべきであると主張してきた。

この唐宝珍とのやりとりによって、さらに塩場の具体的被害が判明した。その被害は黄河の大改道以後、百六十余副あった永阜場の塩灘は、呂家窪の水害によって九十余副が水流の衝撃で破壊され、三十余副が浸水し、うち七副が製塩可能であるとのことであった。このため、塩運司に新灘の開設を打診したところ、官台、永利、西繇、王家網などの塩場で、すでに新灘四百余副を塩灘地で自らが出資して開設しており、また商人からの借款も得ているといった状況であった。<sup>100</sup>

李秉衡は調査を通じてこうした下游の利害状況を把握しつつあったが、清廷側は、新任の河道総督任道鎔の到任を待てと指示するのみで、結局は、ここでも対処の判断を山東巡撫の兼官に委ねられたことになる。<sup>101</sup>

### 3. 黄河下游の新河導水計画

#### (1) 陳家屋子（鉄門関）導水案と利津北岸趙家菜園での伏況

以上のように、光緒二十一年九月の籌餉計画以後、中游の運河管理権、下游の塩政の崩壊的状况をふまえた上で、光緒二十二年の春を期に、下游地帯の施策に特化していった。この対処には、李秉衡の判断のもと、度重なる実地調査によって黄河河口の流れを見極めながら、判断を保留にしていた呂家窪の堵合が中心に実施されていった。<sup>102</sup>

李秉衡は黄河の視察を経ると、河口の流れが以下の通りに判明した。

- A 口門北の八里荘で北に折れて東に向かい、豊国鎮の丁河圈を過ぎて陳家屋子に至り、また東北に折れて、塩灘の納潮溝から海に入った。
- B 陳家屋子以上の溜勢は頗る大きく、各灘地を汎濫しながら潮道溝に入り水勢が散漫した。
- C 傍溜は口門の北西一帯から数十里で平漫となり、西北の西林河および正北の小議河などから海に入った。河身は崩れきらなかったが、出海の路を作れなかった。
- D 正河の韓家垣も淤塞によって閉ざされつつある状況にあった。

こうしたことから、早急に下游河口の流れを新たに海へ流す方法を考え、代替案として旧河となる鉄門関への導水案を考えたが、これは淤塞による地勢の変化によってすでに流

れないことが分かった。

李秉衡はこの状況を受けて、「思いますに、陳家荘の上から呂家窪に至る決口した処は、なお八、九里に隔たり、河身はただ一錢を存すのみであります。呂家窪はすでに全河の流れを奪っています。もし正河に帰そうと再び攔黄壩に導水して入れるならば、土地が高くなり経費も多くなりやはり敢えて辦理を述べずにあわてて把握するだけになってしまいます」と述べると、呂家窪南岸の「挑深引河」において以下のように計画する判断を下した。

- A 呂家窪の口門から陳家屋子十余里の流れが安定したため、陳家屋子に面する竈壩を、汎漲時に決壊させて、旧黄河故道に流す。
- B 西北一帶の平漫の水は次第に涸れるものと捉え（呂家窪より下方の塩灘は修復）、秋を待って呂家窪の西壩から長隄を築き、陳家屋子の竈壩より低い所で、北岸に大堤を築く。韓家垣新河の溜勢がわずかであることから、簡単な堵築を計画し、両面で弱まるのを防ぐ。
- C 陳家屋子竈壩近くの以南から浚渫引河して、旧河河身に斜めに接続する。河身が泥で淀んでいる処で、陳家屋子から牡蛎嘴まで一律深く浚渫させ、引河の上に堤防を建築し、将来水が逆流しないよう防止する。
- D この韓家垣改道後、陳家屋子以下の居民に遷徙を命ずる。
- E 口門の流れを正河に流すため、陳家荘攔黄壩を壊して、旧河に導水する。<sup>103</sup>

次いで、この陳家屋子導水計画案と経費に関しては、以下に決定した。

- A 呂家窪の黄河流域の荘民を移住させて給費する。
- B 秋汎収束後、呂家窪北岸の長隄を建築し、韓家垣を堵合する。
- C 新河の需款は、各工程を合計して十万両前後と見積もり、京餉から十万両を留める。<sup>104</sup>

しかし、以上のような黄河河工の計画は、常に水災との隣り合わせにあった。五月十一日になると利津県趙家菜園で漫溢し、この伏況によって、最終的に河口の流れが3つに分割し、うち2つが曲折して東北土塘より下方へ約七、八里進み、呂家窪と逆流した水相となってしまったのである。<sup>105</sup>ここに陳家屋子導水案も、水泡に帰してしまったのである。

この結果、再度調査を要し、伏汎・秋汎の様子を観察して辦理するものとして、八月には趙家菜園漫口および海口調査を決定した<sup>106</sup>が、計画実行の判断を先送りするよりほか無くなってしまった。

## (2) 蕭神廟新河案

九月になると秋汎の状況が安定<sup>107</sup>したため、李秉衡は、趙家菜園、沾化県、慶定溝を経て呂家窪口門を再度調査して、水流の情勢から以下のように判断した。

- A 趙家菜園だけでなく、商河、惠民、濱州などでもみな水が徒駭河へ流れていることから、趙家菜園は堵合する。
- B 呂家窪は、正溜が陳家屋子で折れて北上し、塩灘地帯から海へ流れ、水勢が失われた。このため趙家菜園と呂家窪の一部合流地点となっていた慶定溝から、竈壩を掘削して徒駭河（洛河）へ流そうとしたが、口門東壩から陳家屋子まで泥が平坦に堆積し、徒駭河へも韓家垣へも流れなくなった。以上のことから、呂家窪からの導水も諦めて堵合する。
- C 陳家屋子から先は淤地であり浚渫がしがたい。このため、新たに地勢が低くなっている蕭神廟の方面へ導水する。

また、この段階での導水プランは以下のとおりであった。

- A 攔黄壩を掘断して旧河へ流す。
- B 東岸の竈壩以外は土地が平坦で居民もいないため、旧攔黄壩の東韓家垣から十七里にわたる新河を掘削する。
- C 李家竈の竈壩を掘削して三里開き、約二十里にわたって平字灘から海に入れる。
- D 李家竈下方の東竈壩から、十七里の堤防を斜めに築く。
- E 六月中に掘削していた引河をさらに拡大し、呂家窪口門から攔黄壩を建築し、大溜を引河する。呂家窪西口は浚渫する。
- F 口門を堵合し、正溜は全て新河に帰して、蕭神廟から海に入れる。
- G 韓家垣旧河は、減水支河として、盛漲時には分泄の路とする。
- H 予算は撥銀二十万両。将来款項が不足すれば添撥を請う。<sup>108</sup>

しかし、こうした新河導水案に対して、九月二十一日の上諭では、新河を開いて大溜を

引き入れた後に通暢するかどうか、塩灘を崩した後に一律に河川が枯れてしまうの  
いか、蕭神廟一帯の産塩地が別に障害を引き起こすのではないかといった懸念が指摘され  
た。<sup>109</sup>

李秉衡はこれに対して、「治河之法」として「展寛河身」、「疎浚河淤」、「開通支河以減水」、  
「築隄束水以攻沙」の四点の要点について判断を述べている。

その要点をまとめると、以下の通りである。

①まず、展寛河身の策については、下游地帯の断続的な民埝、済武両郡の地形的人口の  
密集、斉河、済陽、斉東、蒲台、利津等での近隣河川の閉塞といった条件から、部臣も居  
民に対する判断ができずにいる。

②疎浚河淤の策については、光緒十年に、倉場侍郎游百川の策で巡撫陳士杰が実行した  
船や器具、十三年に巡撫張曜がフランス汽船（仏国挖泥機器船）を導入して行った浚渫方  
法では効果が得られなかった。

③開通支河・減水の策については、侍郎游百川の策から歴城の杜家溝から徒駭河へ、長  
清の五龍潭から馬頰河へ引水を計画したが、直隸総督李鴻章の反対で議論が衰退し、その  
間、徒駭河も惠民や濱州などで泥が平坦化して横溢を度々招き、後に張曜が南河に流そう  
と計画した際にも部議により慎重な路線が期された。

李秉衡はこれらの状況から、上記三策は実行不可能と捉え、「築隄束水」のみが「攻沙の  
一法」であるとして、呂家窪決口以後、二十一年九月と二十二年五月の調査を経て、改め  
て「蕭神廟新河案」を実行する判断を下した。<sup>110</sup>

### （3）蕭神廟新河案から陳莊新河案への推移と崩壊

以上の計画と判断のもとで、十月下旬には下游総辦丁達意の指揮のもと趙家菜園を合龍  
させた<sup>111</sup>が、以後の導水計画も思うようには進行しなかった。

この合龍以前にも、利津以下の正河が淤塞して西韓家の民埝で漫溢し、河道変遷の恐れ  
が生じた<sup>112</sup>。このため李秉衡は再度十月十五日に下游現地を調査し、小寧海から檀家溝  
一帯に分散して海へ流れていることを確認すると、蕭神廟新河案の計画をさらに練り直し  
<sup>113</sup>、再計画後の工程を以下に決定した。

A 南岸の西灘で引河一道を挑挖（掘削）し、南に引く。

- B 口門の西壩を基準に、三里ほど遡った台子荘から新堤一段を添設（長さ四百十丈）する。
- C 西壩を基準に、陳荘西の崔家荘から新堤一段を設置（四百丈）し、新たに掘削した引河の（挑引河頭）東端を東壩の基とする。
- D この東西壩の両面で計画を進め、正河を截断し、引河を正河とする。
- E 引河から二里ほど上り、さらに新引河を添設して掘削し、合龍時の溜勢を制御する。<sup>114</sup>

しかしながら、この工程を阻むものは黄河の凌汛であった。この後、引水の工程は十月十九日に着工したが、壩に引河を開放した際に、溜勢が増して水位が五、六尺ほど上昇し、かつ正河河身の河底が淤沙であったため、堤防が堵合前の状態で崩れ落ち、この状態のまま凌水が六尺余寸ほど張って河川が凍結し、收拾がつかなくなってしまった。李秉衡は丁達意に対して魚鱗埽の加廂や西韓家から營勇三百名の調拔等を指示して対処させ、なんとか新旧引河に従って東へ向かわせたが<sup>115</sup>、しかし十二月になると、引水した水が韓家垣の淤塞によって滞留したまま氷結し、さらに韓家垣の淤塞箇所では凌水が漫入（凌汛）し、陳荘以下の新堤建設（全長八百余丈）が中断してしまった。<sup>116</sup>

翌二十三年正月に一部が氷解すると、凌水が済陽以下から利津海口まで凌汛の被害を及ぼし、歴城や章邱交海の小沙灘や胡家岸などで河面を塞ぎ、二十二日にはさらに小沙灘、胡家岸の埽身へ水が進入して工程は悪化した。<sup>117</sup>

その後、二月になると本格的に開凍しはじめたため工程を再開したが、二十四日に水漲四、五尺、口門の深さ三丈ほどに拡がり、東壩の一部が崩れたため、そのまま総辦丁達意が開放引河して口門に流したが、水流制御の効果が得られなかった。このため凌汛被害地の小沙灘を塞いだ後（初七日合龍）、再度調査して、対岸の淤灘の前に開いた引河をさらに掘削して引水し直す、という案を再計画した。<sup>118</sup>

しかし、これも今度は三月初三日に桃汛で増水すると、上游の陽谷県や寿張県で壩が崩落し、濮州では橋梁が流失、下游の蒲台县や利津県の各所で隄埽に危険が及ぶといった状況となり、被害を最小限に押さえることで精一杯となってしまった。<sup>119</sup>

五月になると、結局、西韓家では口門が寛さ三百余丈、水深五丈に拡がりすぎてしまい、立夏を過ぎて増水した際に、水深七丈を超え、建造中の壩などが相次いで崩れたことから、制御できなくなり、新河引水案はついに完全に宙に帰ってしまった。

李秉衡は伏汎、秋汎に備えなければ蕭神廟以下の流れも途絶えてしまうことを懸念し、さらなる代替案として、西壩に順水壩一道を添設して補強を急ぐと、ようやく大溜を制御し得たが<sup>120</sup>、五月の夏至を過ぎたころになると、この順水壩建設による案も、口門が新たに堆積した泥によって固まらず、水深六、七丈となり、水利施設（東西の壩や金門占）も失う状況となると、李秉衡はここにすべての工程停止を判断し、すでに完了した三百余丈の堤防機能を保護に専念するものとし、秋汎後に溜力が弱くなってから改めて工程を再開する決定を下した。<sup>121</sup>

この伏汎は、最終的に利津県の北峰子および下方の西灘で民埝が崩れて被害を及ぼすと<sup>122</sup>、水流は寛さ七、八十丈に拡って西灘の口門から三方向に分かれ、いずれも直接海に流れずに泥が堆積し、また、ある程度掘削していた陳莊新河も水深が一、二尺ほどとなって漕船が航行不能となる被害となってしまった。<sup>123</sup>

以上のように、李秉衡が策を凝らし着手した導水案は、二十三年の間に机上にあるまま実効性を失っていったのであった。

李秉衡はこの年、以上のような河工の情形に対して、「近年の尾閘不暢は、しだいに泥で満たされて、河底が平地よりも高く、一縷の危うい堤防が洪水の流れのままの（東範）に全て頼っており、満ちれば必ず溢れ、所々でみな危険に及んでいます。大いに修培をしようとするれば、すなわち数百万の帑金は籌画する方法がありません。展寛河身をしようとするれば、すなわち数十万の居民もまた配置する地がありません。種々の難辦は河南に比べて倍になるばかりではありません。撫臣をもって司の河務を兼ねて、事繁に責を重くしたとしても、また河臣の一意経営のようにはできないのです」<sup>124</sup>と述べて、その工程の困難さを指摘している。

#### 4. おわりに

周知の如く、李秉衡は二十三年の段階になると、義和団の対応<sup>125</sup>に追われ、九月に四川総督に左遷されてしまう。その山東巡撫統治時代の背後では、日清戦争や財政難を抱えながら、黄河への対処が常に隣り合わせにあったため、その策も限定的になっていったと考えられる。しかしながら、以上のように李秉衡が採った河工策を見る限り、中下游における老朽化した隄埝、黄河の土砂流出といった歴年被災サイクルの中で抱えられてきた問題は、時代を問わず解決困難であったと言える。

そうした中で、李秉衡が黄河河工に残した成果について言えば、まず黄河の河工経費を固定化したことにある。当時、莫大な経費がかさんでいた黄河河工は、戦争などで落ち込んだ省財源を回復させていく上でも重要な課題であった。

二十三年の河防予算も、六十万両のうち各庫から撥銀五十万両、藩運両庫から餉需銀各五万両としたが<sup>126</sup>、六十万両の基本予算を目処に、藩運両庫から五万両ずつを予備予算とし、さらに不足すれば京餉を押しとどめてまでも財源捻出しようとする手段は、予算運用上のひとつの方針となった。

また河防局や上中下游工段の委員をはじめ、黄河の専門官庁を再編し、度重なる調査を通じて河川管理の実態把握できるようになった。同時に、河工の奏銷を通じてある程度の統治の指揮系統の回復と維持を可能にした。

こうした省レベルでの監視体制を再編して以後は、黄河の被災サイクルを経験として獲得しながら、日清戦争終息後の光緒二十一年九月に取りまとめた「籌餉」を転機として、費用対効果に見合わず実効性を欠く「洋務」を省内の施策から切り離すことで、黄河統治へ特化する施策的転換を果たしていった。

その施策については、黄河中游では運河水門が閉塞していた問題が重要であったが、「南運」から塩の問題に切り込むと、被災調査を通じて塩灘破壊などの実情を把握することができた一方で、官の中飽問題や地域利害の問題が、下游の「尾閭不暢」問題と絡んで、問題が複雑化していた。

この運河の問題を通じて、黄河河工における河道総督と山東巡撫の権限を明確にさせようとしたが、これは解決策が得られずに事実上山東巡撫の職責に委ねられたまま、対処が図られてゆく。

こうして、李秉衡が黄河下游の情勢に施策を特化しようとしたとき、以上の問題が同時関連しつつ、やはり伏汎から秋汎に至る黄河の被災サイクルを見極めながら判断しなければならなかった。実際に、度重なる実地調査を経て決定された海口（黄河尾閭）の政策変遷の過程は、呂家窪・趙家菜園の堵合から、蕭神廟新河掘削案・陳河新河案へと至るまで、数年で紆余曲折し、計画も頓挫していったことが分かる。

以上のように、李秉衡が黄河統治の管理体制を回復させてゆく際に焦点化されていった問題は、後への時代にも引継がれていったと考えられる。<sup>127</sup>結局、李秉衡が苦慮した政策は、この後、義和団や戊戌政変で断絶するが、しかし李秉衡の統治を経て清廷の認識も改まり、山東河道総督の任道鎔に加えて李鴻章が派遣され、改めて鉄門関故道への引水見



直しを軸に治河方策が立てられることになる。その際には戸部をはじめ 200 万両に拡大した予算がつけられて、移民の方法や民埵管理、上中下総辦の監視体制といった施策的基盤が引継がれてゆくことになるのである。

### 第三章 山東巡撫李秉衡による省行政の集権化—日清戦争 時期の河東河道総督権限問題を例として—

#### 1. はじめに

第二章で述べてきたように、19世紀近代の山東に特に影響を与えた要因のひとつに、1855年（咸豊5年）に河南省蘭陽県銅瓦廂で生じた黄河の大氾濫から劇的な河道の変化が生じ、未曾有の大氾濫となったことが挙げられる。<sup>128</sup>

この黄河の大改道による影響は、黄河流域下にある各地域への被害だけでなく、特に清朝の命脈を保つ大運河による輸送形態＝漕運制度を破壊したことは、特に同時期の山東に大打撃を加えていた。このため、この漕運問題に対しても至急その体制制度を整えなければならなかった。漕運制度は清末期になると、北方への物資輸送形態の合理化をめぐる、主として民間側の船舶発達を中心に、大運河による輸送ではなく海運による輸送が暫定的措置として試みられるようになっていたが<sup>129</sup>、しかし、アヘン戦争や太平天国などの相次ぐ戦乱・民衆反乱によって地域情勢が不安定化したことによって、制度的途絶の危機に度々見舞われていた。しかし王朝の命脈を担う物流輸送を停止するわけにはいかず、同治期になると輸送策をめぐる河運と海運の両面で議論がはかられ実施されたが、清仏戦争を経て海防への意識が高まると、日清戦争までには再び河運への回帰が検討されるようになっていた<sup>130</sup>。

この漕運制度の運用をめぐるのは、輸送課程における運丁（軍丁）の運官による需索や<sup>131</sup>、困窮した運丁の自己救済手段となる私貨搭載<sup>132</sup>、商人や運官、運丁の結託などによる規定量以上の輸送による課税額の減少、免税、脱税といった問題が横行し、従来清朝によって定められていた規定外の収入（浮収）が暗黙に認められる<sup>133</sup>とともに制度運用上の疲弊も増大していった。

また黄河が北流した結果、黄河への対処だけでなく、水量調整や運河設備などの大運河の機能にも致命的な障害を引き起こし、輸送を根本的に停滞させてしまう危機が生じていたため、河運機能の維持も積極的に行なわねばならなかった。この連動する黄河と運河の対処については、黄河の被災状況が一定の落ち着きを見せた同治期になると、ようやく対処策が論じられるようになり、黄河統治の根本的対処として、随時堤防修築や浚渫がなされていったことは前章で述べた。<sup>134</sup>

同時期の黄河と運河に関連する問題の特徴のひとつとして、特に光緒期には、大運河と黄河の交差点（陶城埠）の水門が黄河の沙泥によって閉塞し、漕運運行に深刻な影響を及ぼしていたことも山東の命運を決定する重要な施策事項であった。

これらのことから、山東域内各河川の浚渫を含めて大運河の水門を積極的に浚渫せねばならず、河運の整備にもより力を入れねばならなかったが、日清戦争時までには漕運、運河、黄河の対処を同時並行的に処理せねばならず、黄河の大堤建設や運河管理の問題を中心に莫大な資金が費やされたことから、当然山東の省財政に大幅な負荷をかけてゆくこととなった。

第四章で後述するが、清末期の地方財政の動向は、すでに財政史の整理からも描かれるように、動乱の咸豊期には、京餉が酌撥制から攤派制へと移行し、捐納、釐金、海関税といったいわば非正規的な財源が開発され、各省での財源に組み込まれてゆくこととなる。こうした省財源が独自の財政権のもとに税收体系を整備してゆく動向が存在する一方で<sup>135</sup>、戸部は地方財政を統括する術を失ってゆくことで、中央の権力縮小と同時に、省レベルでの督撫権力を中心とする権限拡大による分権化の問題が指摘され、この背景のもとで、財政政策上においては釐金や関税などの財源開発と同時に経費削減を行なってゆく潮流となる<sup>136</sup>。

また、財政上の問題と密接に関連するのが軍事の問題であった。緑営軍営の財源は、清朝後期の時代へくだと、武官や兵丁への俸餉であった地丁錢糧が不足しはじめ、塩課や関税を財源として補足的に流用する対処がなされたが、結局、嘉慶期には地域勢力への軍拡を通じて軍財政上から中央、地方とも赤字（虧空）を増大化させていく<sup>137</sup>。この後、咸豊同治期に太平天国が華中を席卷する頃になると、財政赤字とともに形骸化した清朝軍に代って勇営が組織されると、流通過程における釐金や関税が軍費捻出手法として定着化し<sup>138</sup>、特に地方財源に組み込まれていった。

しかし、清末期山東では、こうした資金源は州県からの拠出に依存し、地域社会に圧力をかけたため、民団をもとにした「抗糧」が生じ、捻軍や大刀会といった存在にも軍事的対処を行わねばならなかった。<sup>139</sup>一方で、地方政府が軍事的統制を保つためにも、いかに軍餉をおさえて経費を削減するのも重要な政策方針となっていた。

以上のように、日清戦争に至るまでの山東の政策実施過程における基本的条件は、黄河の防洪対策、運河管理、漕運整備、財源捻出および経費削減の4つの問題であり、これらはいずれも省財政の問題と密接に関連して、省内における重要課題として基本的な政策軸

となっていたと考えられる。

ここで上記のような清末期山東における各種基本政策の実施背景を前提とした場合、山東巡撫を中心とする「督撫権力」が、同時期に生じていた各種問題への対処を通じて権限増大し、結果的に再度省レベルで「集権化」された動向が、同時期の政策実施過程を論じる際の焦点となる。

改めて清末期山東巡撫の権限を簡潔に確認しておく、軍政および民政を司り、関税、釐金、塩政、郷試、漕政の総合的職権が課せられていたことが確認できる<sup>140</sup>。しかし、日清戦争時に課せられていた山東巡撫の権限は、戦時中の混乱に加えて上述した財政、軍事、社会統治などの諸問題に対処するなかで、各種の権限に対してどの程度まで実行力を保てたのかは不透明さが残る。当時の施策決定の状況をめぐっても、山東巡撫を中心に施策が実行されているとはいえ、不透明な権限のもと、いかなる判断のもと政策として取りまとめられ、いかなる権限のもと決定し施策実行に移したのか、その実施過程にいかなる背景や実施条件が存在したのかを改めて整理し直して論じる必要がある。

こうした山東巡撫の権限や政策決定の諸条件を考慮した場合、山東巡撫の権限は、不安定化する社会情勢や従来の行政機能の限界から実質的管理手段が及ばなかったため、状況に迫られて新たに権限獲得に向かい、権限を再構築しようとした側面が考えられる。また一方で、施策を実行する機関としての行政機能も、機能の効率化や制度運用の維持が限定的なものなり、管理機能を一部失うなかで、権限が「弛緩」した側面も考えられる。

しかしながら、清末期山東で推進された施策推移の実態に迫る前に、上述した諸条件が先行研究のなかで確認されていながら、当時新たに顕在化していた問題にどのように対処し、政策決定に至る要因にいかなる背景にあったのか、そのうち何が重視され実行に移されたのか、財政や漕運のようにそれまで継続的に行政制度の合理化が図られた一方で、限界を来していた制度運用の問題とどのような関連性を持っていたのか、各政策を実施する督撫（山東巡撫）の権限がどの程度まで行政組織に及び、またどの程度まで完遂能力を有していたのかといった各政策実施に至る上での多くの問題に対する検討が行なわれつくしているとは言い難い。

そこで本章では、上述した立脚点をもとに、まずは日清戦争時にいかなる推移を経て政策が取り決められ実施されたのかを整理したい。同時期は時代的な転換点でありながら、政策史上まとまった論攷も少なく、また後の光緒新政や民国期への時代へと続く政策的関連性も興味深い。同時期に何が課題でどの問題に対処したのかを整理することは、後の時

代への連続非連続を考察する上で重要課題となる。

また、この日清戦争の背後で行なわれていた黄河問題や漕運制度などの山東の地域的特性も考慮する必要がある。その上で、日清戦争開始時に山東巡撫として赴任し、当時山東で採用した軍事、流通過程の整備、黄河の統治、省財源獲得といった主要事業を取りまとめた李秉衡の動向を整理して確認し、彼の採った政策意図がいかなる点にあったのか、試みに検討を加えてみたい。

## 2. 日清戦争時期山東の諸政策

### (1) 日清戦争停戦後の軍事問題

李秉衡が1894年9月11日（光緒20年8月12日）に山東に到任して以後、山東登場以前の履歴、巡撫就任の経緯、後方支援対処の困難性として、登州視察による防衛拠点の再構築や煙台での軍営整備、物資調達における各省督撫との連携、資金繰りについてはすでに第一章で端的に指摘した。清末期において、山東における政策的転換点を迎えてゆくのは、日清戦争以後のこととなるが、はじめに述べてきた事項は、山東において各分野で対処すべき事項として引継がれてきた各種の問題が、日清戦争時まで継続して持ち越されてきた問題でもある。ここでは1895（光緒二十一年）年の年明けに威海が陥落して以後の山東の状況から確認してみよう。

さて、日清戦争の後方での支援活動も、結局は2月に威海が陥落することで、1895年3月には山東での戦闘は、日本軍と睨みあったまま膠着し、李秉衡も戦果を挙げる事がなげないまま事実上収束していつてしまう。しかし、その停戦期をむかえる間に、山東の内政上では軍事面から端を発した問題として、大きく2つの問題が戦後に生じていったことが確認できる。

まず第一点に、日清戦争中、江蘇など南方からの軍隊（淮軍）輸送において、各軍が軍船を自辦して行軍せねばならなかった点である。行軍とともに武器弾薬などの多くが陸運で輸送されたと考えられるが、その輸送過程にあった州県では、輸送のための雇傭やその給与、車両や馬匹の協撥、脚價の支払いに対して、輸送過程にある隣接し合う州県が協力して対処（協撥）せねばならなかった。しかし、駅逦の整備不足から州県側においても協力関係の負担が増加した結果、各地で行軍が滞り駐屯し、輸送自体が大幅に停滞して混乱を来していた。<sup>141</sup>この陸運輸送過程での問題は、光緒十年代に山東巡撫陳士杰が海防を

はかった際に同様の問題として、駅馬の回転不足から駅馬増加の要望がすでになされており、州県に対する駅馬協撥の差務において簡易措置が図られていた。しかし、山東では太平天国に対する軍事的安定を迎えて以後は情勢が落ち着いていたため、その措置を停止しており、日清戦争時には対処が間に合わなくなっていた。このため李秉衡は煙台に駐紮した際に、総理衙門の指示を受け、山東でも「車局」の設置を図るものとした。

これは、まず軍事輸送にあわせて、沂州府から入境し、蘭山、蒙陰、泰安、齊河、德州を一路、濟寧州から入境し、濟寧、東平、茌平、平原を一路として、最終的に德州で転運して出境する2つの輸送ルートを正式に定めている。また局を設けた州県に対しては、州県が輸送を担う車長を搾取しすぎないように制度を厳格化した。

李秉衡は「車局接運南來各軍過境兵差酌擬章程」を設けると、車局の地の選定、車両協濟の制度、車長の額、脚價の監査を行い、この他に車両を設ける額設、輸送に伴う橋桁などの差徭、淮軍の車両協撥、長車の雇傭といった輸送ルート上の州県側の差役に対して、車局の整備とともに明確に規定化した。<sup>142</sup> これら州県側の各費用項目を具体化して負担軽減させようとしたことは、輸送課程で生じる浮収の問題に対して、州県への無用な科派を食い留め地方徴税の改善を促す意図があった<sup>143</sup>。同時に軍備的情報伝達手段であった差役を整頓することで、行軍上の軍費削減をはかる狙いをもって、省内の陸運輸送を整備しようとしたとも考えられる。

第二点は、戦時に山東に駐在しつづけた營兵の軍餉問題である。威海での戦闘が収束して以後の山東軍營の状況は、戦時から各地で整備していた軍營が、停戦を迎える間近になっても、海防のために山東に引き続き駐屯し続け、加えて、軍營が陸続と整備される状態となっていた。<sup>144</sup>

こうした山東における軍營の総体を把握できたのは、日清戦争が停戦を迎えるころ（3月）で、戦時中の募兵から、同時期の山東域内に駐在していた軍營を確認したところ、およそ80營を超えており、この80營の官辦勇夫の薪餉、転運軍火・器械等に月餉銀20余万兩を要し、おおよそ10か月で月餉銀200余万兩が生じることが判明した。戦時中の軍費不足の認識を経て、この軍餉をいかに捻出するのが、軍事および財政上の早急の課題となったのである。<sup>145</sup>

## (2) 漕運と鉄道敷設の問題

以上のように軍事面に発するひずみが増大していたなか、一方では省内における輸送制度に関連する問題として、従来から懸念事項として引継がれてきた漕運、河運、黄河治水の問題が同時に連動していたため、その対処に苦しめられていた。李秉衡は戦時対処の背後で、当時の鉄道敷設と運河整備の問題点をふまえた上で、省内輸送に関して対処をはかっていった。

山東では清仏戦争以来、海防への危機が募ると、輸送力の停滞していた漕運に代わる代替案として海運による輸送が補助的に計られていた。しかし、これは日清戦争によって海運が途絶したことにより糧販が停滞し、奉天方面への兵餉が不足する事態としてこの問題の背景に現れていた。

このため、李秉衡は漕糧輸送を急遽増加させるため、二月から五月にかけて平糶を図るものとした。この対処には、漕船が山東の釐卡を通過する際に、護照により貨物の石数を明記させ、印章によって釐税を免除する方策を決定し、糧商の包攬や私貨搭載、官吏の需索を防止する策をあわせて行っており、戦時下で混乱した輸送形態を整備し直すとともに、輸送過程で生じる浮取問題への対処に目処をつける狙いがあったと考えられる。<sup>146</sup>

しかし、輸送形態を立て直す依然に、漕運の整備でより問題となっていたのは、陶城埠の水門が淤塞していた点であった。当時、陶城埠では黄河と大運河の結節地点となっており、水利機能を利用して、乾期に黄河の水量を運河に引き入れて水量調整する「借黄济運」が行なわれていたが、これは随時、漕船の通行を効率化するために実施されてきたが、東昌府知府の洪用船の報によると、同時期にはすでに黄河の泥が口門に堆積し、通行障害が確実な状況となっていることが判明していた。

この陶城埠の閉塞問題は、輸送上の代替案を図る依然に、漕運途絶を意味し、「国家的輸送」が完全崩壊しかねない危険性が生じていた。このため早急に陶城埠での水門をはじめとする運河機能を回復させる手段をはかるものとして、運河機能の浚渫、堤防修築費に工料銀4万9815両を見繕い、布政司庫の籌款によって捻出するものとした。こうした借黄济運による黄河の淤泥を原因とした河道淤塞、水門閉塞によって生じる漕船の航行不能問題は、清末期山東では継続的な課題でもあったが、これは黄河統治の問題と漕運や運河機能の問題を同時並行で対処せざるを得ない状況となっていたことを意味していた。

この問題に対処するためには、当然漕運制度に対する改善が求められていた。日清戦争に至るまでの山東では、この輸送形態の代々案を巡って河運による輸送に回帰していたが、

この河運閉塞の問題を受けて、電信設備の導入などとともに、鉄道敷設の議論が有力な輸送代替手段として議論に登場していた。その鉄道敷設案に関しては、すでに、陶城埠から臨清にわたる鉄道敷設案が清仏戦争以後に図られていたものの、これは黄河や大運河の機能障害などによって、施策実行には慎重な姿勢がそれまでの施策に示されていた。<sup>147</sup>

日清戦争の段階になると陶城埠一臨清間の敷設議論に関して、戸部側から敷設を推進する意見がすでに提出されていたが、威海陥落後の戦闘が収束した頃には、すでに春先の漕運開始時期を迎え、早々に江北、江蘇からの漕運が山東に向けられて開始されてしまい、またこの間、陸運や漕運に関して省内輸送の調整に終始したため、鉄道敷設を議論する猶予が無くなっていた。このような状況をふまえた上で李秉衡は、陶城阜北から臨清南の200余里が枯渠となり通行に支障をきたしている点、荒廃した地域の人夫が無業游民化してしまう点、敷設手段、地価の見積もりや予算的弊害の三点を主として指摘すると、この鉄道敷設に関する一切の議論を退け、これ以後、いっさい議論を停止している。<sup>148</sup>

これは、背景に各種経費が増大化する傾向にあるなかで、鉄道経費を負担する余力がなかったことを意味しており、また優先すべき政策事項として、輸送効果の不明瞭な制度よりも、すでに前提として継続的に存在してきた漕運制度の根本的解決を実施しようとする判断でもあった。

### (3) 日清戦争時の黄河統治

以上のように、李秉衡が取った軍事的支援の限界性や、その後の軍制整備や輸送調整への対処、新たに議論せねばならなかったはずの鉄道敷設議論の停止に関して、これらの根本的背景には、すべて黄河統治の問題が関連していた。

同時期の黄河水災については、

①李秉衡の巡撫赴任後にはすでに水害の危険が現れ（1894年11月3日）、翌1895年3月14日（光緒21年2月18日）に済陽県高家紙坊での漫溢によって、被害が拡大したこと、

<sup>149</sup>

②これら黄河の対処には莫大な資金が必要で、黄河河工の経費に関して、銀60万両を目安に低減させたこと（実質目安65～75万両）<sup>150</sup>、

③雨期の伏汛期に大雨が連続し、広域（寿張、陽谷、東阿、長清、陶城埠、済河、歴城、章邱、また済陽や濱州、孟庄、利津）にわたって水害が生じ、上游総辦兗沂道姚協贊や中游総辦署済東道李希杰、下游総辦候補道丁達意らが先導して対処に応じたものの、最終的



に、元々河工の手薄であった黄河河口方面の利津県呂家窪の一带を中心として、河川を淤塞させ、流れを北に変えてしまう二次水害へとつながってしまったことは<sup>151</sup>、第2章で述べたとおりである。

当時、春夏連続した水災は山東での基本的サイクルであったが、このうち黄河河工によって加わる財政圧迫がより行政対処の困難性を深めていた。年間60万両と定めた黄河河工経費は秋を迎えるまでには総額で62万4159両<sup>152</sup>を費やし、黄河対策の予算経費はすべて使い切ってしまった。その上、また、1895年の運庫銀が2万5千両不足し、司道各庫および臨清関からの実収が銀62万5千両であったため、これに、1893年に防汛の報告をしていた中で不足していた3万6777両を差し引きすると、銀3万5937両が財政欠損として生じていた。

こうした河工経費による財政欠損が常に山東に累積され財政圧迫を加えていたと考えられるが、以上のことから、李秉衡は各種対処のため早急に資金源を獲得せねばならなかった。

#### (4) 省内行政経費の増大化と財源確保

以上のように、日清戦争時期の山東では、戦争で弛緩した輸送形態や軍営での再調整をはかる以上に、定期的に発生する黄河の水災対処に尽力せねばならなかったと言えるが、同時期は軍事、輸送、黄河治水の大問題が同時並行的に噴出した時期であると同時に、これら山東内部で抱えていた問題が、停戦後に省財政を一度に圧迫する事態となっていたと考えられる。

李秉衡は戦後になると、上記の問題をふまえた上で、施策上の整頓を行うと同時に、財政面の課題に着手し、財源捻出手段として主に2つの軸をもとに施策を実行していった。

すでに先述したように、軍事面においては、おおよそ200万両ほどの軍餉を捻出せねばならなかったが、この問題に対しては、1895年3月17日（光緒21年2月21日）に、漕運に呼応して京協餉に関連して報告している。当時、山東の省財源としての田賦は、蠲緩民欠を除き、正耗あわせて銀245万両の歳入があり、黄河・運河の河工経費や満、緑営の俸餉、京協餉をすでに捻出しているとのことであった。<sup>153</sup>

本来、北京に送るはずの京餉に関しては、すでに、1885（光緒11）年の段階では、黄河大堤の費用などのため、京餉銀26万両、糧道庫銀4万両、災民への賑恤銀5万両、提留していた京餉銀4万両、塩課における京餉銀のうち1万両の費用（あわせて約40万両）が、

山東の省財源として留用することが決定されていた。加えて、1894年時には、海防のため、1893年に内務府経費として添撥した、布政司庫銀2万両、運庫銀1万両を送った以外は、毎年布政司庫から送る京餉銀40万両、辺防経費の銀12万両、兵餉銀6万両、直隸東明河工銀2万両、北洋鉄路の経費銀3万両、東三省俸餉の解六成実銀13万8千余両、貴州への協餉（3ヶ月分）の実銀2万両、吉林省への俸餉銀1万両、糧道庫への辺防経費銀5万両、北洋鉄路経費銀2万の経費が、京餉として北京へ送られる予定であった。李秉衡は、戦時中に相次いで増兵されていたことから事態を変更せざるを得ず、この莫大な軍餉を捻出するため、おおよそ110万両ほどの京餉を暫定的に半年間、截留提解し、京餉を省財源として流用することを決定した。

しかしながら、上述した黄河問題に対処する間、その背後で曹州において騒擾が起きたことで対処が後手になってゆく。李秉衡は曹州知府毓賢を引き立て兗沂曹の三州の捕務を任せると<sup>154</sup>、毓賢によって即座に首領が処罰されて一段落を迎えたが、しかし、地域社会への対処に動く間に、軍餉に充てるものとした京餉を布政司庫に留めてから時間（3ヶ月）が経過してしまい、至急新たな財源獲得を見出させねばならなかった。このため李秉衡は、軍餉不足を補う手段として、京餉からの捻出にとどまらず、日清戦争に至るまでにある程度開拓されていた塩課や関税にも手を伸ばしていったが、同時期にはやはり黄河の水害や戦争による流通停滞によって、省全体の財政の総体を把握できなくなっていた。

李秉衡は軍餉問題を認識した後、塩商の資金依頼を要請している。しかし、戦時中に獲得していた塩捐は、李秉衡の赴任時に塩商から捻出を拒否されたことで、戦後の財源としては期待できなくなっていたため、財源をほかに求めねばならなかった。

こうして、李秉衡は軍事上の兵站整理や流通過程の整備を行なうなかで、新たな財源獲得の必要に迫られたため、あらためて省財源の把握・整理を兼ねて、釐金や関税を中心に財源獲得を目指し、その第一の手段として東海関から調査を開始している（後述）。<sup>155</sup>

また、煙台に駐在していた軍営整理をあわせて行なっている。煙台には、停戦後、孫金彪（陝西漢中鎮）統帯の崇武軍4營が駐屯していたが、このうち一營で4万余両の経費がかかり、東海関の常税のうち額解銀5万7千両の収入では一營分しか満たせないことが判明した。これ以前の対処にも泰安で3万余両を輪船に費やし、洋薬釐金を充てたことがあったが、関税の収入が一營一船の用にすら満たないことが判明したため、こうした動向から、関税税収の実態をある程度把握したものの、省の根本的な財源として見込むことは困難であった。<sup>156</sup>

次いで、七月に行った海防捐輸の調査を行なっている。この海防捐輸は日清戦争時に煙台を中心に軍資金として紳商から集められたものであったが、本来、各省で京餉に充てられて部庫に送るはずのものであり、また停戦後も続けて募捐されようとしていたため、停止するものとした。

この捐輸の状況に対して李秉衡自らが改めて調査したところ、新海防捐輸として9万4千余両存在し、このうち8万9千余両が海防の軍餉として部に送られていたが、煙台で行われた新海防捐輸（第1回～60回）は、すべてあわせると296万余両もの資金が集められていた。

このうち、総辦新海防捐輸局務署布政使李希蓮の調べによれば、山東巡撫張曜の時代、1890（光緒16）年秋以降に砲台修築のためにこの資金が用いられ、うち56万両が河工経費、60万両が海防に用いられたほか、省内の庫款から賄えきれない軍費がこの捐輸から捻出されていたことが判明した。加えて、この調査を行なった段階で、煙台・膠州の砲台の金として北洋大臣（李鴻章）にすでに報銷されており、山東には一銭も残されていないことが判明したのである。<sup>157</sup>

李秉衡は、ここまで京餉を布政司庫に留め、各方面の財源調査を行なった上で、新たな資金源として捐輸や関税に手を伸ばし、省財源を得るため手段としようとしたが、この時点では財源としては見いだせぬ状況であったのである。

また、こうした財源獲得手段と並行して、一方では軍縮による経費削減策を実行している。李秉衡は「冗兵冗費」がかさむ山東各営に対して、日清戦争の和平が成ると即座に軍営の縮小を実施し始めている。ひとまず、山東の河防営はもともと8営（河定前左右後に4営、河成前左右後に4営）存在していたが、日清戦争時の海防の戦力として編成されていたため、これを河防に戻し修防に充てるものとし、河成左営右営、中営を撤廃して人員を削減した。また、河防営の餉章により一営を300名に定め、河防の工程に到った日から河防局が月餉を支払うとした軍費削減策を実施している。<sup>158</sup>

この軍営縮小による経費削減手段は、停戦合意の時期にさしかかっても陸続と増営されていた状況に歯止めを効かせ、また莫大な軍餉を省内でまかなうため、京餉を布政司庫に保留させた上で状況を伺い、軍営再編および冗員削減による軍費削減策を同時に行うものであったと考えられる。

### 3. 日清戦争後の政策的転換点

#### (1) 籌餉

以上のように、1895年4月17日に日清戦争が停戦するなかで、輸送、軍營、財源の三大問題の調整が行なわれていったが、同年の秋頃になると政策上大幅な転換点を迎えることとなる。

停戦後の7月19日（閏五月二十七日）、清廷側から各省の財政状況を把握するため、軍機処より將軍、各省督撫や布政司・按察使などの地方官に対して、自強を図るための基本的プランを示すよう上諭が下された。

この上諭は、鉄路の修築、貨幣の鑄造、機器、砵山、漕運から、籌餉練兵などの各省内にまたがる戦後の情勢について、一ヶ月以内に覆奏せよという内容のものであった。しかし、日清停戦に対して即座に断固反対の姿勢を示していた李秉衡は、この間、省内輸送手段の調整や、大刀会反乱への情勢把握、氾濫した黄河への対処に見切りをつけ、賞假一ヶ月の休暇を萊州で得て療養していたところに、この上諭を受け取っている。<sup>159</sup>これ以後、伏汎、秋汎への対処と、財源調査をあわせて実行する背後で、上諭の指示に従い省内の方針を定めることができたのが、11月（光緒21年9月）に入ってからのことであった。

この上諭に対する李秉衡の上奏は二度行われているが、第二章で黄河河工の施策的転機を与えただけでなく、山東がそれまで推進してきたおおよその各業種プランに対して、大幅な政策転換を公言するものであったといえる。

まず、一度目の奏議は11月2日（光緒21年9月16日）に行われた。この奏議は、「調べますに、諸臣の原奏は籌餉練兵の両端に外なりません。したがって、工商を敦く勧めることをもって籌餉練兵の本となすのです。鉄路を開き、鈔幣を鑄り、砵産を開き、南漕きたを折め、額兵を減らし、郵政を創るのはみな籌餉のことです。機器を造り、陸軍を練り、海軍を整えるのはみな練兵のことです。学堂を立てるのは、いわゆる練兵籌餉の本源なのです。そもそも傷が大きく痛みが深いのに、富強と言うには不足の言をなしています。この迂闊の談はもとより事の道理がありません。然るに、必ず何事かを取ればまず西人で、ことごとく数百年の成法を変えています。臣（李秉衡）は竊かに過あやまりであると考えます」<sup>160</sup>と述べているとおり、籌餉、練兵、鉄路、砵山といったすべての項目に、李秉衡の管見を述べたものであった。

その内容は主に三点あり、まず、鉄路や鑄幣、郵政、砵山開発といった、従来歴代の巡撫が「洋務」の一環として行ってきた事業に対して一線を引き、省内で害になっていると

さえ断じた。第二点に、軍事面から緑営は5年で5割削減を目指し、山東内部での洋式銃の製造や勇営の中飽に対する厳罰、将官の選定を規定化し、第三点には省財政に関して、「裁併局務」を行うことが「汰除冗員」につながるものであるとして、釐金、関税、東海関に関して稽查するものとし、ここまで李秉衡が省内で実施してきた政策を総体的に述べたものであった。<sup>161</sup>

この上奏は留め置かれたが、再度、翌年の1月2日（光緒21年11月18日）にさらに具体的な籌餉を覆奏している。これは7月27日（光緒22年6月初6日）の軍機処による「考核錢糧、整頓釐金各節」、「裁減制兵」、「塩斤加價」、「裁減局員薪費」などとする寄信上諭に対する意見を述べたものである。

まず、錢糧を考核せよとの事項に関しては、各州県の状況が異なる点を述べた上で、山東全体の州、県、衛、所起運の地丁正耗（このうち河川整備や災害救済などの民欠となっているものを除く）が、実に銀390万余両存在する見込みが明らかになった。

ついで、軍餉の要需となっていた釐金に関しては、徴収する定額がなく、浙江などの他省に比べて地の利や章程の整備なども不足し、わずかに6万余両の収入が存在するとのことであったため、各局に毎月の報告を命じ、前3年分の月間収数を報告させ、近く釐税総局に章程を詳議することを命じた。

また「裁併局務」による行政経費の縮小（裁減局員の薪費）に関しては、前年の帰併と給与無給による対処に加えて、保甲局の会辦道員を撤廃して按察司に帰し、また釐金の分卡を州県の兼管に帰して「裁減局員」と「汰除冗員」をはかるものとした。軍費に関する具体目標としては、山東額設の馬歩戦守兵1万7148名のうち、3千469名を裁汰し（現存1万3千697名）、翌1896年から5割の削減を目指すものとし、先に述べたように実施している。<sup>162</sup>

この籌餉に関する各々の意見のなかで、特筆すべきは洋務、特に鉱山開発に関する事項である。すでに1895年春に漕運調整を行なうなかで、鉄道敷設に関する政策を打ち切っていたが、山東域内の鉱山開発も停止する処断を下している。

山東の砵務は、1883（光緒9）年に前済東道李宗岱が棲霞などの県に金鉱の開辦を申し立てていたが、1885年になると、匯豊銀行から銀18万を息借したものの、実利に繋がらず虧缺化したため、経営が悪化していた。李宗岱は1889年に再度挽回を図るべく、平度にあった砵務を一律官督商辦で会同として甯海に帰併すると、馬建忠（当時候選道）や陳世昌、同知徐麟光、金山華商林道琚が派員した李贊芬（中書銜）らにより合辦で経営を受け

継がせた。しかしこれも結局股本を戻せずに開発を停止すると、1891年にさらに李贇芬が策動した際に、結局器具や股本を6万金消耗する二重の惨事となった。同年5月、改めてこの問題に対して李鴻章が動き、前登萊青道盛宣懷に命を下し、砵山を調査するに至ると、わずかに硫黄（千余トン、値銀五千両）が採れる程度で、京錢10万串近く負債化する事態が明らかになった。結局、1895年10月、金山華商は砵山管理の権限を失う中で、機器購入などに30万を費やし、総じて80万余両の成本を必要とし、さらに資金回収を困難にさせることとなった。

この件に関しては、砵山が利源開発につながるのと反論が御史陳其璋らから為されたが、李秉衡は背後のドイツ商人や威海に駐屯する日本軍の存在を警戒した上で、招聘した西洋技師（アメリカ人）や、機器購入などの費用が膨大となる割には効果が少ないことを指摘し、「禁用私人」を訴えて、この反論を退けている。<sup>163</sup>

こうした洋務に対する李秉衡のスタンスは、単純に経費削減策を狙ったわけではなく、「排外的愛国」の側面が現れたことも否めない。すでに1895年5月に曹州にて発生していた大刀会反乱に対して、武断的断処を下した点を考慮すると、対内的には「教案」の拡大を事前に防止し、対外的には開発資金や技師といった洋務上提携せざるを得なかった、列強（日本やドイツ）の存在を閉め出すことにあつたと考えられる。

## （2）黄河統治への転換

こうして李秉衡は山東域内での諸政策に関して方針を掲げると、翌1896年には、山東全体の政策に関して黄河統治を中心に展開させてゆく。

第二章で述べたとおり、李秉衡の黄河統治策は、概括すればおおむね黄河中游と下游に対する対処に整理できる。まず中游の問題では、先に述べた陶城埠での「借黄济運」の問題から、早急に浚渫対策を実施し、漕運については山東域内の流通の改善を図らねばならなかった。また、特に問題となったのは黄河下游域の河道変遷にいかに対処するかが施策的課題となっており、随時黄河の被害状況や地域社会の状況を考慮しながら対策せねばならなかった。

李秉衡はこの黄河中游・下游の二大問題に対して、流通過程の整備や軍営整備、枯渇する財源に対する調整を行なう傍ら、幾度にも渉る現地への調査を通じて根本的対策を講じている。

特に、山東下游においては、地域社会側で対処困難なレベルの水災が生じると、地域一

帯の被害だけでなく、各地の堤防や民埝など黄河水利施設の破壊や、また往々にして被害発生地点から河道が変動して二次災害を招いていたため、実地調査には常に河川の流れを見極めながら、その都度慎重に判断しなければならなかった。

この二箇所に対策を焦点として、日清戦争の情勢が安定して以後は、黄河河口の導入先を鉄門関故道へ水を流すと一度判断したものの、同年の伏汎や秋汎による黄河の淤泥堆積と、水流変化の影響によって計画が随時変更され、翌年には陣家屋子導水計画案を実施しており、河川の変動とともに常にその対処も不安定ななかで実施しなければならなかった。

164

### (3) 李秉衡のブレーン

以上のような黄河の状況に対する調査を担ったのは、河防局を中心とする山東黄河流域下の地方中下級官僚たちであった。

李秉衡は、日清戦争の対処を行っていた 1894 年末の段階から、すでに黄河統治の対策に着手している。まず河防局を再編して、山東流域下の黄河の工段を上・中・下游に区切り直すと、この工段の管理には、上游には兗沂道姚協賛を総辦、候補道馬開玉を会辦として充て、中下游は済東道張上達の総辦に帰し、候補道二員を中下游両游に分けて会辦として組織し、河防局の局差もひとつに帰併して済東道張上達総辦を総辦河防局務として、候補道李希杰、丁達意を会辦とし、道員クラスの下級官僚に管轄させて対処させた（第二章参照）。<sup>165</sup>

清末期に至るまでには、こうした総督巡撫や道員らを主体とする「局」を通じた視察調査による河川管理の把握手段がある程度普遍的に行なわれていたが<sup>166</sup>、張上達や李希杰らの存在は、李秉衡が山東巡撫として就任する以前から（張曜の巡撫時代）黄河統治のブレーンとして実務経験を経てきた人材であった。

当時、下游の被害に対して、対処に混迷を極めていたことは述べたとおりであるが<sup>167</sup>、これら上中下游の局員を中心に、随時状況報告させることで、黄河の監視手段を有効に機能させると同時に、組織再編を通じて、黄河流域下の州県の情勢把握や財源調整に関する連絡手段も計られるようになり、1895 年次から黄河決壊地点（利津県呂家窪）を中心とする視察調査を経て、1896 年には具体的対処がなされるようになった。

このうち、これら道員による調査を通じて明らかになった問題のひとつが、黄河下游域の塩灘の被災状況であった。

山東黄河下游にはもともと塩灘が存在していたが、黄河大改道以後は大幅に衰退していた。<sup>168</sup> こうした塩灘の被害状況に対しては、水災被害の状況を把握した結果、釐頭減引を願い出て、山東八十七州県ほか永阜、永利の塩場も錢漕や蘆課雜課の免除が認められていた。<sup>169</sup> しかし、日清戦争時の塩灘は、主要な塩産地であった永阜場が、ほぼ機能停止に追い込まれていたように<sup>170</sup>、黄河の水災によって破壊されており、攤捐を依頼できる状況にはなかった。

塩灘の被害状況に対する把握の目的は、塩捐を省財源として捻出しようとしたものであったが、黄河による被災状況を前に、財源として見込む以前に、塩商に対して把握対処するコントロールを失っていた。李秉衡はこのような下游州県の状況について、実地調査を通じてはじめて把握し得たと言える。

また、黄河統治の予算・経費に関しては、概ね年間 60 万両に収め、その財政権限を布政司に委ねて管理させたが、戦後の軍営整理や財源獲得手段をはかる上では、浮収などの冗費を防ぐ対処を取る一方で、省財源としての予算上の弾力性は失われていたため、限られた状況下で経費削減をはかる方向に動いていったと考えられる。

このため、黄河の実効的対処と省財源の効率化を行なうなかで、李秉衡は各方面の認識把握を深めると、莫大な経費を要する黄河の問題に対して根本的対処をはかるために、次の手段として河道総督の権限を議論化させていった。

#### (4) 山東塩政にはじまる山東巡撫と河道総督の権限問題

李秉衡は塩灘被害に対しても別途検討をはかることとした。山東塩政は、1867（同治六）年に山東巡撫丁宝楨が「南運局」を商辦から官辦に改めて藩運両庫から計 10 万両を予算化したことが、施策上の転機となっている。この南運局は米や塩を河南の商邱や鹿邑などの州県へ輸送し、毎年正雜課款を収めるため支銷局に送り、余りがあれば軍需にあてていたが、撫署の管轄外であったという。しかし、李秉衡が山東黄河の実態把握と財源調査に至ると、京官の世話費や吏の移動費、冗員の薪水に毎年の公費銀一万余両が不正に流用されていることが判明した。

この黄河氾濫と塩灘被害に関連する南運局費の問題に対しては、局全体の給与を一概に削除し、また盈余として生じた 4 万余金を改めて省財源に組み込み、その用途先には練兵、制械が当然の急務として山東機器局の武器製造経費に充てるものとして処理した。<sup>171</sup>こ



れは山東大運河の陶城埠以北の運河（北運河）において、黄河の淤泥による水門閉塞が漕船通行を阻害していた事態とあわせて、漕運運行の側面から塩運ルートを整理し、浮収を防ぐことで、省財政における経費削減策を狙ったことも考えられる。

李秉衡はこの「南運局」事件を皮切りに、1896年の1月に、山東運河（南運河）の管理権の問題に議論をさらに波及させた。

山東運河の管轄範囲めぐっては、黄河の大改道以来、山東の運河は嶧県から臨清までを範囲とし、東阿から臨清州までの二百里を黄河以北として山東巡撫の経理とし、東平州の十里堡口門から嶧県境の五百里までを黄河以南として河東河道総督の管理に帰しているはずであった。<sup>172</sup>

日清戦争時の段階で河東河道総督となっていたのは、許振禱<sup>173</sup>という人物であったが、1882年に水利の功績が認められて彰衛懷道から河東河道総督に昇進していた。この河東河道総督は濟寧に駐在して、堤防修築や浚渫などの河道に関する管理を管轄した。しかし、この日清戦争前後の段階では、1887年の光緒帝親政開始時を前後として、張曜の黄河施策案（南河故道分水案）をめぐって、清廷内部での政治的に対立していたことから、翁同龢や潘祖蔭らが河南鄭州での水害対処に中央の資金投入を優先事項として決すると、黄河対策の中心地が開封に置かれたため、河東河道総督も河南の対処を優先する状態にあった<sup>174</sup>。

このため、すでに李秉衡が山東へ赴任した段階では、河東河道総督の管轄範囲や権限が曖昧となっており、実質的な山東運河管理に対する具体的対処がなされていない状況であった。李秉衡は、黄河への対処が余談を許さぬ状況にある中、こうした河東河道総督に関する権限を再構成し直すため、日清戦争の停戦後に許振禱に打診をはかると、再度、委員を含め濟寧に駐在させる計画を練り始めた。<sup>175</sup>しかし、1896年になると許振禱が広東巡撫に転任してしまい、河東河道総督の地位は河南巡撫劉樹棠が兼任<sup>176</sup>することとなったため、李秉衡は黄河以南の運河工程を暫定的に山東の辦理に帰すよう判断を下している。<sup>177</sup>

この河道総督の人事は、翌1896年に新たに任道鎔<sup>178</sup>が任ぜられることとなった。任道鎔は同治期に濬郡北響道河の水利で名を挙げ、これが曾国藩や李鴻章の目にとまると、1881（光緒7）年に山東巡撫となった人物で、山東の黄河統治に明るかった。

また清廷側でも協同で人選の対処にあたると同時に<sup>179</sup>、黄河に関する緊急工程に対しては山東巡撫の責とする判断が改めて下された。<sup>180</sup>あわせて、この人事が工部で部議に

かけられた結果、任道鎔の人事と同時に、御史胡景桂が山東に派遣され監査にあたることとなった。<sup>181</sup>

胡景桂の判断では、山東の被害状況を配慮した上で、河道総督の権限に対しては河道総督が全河を統括すべきである判断し、この意見が受け容れられたため、山東運河の判断は改めて河道総督任道鎔に委ねられることとなった。<sup>182</sup>しかし、人選期間を含め、任道鎔が山東に赴任したのは光緒22年3月のことで、この間、河道総督の済南移駐も即座に実現せず難航したため<sup>183</sup>、李秉衡は判断をにごしながら、実質的に山東巡撫の権限において河道変遷や運河管理の問題にすべて対処せねばならない状況であった。<sup>184</sup>李秉衡は1896年11月になると、河道に関する指示権は河道総督から運河道庁に命令（督飭）するものとしたが、結局、運河工程の費用に関しては、銀九万余両を山東の司庫から捻出し、河東河道総督の権限は済寧で籌辦し、一切の事宜辦理は河臣に帰すものとして判断したが、これは明確には実現しなかった。<sup>185</sup>結局、山東巡撫と河東河道総督における権限の処理問題をめぐっては、人事レベルの問題に終始し、李秉衡の在任期間においては最終決着を見ず、事実上、山東域内で生じる河工の問題は、山東巡撫の権限の下、山東巡撫が判断し、問題解決せざるを得ない結果となった。

しかしながら、連動する黄河被害と運河河道管理問題を山東巡撫の権限から切り離そうとする李秉衡の態度に関しては、不明瞭な山東河工の実施権限や、管轄範囲を明確にして、管理工程の軽減をはかるだけでなく、やはり緊縮財政下にあった山東の経費を削減する目的があったとも考えられる。

#### 4. おわりに

以上のように、日清戦争を前後して山東巡撫に赴任した李秉衡は、軍事、流通経路、黄河、財政といった山東省内でかかえる根本的問題に対して、積極的に解決をはかろうとしていた。

日清戦争中の輸送過程と軍財政の混乱は、陸路整備と河運整備の両面で経費削減が行なわれる反面、従来から山東に懸念事項として存在した漕運や河運といった問題を前提に、運営経費が増大していった。その根本には、太平天国や捻軍といった動乱のなかで、銅瓦廂の黄河決壊以後、莫大な資金での対処と同時に、塩制の崩壊や民衆反乱などの地域社会へのひずみが拡大していったことが考えられる。

李秉衡は、こうした「国家」制度を前提とする省内の制度整備や、「地域社会」をはじめとする社会統制の手段をいかに実行支配してゆくのかという問題に対して、1895年の夏以後に黄河問題に対処するなかで、地域情勢を徐々に把握しながら、政策的転換をはかっていた。

その内実は、李秉衡は山東独自のプランとして、省内の各種制度運用を効率化するため、従来「洋務」として実行されてきた非効率な鉱山開発や鉄道敷設の政策を、山東から切り離し政策的転換を果たすことで、山東内部にわたる各種問題に対して山東の権限において再生をはかるものであり、別の側面では、黄河の統括手段および流通過程の整備として、河防局や車局などの「局」を再編あるいは統合し、塩政や釐金関税、軍財政の管理といった財政上の問題に対して、経費削減策と財源獲得を模索しながら、道員との連携を強化して問題対処に臨んでいる。

しかし、日清戦争に至る段階では、それまで省で統括し得た行政管理手段やその対処策が、根本的な省財政の欠乏と連動する形で、漕運制度の疲弊や黄河統治の激化といった山東特有の地域的条件のなかに埋もれると、釐金や関税など山東巡撫の権限が及ばぬ範囲で、行政制度が「弛緩」していたと考えられる。李秉衡が河東河道総督の人事を通じて、山東巡撫の権限にも踏み込んだ事態も、省内の統制に及ぶ、政策過程から生じたある種の「ひきしめ」策であった。

言い換えれば、山東巡撫李秉衡の推進したプランとは、日清戦争を前後として分散化しつつあった各種の行政的「弛緩」に対して、山東巡撫を中心に権限を「集権化」とすると同時に、山東域内の再建を目指しつつ管理手段を及ぼすことが政策目的であったと考えられる。

## 第四章 日清戦争期の山東財政における財源獲得策について

### 1. はじめに

近年、清朝財政史研究の進展から、道光期から大平天国を迎える時期において、以下の点が明らかにされた。

①まず、財源管理体制（酌撥制度）を戸部が「喪失」し、清朝財政の集中的管理の弱体化した。当時、地方各地から起運されて北京へかき集められた糧銀は、京餉として北京周辺で利用（内務府経費や畿内防衛費）される分と、再度、外省へ分配される協餉が存在する。この税收送金を地方督撫へ文書（酌撥）で指示していたが、戦乱や民衆反乱（特に太平天国）によって、戸部中央の管理統制が地方へ行き届かなくなった。

②税徴収の「請け負い財政」が既成事実化された。京協餉を利用した地方に対する統制が失われた結果、各地方の利害状況によって、清朝の規定によって定められた税收以外に、様々な名目で税收が地方で獲得されるようになっていった（攤派制度への移行）。

③清朝中央の管理の外に、「地方財政」が成長した。税收権限や他省間の資金分配（協餉）が督撫に委ねられたことから、「督撫権限」が増大化する反面、清末期に積み重ねられてきた虧空（財政欠損）や未進の流用（税糧の未納入および不正着服）といった財政的諸課題は未解決のままとなり、財政赤字を増大化させていった。

④さらに、財政欠損の累積や、財源開発の困難性、および限界性の伴う支出の大幅削減（節流）といった問題が清朝財政史研究から指摘されることによって、清末期の地方財政における分散的状況から、「地方分権化傾向」として位置づけられるようになった<sup>186</sup>。

⑤この他、こうした清末期清朝財政史にわたる議論から、軍事費や河工費などの財源穴埋め策として採られ、重要な歳入源となった塩税<sup>187</sup>や関税<sup>188</sup>が収入打撃を受け減収していく問題や、大運河を通じた漕運などの「国家的輸送形態」<sup>189</sup>、八旗・綠營の清朝正規軍の弱体化と軍財政の悪化<sup>190</sup>といった国家運営上の経費増大化に伴う各種財政問題も、清朝史の構造解明の一端として明らかにされてきている。

こうした議論のなかで、清末期財政史のみならず各地方行政の実態把握の側面から、各省財政改革の努力や、督撫の財政権掌握と紳士層の地方行政参加といった問題にも焦点が当てられ、議論が多く交わされるようになっていく。191 本稿で主題とする山東でも、財

政に関する議論は少なからずなされているが<sup>192</sup>、しかし、財政面に関して従来個別に指摘されてきた事項や、近年の清朝財政史による論点が蓄積される一方で、山東地域の財政構造は不明瞭な点が多く、さらなる把握が必要であると考ええる。

そこで本稿は、1890年代から、日清戦争を前後とする時期の山東において、地方財政状況を知る手がかりとして、どのような財政政策がとられたのかについて焦点をあてたい。日清戦争時の山東では、臨時的軍事費用の歳出増大と軍費（軍餉）捻出の努力と同時に、その背後では曹州・単県一帯での治安悪化による州県歳入の不安が生じていた<sup>193</sup>。この地域情勢不安に加えて、黄河河防<sup>194</sup>と漕運陸運の輸送維持に努めなければ、山東の流通構造が死を迎える危機的状況に瀕していた。これら日清戦争時に内部で抱えていた行政課題が、省財政の歳入歳出ともに圧力を与える一大問題となっていた。

日清戦争の後、義和団問題を経ると、義和団賠償金や「新政」実施による支出増大圧力がさらに州県への負担を激増化させるとともに、戸部（度支部）と外省間の利害対立を深め、財政分散化や「督撫権限」増大化の問題が現れてくる。<sup>195</sup>

行政担当者としての山東巡撫が、日清戦争時に事実上の緊縮財政下にあるなかで、行政対処にかからねばならないのは、いわば自明の理であったと言えようが、崩壊的な山東行政を「保守」<sup>196</sup>しようとした行為そのものが、計らずしも行政再建のみならず、督撫権限のプレゼンスを増大させてゆく基盤を用意していったとも考えられる。

各省の財政動向をはじめ、省を基盤として実施された様々な政策過程を明らかにすることは、「光緒新政」期に各地で地方自治や立憲改革の動向などに現れたように、日清戦争以後に浮き彫りとなる清末期「地域格差」の問題を考察する上で、山東としての特長を明らかにすることにも繋がるであろう。

以上の点から、日清戦争を前後とする当時の時代背景をふまえた上で、1890年代の地方財政状況がいかなるのものであったのか、日清戦争時に山東巡撫李秉衡が採った財政政策の路線を明らかにしてみたい。この問題は実質、軍事や省内流通などの問題が関連しながら、清末期に各省主流の財源獲得策となっていた関税・塩税・釐金を「再獲得」しようとする動きを見せてゆくことになる。日清戦争時にどの財源をいかに獲得し得たのか。同時期に財源獲得策が試みられた意味を改めて考察してみたい。

## 2. 日清戦争時の財政状況

### (1) 日清戦争対処における戦費支出と山東財政の問題点

李秉衡の日清戦争時の対処はすでに述べたとおり、①朝鮮半島後方の戦地背後かつ輸送後路となる山東内陸路の防備が手薄であったこと、②歴戦の兵站勤務での経験から萊州から登州、烟台、威海に防衛ラインを築くべく、兵卒将官、武器物資の輸送任務に対処したこと、③威海衛の攻防戦では、砲台増築、軍営配置、輸送安全確保を強化したが、増援も間に合わず、軍営物資が不足したことが挙げられる。<sup>197</sup>

こうした山東における防備と軍事輸送に関する内容はひとまず置くとして、この軍営整備の任に対して、より困難な問題として現れてくるのは軍費調達(軍餉)の問題であった。当時、戦況を経るにつれ渤海湾沿海の危機が拡大すると、戦力不足から緑営だけでなく現地募兵を主体とする勇営が各地で続々と増営されていたが、急激に拡大した各軍営では、糧食や、武器弾薬や車馬、軍衣の不足を招いていた。<sup>198</sup> 加えて周辺各省から救援に至った軍営も、輸送路中継地となる山東や直隸で「大兵雲集」した結果、輸送車輛や人員の大幅な欠乏が生じ、兵丁の騷擾や物資購買の際の勒索が行なわれ軍紀を乱していた。<sup>199</sup>

各軍営に必要な糧食や武器装備などの軍事物資は、基本的に現地で調達されていたと考えられるが、その際に軍営輸送のための輸送車輛、車夫雇傭の価格設定や手配を各軍営が各自行なったため、営兵や車夫へ負荷をかけ、各輸送拠点で輸送遅滞する混乱が生じ<sup>200</sup>、輸送業者の逃亡や車馬の放棄といった事態を招いていた<sup>201</sup>。

この営兵大量輸送による混乱は、兵営輸送拠点となる各州県にも経費出費の圧力をかけたと考えられるが、すでに同時期山東の省財政は財政不足に陥っていたため、李秉衡は、戦時にわたる輸送混乱と臨時経費増加を統制しながら、改めて省財源の捻出手段を計る必要があった。

こうした輸送混乱をふまえた上で戦費抛出の対処を見てみると、その対処には、まず布政司庫からの捻出がはかられている。たとえば、戦闘が開始されて以後、軍備増強にあわせて武器弾薬(鉛丸・火薬)が不足したため、洋商からモーゼル銃を購入するのに、布政司庫から銀 10000 両を捻出しているほか、小銃や弾薬などの製造を行っていた山東機器局では、硝石生産が追いつかずに経費不足となったため、やはり布政司庫から銀 4 千両を充てている。山東機器局ではまた廠工匠・工食の倍増化や、銃弾(槍子) 5 万粒を 10 万余に増産するといった対処によって、月領経費銀 3000 両が不足すると、これも布政司庫から 2 千両添撥して、あわせて総額 5000 両に増額している。<sup>202</sup>

軍備に伴う布政司庫からの財源捻出の決定が、随時個別に山東巡撫の判断のもとで行なわれていたが、山東巡撫は当然軍事指揮権をもとに軍営を動かし得ても、戸部に送金せねばならない布政司庫から財源捻出するには、当然戸部の判断を仰ぎ、財政出動の判断をする必要があったはずである。しかし、戦時下での相次ぐ臨時費用に対しては、実質、清朝中央の財政割当て指示を待つ余裕もなく、軍費捻出を計るには、戦争対処への即時性をもって対処しつつ、山東の「地方性」を意識して対処せざるを得なかった。

## (2) 日清戦争時の財政枯渇と黄河河防経費

第2点として、数千両単位の個別対処による財源捻出ではなく、大幅な軍費財源を山東内部から捻出せざるを得ない状況にあった。すでに同時期各省の財源捻出手段については、釐金や関税だけでなく、当時「回乱平定」や清仏戦争時にも採られていた手段でもあった「借款」が重要な一手となっていた<sup>203</sup>。日清戦争開戦後にも清朝中央からの指示として、各省に対し、「官紳商民」から捐款の資金援助を中心に戦費財源を確保するよう上諭が下されていたが<sup>204</sup>、しかし、山東ではその戦時対処や当時の社会情勢から、一部の庫款を動かし得ても大幅な財政出動は不可能であっただけでなく、捐款も捻出しにくい背景が存在していた。

この最大の問題は黄河統治にあった。銅瓦廂決壊以後の黄河では、その後も水害が頻発したため、山東では黄河統治に尽力せねばならず、日清戦争以前から歴代の巡撫によって黄河河工が牽引され、官隄民埝の修築や河口付近の掘削誘導、淤泥の浚渫が主軸として対処されていた<sup>205</sup>。しかし、黄河の流量制御は困難で、黄河本流や支流河身の淤塞や堤防や水門などの河防施設の造営修築に対処せねばならず、これらの対処には莫大な経費が必要であり、また各省から資金援助される協餉の負担も山東へは及ばなかったため、省内でいかに費用捻出を賄うかが財政拠出の一条件となっていた。

李秉衡が山東巡撫を引継いだ当時、その黄河河工の河防経費には、1888（光緒十四）年までに 298 百万両を費やしており、張曜の巡撫時代には 1889（光緒十五年）年、1890（光緒十六）年にそれぞれ 88 万および 97 万両の巨額費用が山東省財源から年間ごとに拠出されていた。この後、1892（光緒十八）年には 60 万両に経費を遡減させ、山東の司道各庫から籌撥銀 50 万両、布政司庫、塩運司運兩庫からあわせて籌備餉需銀 10 万両を捻出したが、これは元来戸部へ送金しなければならなかった京餉のうち、山東に截留して予算に充てるものとした。しかし、前撫福潤時代の 1893（光緒十九）年にはやはり不足したため、

さらに布政司庫から 5 万両を引き出して、総額年 65 万両の河防費が布政司庫から財源確保することが決められていた。李秉衡もこの額分を翌 1895（光緒二十一年）年の「黄河防汛経費」として確保している。<sup>206</sup>

### （3）日清戦争時の財源捻出と山東塩政

こうした戦時対処と山東地方内部での財政支出が増大化するなか、山東にて大幅な財源捻出として向かった先は、山東塩務であった。

李秉衡は当時の山東財政について、臨時の戦費捻出や連年の水災被害による影響だけでなく、水害の影響や錢漕の免除、塩務の滞銷、銀砵、煤窑の欠損、釐金、土薬の収入減といった省内の財政事情に加えて、東北への辺防各餉や鉄道敷設、直隸東明河工に対する協餉捻出、兵餉や勇糧、賑撫、機器各局、黄河運河両工程などの省内での費用負担が複雑化していることを認識した上で、山東一帯の塩、当、票号（山西商人）の各商人集団に着目している。しかし、すでに日清戦争時の山東では糧道庫、関道庫、塩運司庫の各庫は中央へ送金してしまっていたため、布政司湯聘珍を通じて銀 10 万両を布政司庫から確保し、また戦時中に塩運司李希蓮を通じて塩商の義憤を激した上で、銀 20 万両の塩捐を引き出し、あわせて 30 万両の資金を省内の財源から捻出している<sup>207</sup>。

以上のことから、日清戦争に関する臨時経費から山東内部の行政施策費用まで、省財源となる布政司庫を中心に「予算」捻出しているが、しかし、戦時に一定の巨額予算として省財源に組み込むことができたのは山東の塩商のみであり、実質、戦時状況が日清講和で落ち着くまでは、塩商以外に主たる財源を確保し得ていない。このことは、日清戦争に至る以前から結局山東の主要財源が乏しく、塩務以外の財源を統括できていなかったとも考えられる。次ぎに、山東巡撫と塩政の関係性を含め、咸豊同治期までに省財源として取られていた釐金や関税のその他財源がどのように統括され、財政不安に満たされた状況に対してどのように対処していたのかを見てみたい。

## 3. 日清戦争後の山東財政状況と財源捻出手段

### ——1895 年時の山東財政と財源把握

#### （1）日清講和時の軍事的背景と山東財政への圧迫

1895 年 2 月に威海の陥落が決定的になると、その後の山東での軍事情勢は停止した。



しかし、日清講和の段階に至るまで即座に軍事的緊張が解消されるわけではなく、山東の省財政はその軍事面からの影響を受けることとなった。戦後に至ると、李秉衡は省内の流通改善策を皮切りに財源捻出手段の対処をなしている。この点については、すでに第三章にて触れたが、ここでもその概要をまとめ直しておきたい。<sup>208</sup>

第一に、停戦に至るまでの期間、戦後停滞する省内輸送の早急な回復に努めねばならず、河運、海運、陸運の三方面にわたる流通改善に対処する必要性が生じていた。

まず、山東沿海部では米糧の不足が生じていたため平糶を図っている。これは当時、李秉衡がなした報告によれば、烟台を基点に奉天への米糧輸送が軍事輸送とともに行なわれていたが、民間では海禁が布かれて海上輸送が停止していたことから、沿海部地方から麦粟米といった山東内地の米糧が省外に輸出されてしまっていた。このために至急軍餉を確保しなければならなかった。<sup>209</sup>

また、「大兵雲集」による輸送混乱が生じていたことで、山東内陸部の各輸送地点でも駅馬が不足し、駅での車馬協撥をめぐって「差徭」負担が州県にのしかかったため、内陸部輸送路の確定、輸送地点の「車局」設置を通じた車馬協濟手段の規定化といった対処をなした。<sup>210</sup>

さらに大運河の流通改善を図らねばならなかった。山東の大運河に関しては、陶城埠の大運河水門（黄河と運河の交錯地点）の閉塞および運河河防設備の疲弊によって、漕船（幫）が航行不能となる漕運制度壊滅の危機を迎える背景が存在していた<sup>211</sup>。しかし、輸送代替手段として目されていた陶城埠—臨清間・200余里の鉄道敷設議論に対して、費用捻出の困難性、運河税収の逡減、運河保全費用などを理由に退けると<sup>212</sup>、すでに3月に至り南方から糧米が起運されるなかで、水門浚渫や堤防修築を優先する漕運輸送重視の方向性を打ち出している。

第2の問題点として、日清戦争後の軍餉問題が存在した。山東駐在の各軍営では、威海陥落後に戦闘が停止してからも戦時の緊張状態が続いたため勇営の募兵が相次ぎ、日清講和後も80営ほどの軍営が存在したため、軍餉や武器弾薬に餉銀200余万両（月餉銀20余万両）が必要となっていた<sup>213</sup>。

省内輸送再編とあわせてその根幹を漕運（河運）にシフトしたこと、および軍財政への懸念の2つの問題は、漕運陸運の物流停滞した状況による省内輸送経路各州県での輸送経費増大化以上に、省財源として収入の根幹にある地丁錢糧が、戦後に残存する軍営によって軍餉として吸収されてしまう恐れが存在していた。

こうした各種の財政課題に対して早急に採られた対処は、戸部や他省へ送金せねばならない京協餉を、山東に留めて省内経費に流用することであった。李秉衡は 1895 年分の京協餉を山東に存留して軍餉に充てているが、これは当時の山東が直隸永定河河工や東北辺防経費といった問題に対して、協餉を他省へ送る側の存在であり、戦後の状況下において他省からの財政支援が期待できなかったことを意味している（表 1 参照）。<sup>214</sup>

表 1 1895 年山東省地丁正耗・京協餉一覧

税項	細目		(銀：両)
地丁正耗			2,450,000
	*蠲緩民欠を除く		
京協餉	内務府経費	藩庫応解銀	20,000
		*1893 年添撥	運庫応解銀
	毎年藩庫応解京餉銀		400,000
	辺防経費銀		120,000
	兵餉銀		60,000
	直隸東明河工銀		20,000
	北洋鉄路経費銀		30,000
	東三省俸餉実銀(60%送金)		138,000
	貴州協餉実銀(3ヶ月分)		20,000
	運庫京餉	塩課銀	140,000
		加價銀	70,000
	臨清関応解銀	奉天省俸餉銀	20,000
		吉林省俸餉銀	10,000
	糧道庫応解銀	辺防経費銀	50,000
		北洋鉄路経費銀	20,000
土菓・税釐(盡徴盡解, 定額なし)		—	
京協餉合計			1,128,000

出典：「奏請援案截留京協各餉摺」光緒 21 年二月二十一日(1895 年 3 月 17 日)、戚其章輯校『李秉衡集』齊魯書社、1993 年(『李忠節公(鑑堂)奏議』、沈雲龍主編『近代中国史料叢刊第三十輯』文海出版社、1968 年 12 月、印影版、原本民国十九年發行)、210 頁。

## （２）日清講和後の山東財政政策

上述した背景から、日清戦争後の山東では布政司庫をはじめ各庫に軍費拋出の打撃を受け、財源として得ていた収入も省内流通に配分せねばならず、他省からの資金援助を待つ余裕のない状況下で、省財源を自弁調達せねばならない自力路線に追いやられていたと言える。

しかし、日清講和を迎えると、清朝中央（戸部）側でも各省財政を把握するため「考核錢糧」「整頓釐金」「塩斤加價」等の指示が下されたことから、1895年の秋になると、財源も拙く、「開源」する余裕の無かった山東でも、省内で増大化する各種経費に対して財政政策を返答し<sup>215</sup>、政策路線に転機を迎えることとなる。その財政政策は戦後の軍事処理のなかで、省内経費削減策と同時並行で財源捻出手段が取りまとめられていった。

李秉衡は省内で増大化する各種経費に対して、黄河運河河防をはじめ流通経費に対しても項目を明確化することで附加経費の抑制を図ったが、鉄道敷設以外に「開源」策のひとつであった鉱山開発に対しては財政拋出を抑制するために停止し<sup>216</sup>、また、膨れあがっていた軍営に対しても、1896（光緒22）年までに5割の「裁減兵制」を決定して削減策（経費節減）を試みている。<sup>217</sup>

この後、山東の財源捻出手段として向かった先は、それまで各省で大平天国や清仏戦争時に採られた策と同じように、日清戦争時にも東海関、臨清関、釐金、塩税などの動向を把握した上で軍費に充てる、あるいは布政司庫に財源として組み込もうとする動向を確認することができる。

実質、経費削減策の一環として、烟台に駐在していた陝西漢中鎮総兵孫金彪の嵩武軍4営のうち1営を裁撤した際には、東海関道李興銳に一任したことで、軍営整理から東海関の税収が明らかになる<sup>218</sup>。また、漕運・河運の整備と並行して、臨清に集められた起運地丁正耗から臨清関の実収を査勘した際には、東海関道李興銳や臨清知州許桂芬に指示することで把握している<sup>219</sup>。李秉衡自身も黄河の被災状況を実踏して把握するなかで、特に黄河下游地域を中心に商人が疲弊し、塩灘が破壊されている実態を目の当たりにしていた。<sup>220</sup>

以上のように、日清戦争後には、輸送調整や財源調整をせねばならなかった背景には、省内流通の停滞と肥大化した各軍営の経費圧迫が存在しており、これらの問題を抑制するため、本来中央や他省へ送金するはずの京協餉を山東に留め、山東内部の流通整備（黄河・

運河)に集中配分する反面、各軍營の縮小や、拠出する資金源のない鉄道敷設や鉱山開発の停止による経費削減策を実施していった。

これらは、日清戦時中の動乱によって、山東巡撫の各種財源における統括手段が揺らいでいたとも言えるが、戦後に、巡撫を中心にして、省内で州県官の道員や軍營の各将官との協力関係を求め、各取財源把握の指示・連携を密にすることではじめて把握し得る状況となった。言い換えれば、いわば州県官僚や道員との連携手段を再構築することで、財源把握が可能になったとも言える。次節では、日清戦争に至る以前に山東でも採られていた釐金、関税、塩税といった財源捻出手段が、日清戦争後にどのように具体的に把握していたのかを確認してみたい。

#### 4. 日清戦争後の山東における釐金、関税、塩政

##### (1) 日清戦争を前後とする時期の山東地丁銀収入

ところで、日清戦争当時の地丁銀はどれほどの収入があったのだろうか。この当時の収支動向を捉えた史料が少なく、いずれの史料も正確な数字ではないが、作成した表2から、清末期山東の地丁銀収入はおよそ300万両前後の税収があったと考えられる(表2参照)。

『清国通商綜覧』に掲載された1892年の山東省歳入の数値には157万502両とあり、300万両の半額程度が報告なされているが、しかし、日清講和が図られていた1895年3月には、地丁銀の正耗をあわせて245万両の実収があることを李秉衡が述べている。<sup>221</sup> 同時期地丁の実収は、他の史料でも一定せず、日清戦争を前後とする数年間の時期は、250～330万両ほどのバラツキが見られるが、大平天国や捻軍、清仏戦争を経た対外的混乱の中で、明確な奏銷がなされぬまま、地丁収入の把握も不安定な状況に置かれていたことが推察できる。いずれにせよ、およそ245万両の地丁収入のうち、布政司庫に「臨時的」に留めていた50万両(本来京協餉分)から、戦後直後の2大経費となる黄河河防60万両と、各營軍費200万両(10ヶ月分)を、即断的 simultaneous に動かさねばならず、数10万両単位の資金捻出手段が早急に必要になっていたのである。

表2 日清戦争前の山東省地丁銀収数

年	地丁銀（銀：両）	漕糧（錢）	備考（出典）
1874（同治13）年	3,026,000	-	「表三四清末各省田賦徵数変遷表」『田賦史』428-430頁。
1881（光緒7）年	3,390,379.4	-	『山東通志』2520頁。
1887（光緒13）年	3,512,634	90,480	「表二九清末各省賦額表」『田賦史』401-402頁。
1892（光緒18）年	1,570,502 耗羨2,200	67,902	『清国通商綜覧』第1編第2門、426-427頁。
1893（光緒19）年	-	-	
1894（光緒20）年	3,380,052	280,000	「表三四清末各省田賦徵数変遷表」『田賦史』428-430頁。
1895（光緒21）年	2,585,339	1,230,000（石）	『論摺彙存』第55冊、4223-4224頁。

出典：以下の史料から作成。空欄は不明、現在未完成。

「表二九 清末各省賦額表」、「表三四 清末各省田賦徵数変遷表」馬大英・江士傑・劉国明・王廷超『田賦史』（民国叢書編集委員会『民国叢書』第3編31、経済類）上海書店、1991年、楊士驥等修・孫葆田等纂『山東通志』商務印書館、1934年、『清国通商綜覧』第1編第2門庶制・第2章歳出入、日清貿易研究所、1892年、『論摺彙存』第55冊、光緒二十九年閏五月分、文海出版社、張玉法『中國現代化的區域研究 山東省1860-1916』中央研究院近代史研究所、1982年。

## （2）財源捻出手段としての関税・釐金

次に、先述したように戦後の軍営整理や流通整備と同時並行で各種財源調査がなされていったが、それぞれ関税、釐金、塩税を戦後にどのように再掌握しようとしていったのかを見てみたい。

清末期山東の税関については、常関の臨清関（臨清）と海関の東海関（烟台）が設置されていたが、このうち東海関では烟台での軍営整理から、東海関の洋薬釐金一款が軍費に充てられており、収入としてあった洋薬釐金1万1665両を烟台や膠澳両水雷營の輪船の月餉に充てている。<sup>222</sup>

戦後になると、烟台に駐在する陝西漢中鎮総兵孫金彪の嵩武軍、4營のうち、練軍一營に40000両ほどの兵餉が必要となっていたため、布政司庫の5000余りのほか、東海関の常税からも補填されていた。東海関の常税は毎歳額解銀5万7000両であったが、この実

態を把握した結果、東海関関税1年分の収入が、「一船一営之用」に満たず、省財政の主たる収入源にはならないことが判明した。<sup>223</sup>

しかし、この軍営整理の結果、巡撫から東海関道の監督のもと、東海関の財源を整頓するよう命令が下ると、以後継続してそのまま海防軍費として烟台の軍餉に東海関から財源が充てられることとなった。新任の東海関道李興銳は到任して以来（十月初三日）、翌1896年5月（光緒二十二年三月）までに東海関の厳査に努めた結果、正額5万両、額内外盈余2万両、正額盈余随徴耗銀7千両のそれぞれを規定どおりに再確定し、烟台の軍営1営の裁撤による軍費供出の削減とあわせて、東海関の収入を5万余両まで増収することに成功している。<sup>224</sup>

一方の臨清関は、1896年の漕運輸送の動向と併せて実収把握が進められ、臨清州知州許桂芬の報告から内容が明らかになった。1896年（光緒二十一年六月初三日）以降の調べによると、戸工両関の正税盈余あわせて額定6万2千両が「盡徴盡解」（すべて部へ送金）されるはずであった。しかし、正税外に取られていた商の名目が繁雑で、戸関の2万両ほどの収入のうち、これらは監督弁公の名のもと、胥吏や済東道、臨清州の費用として吸収され、それぞれ部へ1万両が、本省「緊要公用」として司庫にもう1万両が送られていた。また、もう一方の工関の収入は実数が不明で、1886年（光緒二十二年三月十三日）までに、おおよそ1万数千両の収益があるという程度のことしか判明していない<sup>225</sup>。

次に、釐金の動向を確認してみると、やはり財源把握から行なっている。ただし、日清戦争時には、その収数はほぼ財源として成り立つものではなく、統括する権限も喪失していたと言える。

山東の釐金制度は、1858年（咸豊八年十一月）に、登・萊・青の三府の海口各地に軍餉調達のもと設置の議が計られて以後<sup>226</sup>、1861（咸豊十一年）年から1862（同治元年）年にかけて省城に釐金総局が設置されると、順次各地に釐卡在設置されていった。しかし、相次ぐ黄河の河道変遷によって、各地に設置された釐卡は度々移設や撤廃を強いられており<sup>227</sup>、1870年（同治8年8月）には巡撫丁宝楨によって、重徴できずに各釐卡の撤廃が論じられる様であった。<sup>228</sup> これ以後の山東釐金の収数は日清戦争後まで判然としない。

戦後に省内財源把握の調査を開始してから、1896（光緒二十二年）年に至り李秉衡が州県に指示して以後、館陶の京錢13万6500余千をはじめ、ようやく各釐卡の収数を確認している<sup>229</sup>。しかし、いずれの釐卡も毎年数万金程度の収数であり、省財源として組み込み、増大化する各種経費を補填できるほど、収入財源として期待できるものではなかったと考

えられる。

こうした動向は、日清戦争後に釐金各地の州県知県や「委員」に実態把握を命ずること  
で、はじめて状況が明らかになったとはいえ、その財源運用のための具体的対処について  
は、額外浮収を取り締まるものとして、1861（咸豊十一年）年に譚廷襄が定めた章程を遵守  
し新たに章程を定めるよう州県に告示するに留めている。

以上のように、関税や釐金といった省財政の財源となりうる流通税源に対しては、1895  
年の秋以降に各拠点の実態把握がなされていった。しかし、このうち軍事費への流用とし  
て財源を立て直し得たのは東海関のみで、臨清関と各地釐金に対しては収入規模を把握し  
たのみであった。

東海関については、巡撫から州県官や道員との連携があいまいなまま、布政司庫からの  
資金援助が行なわれ、その収入も軍営に吸収されていたが、財源整理を通じて軍事費への  
移管・明確化を改めて行なっている。しかし、臨清関や各地釐金の実態については一定限  
度の財源把握に終始しており、地方経費としての布政司庫など省内各庫へ繰り込み、省財  
源の一部として編入しようとする動向は見られない。いずれにせよ、流通停滞、黄河災害、  
軍財政負荷の行政内部に抱える財政的課題に対して、安定した財源として省財政の資金源  
に組み込むまでには至らなかった。

日清戦争を前後とする時期の財政的史料は乏しく、不明瞭な点が多いが、省内では捻軍  
や清仏戦争の対処に追われたことから、それまで集められていた釐金の収入は、釐金官吏  
の「中飽」に帰すか、周辺の州県に「集散」していたと考えられる。これらのことは、日  
清戦争を前後とした時期に、山東内部の財政的権限バランスそのものが霧散しかけていた  
ことを意味する。しかし、計らずしも、日清戦争を前後とする時期に省内での財政危機を  
迎えたことは、州県の周辺地域に財政的資金源が「分散」化してしまう問題に対して、地  
方官吏を通じた行政手段を中心に、項目経費の流用先を改めて明確化することによって、  
山東巡撫のもとへ財政権源を「再集約」しようとしたと言える。ここに省内での財政管理  
を再統制しようとした意図があったと考えられる。

### （3）戦後の山東塩政崩壊と整備

日清戦争時に重要な財源となった山東塩政も、こうした流通整備の背後で整理が進めら  
れていった。山東塩政は道光年間に淮塩が衰退してゆく動向と関連して、1832（道光十二）  
年に整理がなされると山東巡撫の兼官となっていた。<sup>230</sup> 山東巡撫の下には都転塩運使司

(塩運司、運司)が済南に駐在し、各塩場大使との折衝が図られ、塩商(塩綱)が取り決められた輸送地(引地)に塩(塩引)を運んでいたが<sup>231</sup>、同治期になると太平天国以後の動乱を経て徐々に衰退してゆく。

こうした動向に対処するため、塩商の運輸を管理する「南運局」が「公局」として、1849(道光二十九)年に淮河河南方面へ塩を運ぶことを目的として設置されると、以後、咸豊から同治年間にかけて、章程整備や免税・軍餉への補填などの整理が歴代巡撫(譚廷襄、閻敬銘)によってなされた。この後(同治六年)、丁寶楨が巡撫になると、「官督商銷」とよばれる官による塩商の輸送管理方式がとられ、河南歸徳府に転運総局を設置するとともに山東歴城にも南運総局を設置した。また、運営経費として布政司庫、塩運司庫からそれぞれ5万両ずつが充てられ、河南方面をはじめ、海豊・陽信・霑化(同治六年)や、安徽の鳳陽府宿州(同治十一年)、潁州府渦陽県(同治十三年)、銅山(光緒十五年)と各地への連携を深めて銷路を徐々に拡大し、1882(光緒十二)年頃には盈餘で各款を支払えるようになったという。<sup>232</sup>

しかし、以後の山東塩政は崩壊過程を辿ってゆく。実質、同治期から日清戦争を迎えるまでには以下の問題点が存在していた。

まず、塩商の輸送の問題として、すでに道光期には輸送の滞銷が問題となり、咸豊期には太平天国によって商民が失業すると、同治期には衰退していた<sup>233</sup>。塩商の滞銷問題は、日清戦争時の頃になると、特に激化した黄河水災の影響に起因して、さらに銷路の減退を招いていた。

すでに1888(光緒十四)年の段階では、黄河水災の河川の淤塞による商船航行の不能から、毎年10万引を減額する対処がなされていたが、未領票が13600余両、未運票が41000余張、未銷塩が75000余包に至っており、これらは総じて約1年分にのぼる塩引額数を滞銷させていた。このため当時の巡撫張曜は塩運司と連携して、1867(同治6)年から1869(同治八)年にかけて2度案をなし、定額五年を目処に、収額の8割を正額、2割を盈余とする(八成作正、二成作余)運用を取り決めて対処したが<sup>234</sup>、塩商の疲弊に対する効果は微弱なものであった<sup>235</sup>。

また、黄河淤塞の問題と関連して、漕船回空の問題も塩商の輸送に影響していた。漕船回空の問題については、すでに1887(光緒十七)年には南方各省でも黄河遷移により回空が困難となり、漕運開始時期に水次で水夫を雇傭できない状況が認識されていた<sup>236</sup>。当時の漕船は通常通州まで漕米を輸送した後、各拠点での逗留は許されず、決められた日限



に従って南帰（回空）して戻らねばならなかったが、特に山東では同時期には陶城埠から北路運河の淤塞による堤防施設の損傷が各地で拡大して漕船運行に異常をきたしていたため、漕運河道浚渫の費用負担が山東でも求められていた<sup>237</sup>。この漕運機能の減退が運河輸送に依存する塩商にも直結していた。

日清戦争前となる1892（光緒十八）年になると、巡撫福潤が「山東塩務章程」を塩運司李希蓮や南北運総弁提調と協同で取りまとめており、この問題点を総括している。まず、州県レベルでの造報が遅滞し、収支動向の把握を困難にさせていた。

これはいわば闇塩（緝私）と官吏の中飽が横行していたため、州県官や道員に対して塩務の監督権限を引き締めているが、この背後では漕運の北上輸送（南漕北上）には淮塩が、南方への回空時には長蘆塩が輸送されていたことが影響し、山東各州県の塩地で塩産が減退していた。このため民間では塩産が小規模化し独自に塩地を私設して輸送したがこれは随時州県側の査察によって発覚し次第取り壊された。当時、山東の塩商自体は、自ら運商（自運自銷）可能な業者が10分の3程度に落ち込み、禹城、平原、館陶などでは業者が無人となったため、塩務の管理は地方官の經理に帰さざるを得ない状況となっていた。こうした塩運輸送での衰退に加えて、さらに永阜場を中心とする灘地（生産現場）では黄河被災の影響を受けて塩産品質が低下し、これに伴う塩價の高騰や、雇員不足に加えた輸送コスト（塩運脚價）の増大化が、沿途各地での竈戸、船戸の盗売を招き、浮費発生構造を成しており、こうした複合的条件をもとに、山東塩務の銷路減退と同時に塩商の散逸を招いていた<sup>238</sup>。

すでに日清戦争に至る段階では、同治期の官督銷商モデルが崩壊していたことになるが、やはり致命的であったのは黄河水災による山東塩場への被害で、山東の各地塩場は黄河下游地帯に存在したため、常に黄河下游の河道変遷と下游塩灘地に存在する塩場各地の利害に晒されていた。

たとえば、塩産中心地のひとつとなる永阜場<sup>239</sup>では、黄河が大改道する1855（咸豊五）年以前に、160余副あった塩場が、1896年に李秉衡が状況を把握したときには、90余副が破壊され、うち30余副浸水し、7副のみ製塩可能という有様であり、このほか塩運司豊伸泰の報によれば、官台、永利、西繇、王家綱などの塩場では、400余副を新たに開設し、その工本は商人からの借款により公款を用いずに自ら用意しており、また富国で開設した40副は塩運司庫から工本銀4000両を借り入れて処理することが塩商側独自に取り決められていた<sup>240</sup>。

以上のように、同治期以後の山東塩政は、黄河水災による塩の滞銷や塩商の疲弊といった崩壊過程にあるなかで、山東巡撫は塩務に対する監督権限が揺らぎ、財源調整を喪失したまま日清戦争を迎え、戦時の財源捻出を求められていたことになる。李秉衡自らも黄河下游の被害状況から実態を把握してゆくと、戦後は崩壊した塩務の快復に向かっている。同時期に各省で財源の枯渇を認識していた戸部は、戦後の国家財政を立て直すため、なおのこと外省に対し塩價をつりあげ、各省に資金援助を求める方針にあったが、これもまた1897（光緒二十三年）年には塩運司豊仲泰・綱商福安長らと協議を重ね、塩價に対する免除を求めている。<sup>241</sup>

## 5. おわりに

以上のように、日清戦争時の山東では、戦争対処の背後で陸運、河運の流通過程に対する財政負担を増加させていた。日清戦争の戦地後方となる山東では、兵備不足による軍営増加だけでなく、特に周辺各地から押し寄せる軍営が山東軍財政を圧迫し、陸運輸送において州県に対する経費負担を増大化させていたとともに、その費用負担のため布政司庫をはじめとする各庫に打撃を与えることとなった。

この日清戦争時の軍事的背景には、咸豊期の黄河大改道が、沿線各地に被害をもたらし、それまで輸送の主体を担ってきた漕運制度を機能減退させ、経費の増大化を激化させていたことが関連し、特に同治期までに対処がなされていた関税、釐金といった輸送沿途各地に設置された徴税手段も機能を大幅に減退化させ、州県との連携を喪失させ、巡撫の財源統括を困難にさせていた。

財源統括に対処を見せた釐金、関税、塩税を個別に見れば、洋関の東海関は海関道と連携して布政司庫に組み込むことを可能にしたと言えるが、常関となる臨清関は収数を把握するのみであり、釐金は制度的崩壊を黙認し、塩税に対しては「公局」となる南運局による調整機能を利用して再建を図ろうとするものの被害状況の把握にとどまっている。

しかし、日清戦争後の山東では、それまで山東内部で引継がれてきた、黄河災害、流通停滞、軍備整理の問題に対処することが政策課題となっていた。これらの問題は省財政枯渇の問題と相互関連していたが、従来統括してきた省財源を再獲得することが、早急の財政課題ともなっていたものと考えられる。

## 終章

### 1. 李秉衡のパーソナリティとして

以上のように、本論では日清戦争を前後とする時期において、時代の「連続／非連続過程」とその重層性について、地方的差異と多様性およびその地域的特性の問題を、山東巡撫李秉衡を中心とする政策過程を整理することで、清末期の行政的変容を分析した。

李秉衡の履歴を確認したとおり、彼は戦乱・民衆反乱の時代にあって生き抜いた、いわば戦乱によって養成された、戦乱の申し子のような人材である。義和団研究ですでに明らかにされているとおり、民衆反乱には即決即断で「反乱鎮圧」を加え、攻め入る外国勢には徹底抗戦の構えを見せた。豪毅である。

李秉衡の水利スタッフに張上達なる人物がいる。張上達は李秉衡巡撫時代に済東泰武臨道として光緒二十年八月に任についていた。張上達は、光緒二十一年五月に、李秉衡が日清講和後に、償假として河川調査に赴いている隙に、回籍で郷里に戻ってしまった。この人物は巧みで、歴代の巡撫に任された仕事はこなしていたが、その裏で賄賂や属員の差委、また河工に備えて保管しておく資料を購入する際に任意で扣徐するなど不正を働いていた。ひとたび回籍で戻ってしまうと、これは巡撫の権限から外れて弾劾できなくなってしまう。

李秉衡の文書を見てゆくと、不正をはたらく人材は容赦なく弾劾し、部へ送っている。その反面で、毓賢（このほか錫良や勞乃寛がいる）のように行政対処に功を上げる人物は積極的に引き立て、行政内の実務力発揮に尽力している。

李秉衡の履歴からして、知県などの経験から張上達のようなスタンスもとれたはずである。実質、こうした不正が弾劾されない限り実情はわからないが、それにしても報捐から巡撫にまで登りつめたキャリアは異例の出世であった。

李秉衡の判断力は各行政に発揮されたと言える。黄河の対処では河防局の再編を利用して、監視体制を復活させたし、年4回発生する水災サイクルにもよく備えている。結局、下游域の疎通計画は頓挫し続けたが、山東省内の行政力で実施できていたら、おそらく名臣として史書に刻まれたであろう。

彼のパーソナリティによる影響を別にしても、その河工実施の業績は、後の巡撫たちにも引き継がれた。日清戦争後の李鴻章失権としてよく引き合いに出されるのが、清廷から李鴻章に黄河統治を任された点であるが、李鴻章も戦時中直隸の河工に苦しんでいる。山東でも同様であったが、河工統治を放棄することは輸送の死を意味する。一度、河川が決口すれば、河川から周域まで通行障害が生じるためである。李鴻章の膝元には当時盛宣懐が天津道として物流調整を行っていたが、盛宣懐も山東赴任時代に、小清河での水利が認められて李鴻章に引き立てられている。日清戦争後には、清廷から200万両の資金源が付与されて、李鴻章のプランのもと黄河統治がはかられることになる。光緒二十年時期を境とする中央－地方に関する政治的背景は、また再分析せねばならないが、清廷側の判断でも李秉衡の苦行は奏摺によって眼に届いていたはずであるから、李鴻章を起用して山東巡撫や河東河道総督らと対処しようとしていた動向は清廷側の意気込みが表れている（細見

和弘「清末の山東黄河治水に関する政策史的考察」森時彦編『20世紀中国の社会システム：京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告』京都大学人文科学研究所，2009年6月）。

## 2. 日清戦争を前後とする時期の政策的変容と連続／非連続

李秉衡の黄河統治は、①河防局の再編による黄河監視体制から、②黄河河工経費の固定化、③堤防堵合政策、④河口疎通政策、⑤塩灘被害の利害調整、と多岐に及ぶなかで、そのほかにも単純に黄河統治だけではない問題も関連するなかで頓挫していった。

漕運の問題では、陶城埠を基点に北方面の運河の淤塞が深刻で、黄河と運河の借黄濟運による水門淤塞問題の対処が重要であったが、これは南北の「国家的物流」が停止するだけでなく、日清戦争時の輸送を困難にさせていた。

李秉衡は早急に「車局」を設置して陸運輸送の整備にかかると同時に、他の輸送代替手段を求めねばならなかった。その手段は当時、清仏戦争の危機と同様に、沿海部は実質的に戦争の「危機」にさらされ、「零細な商人」も沿海地帯から逃亡していたため、海運による「国家輸送」は臨めなかった。当時、鉄道を敷設する時間的財政的余裕のなかった山東では、陸運と漕運の二面による輸送手段が求められたことは、その施策過程から明らかである。

この省内の輸送停滞と同時に、また大問題となったのは山東に駐在する軍営であった。日清講和後の対処として、軍営削減を実施している理由は、省財政に匹敵する額の軍餉（200万両）の捻出を山東内部で求められたことによる。

日清戦争を前後とする時期の山東では、こうした財政負担がのしかかることとなった。①莫大な軍餉捻出、②漕運輸送停止の危機、③機能悪化する黄河統治、これら三重苦は同時期山東の抜本的政策課題であり、これらが同時関連しながら④財政負担を激化させていたのである。これらは同時代的に他省と比較した場合、山東における明確な地域的時代的特徴となる。

より考察を深めねばならないが、山東巡撫と河東河道総督の権限負担が揺らいでいたように、総督巡撫の個人の意志・判断にかかわらず、目前の行政対処に迫られた課題でもあった。

日清戦争後の山東の行政対処は、人的手配から経費捻出にしても自ずと州県レベルの対策を超える省行政の役割が求められた。また、ある種、戦後処理という「政治的空間」が巡撫としてのプレゼンスを増大化させるひとつの場であったことも考えられる。

黄河統治、輸送整備、軍営整理、この三課題を「国家統治」のプログラムで言い換えてみるならば、社会救済策、輸送インフラ、軍事の「近代化」であり「国民国家化」へと関連させて述べる事が可能であろう。これらの指揮権が、日清戦争以後の山東巡撫に、自覚的にも、自発的にも付与されていったことが考えられる。

ただし、これらの対処は「清朝」の国家利害を「代表」した側面もあれば、省の利害を「代表」した側面もある。

この点も分析が及ばなかったが、対外的姿勢に対する処理や、民衆反乱に対抗する論理は「国家」の用意する統治イデオロギーなくしては省行政の理を失ってしまう。この点、中央と地方で判断の齟齬が現れるところであろうが、必ずしも清廷の意向に沿う行動を取っ

ていたわけではない。義和団の対処にしても同様である。李秉衡の対外認識や時代的危機感も分析する必要がある。

李秉衡の諸政策からしても、清朝中央の用意された各種規定や枠組みに沿いながらも、「省」として、あるいは塩政などの対処に見られるような「地域」の利害を優先して対処しようとしたことは指摘できる。この点は特に先に指摘した黄河・運河の対処に現れている。

これら対処を通観して督撫権限の問題を考えてみる場合、督撫（山東巡撫）の判断に依存するわけではなく、地域の実情を対処として考慮せざるを得ない側面も存在しており、必ずしも「省」の利害のみを優先事項として権限が集約されたわけではないし、ただちに清朝中央に反目する「地域独立化」（革命や軍閥化）が用意されたわけではない。そうした意味で民国に至る「中央なき地方」とする、中央の権力統治が行き届かない「地方」の状態が、後の光緒新政や民国期でより実務的に政策がはかられていく前提として、すでに日清戦争以前から時代的趨勢として出現していたことが指摘できよう。

こうした地方督撫の権限が集中する「地方分権化」を財政史の側面から述べられているが、日清戦争を前後とする時期の山東では、圧倒的な財政難から京協餉の割り当てからも資金調達がはかられたし、関税（常関・海関）や釐金の通行税や、主要産業としての塩政への協力も仰がれていた。しかし、これらの資金源は、当時の財政負荷を乗り越えられるものではなく、「成功」といえるほどの資金捻出ははかることができなかった。

ただし、資金調達過程における布政使への財源管理組み込みや、知県や道員クラスの地方官僚との連携および「公局」の実権化といった各種調整手段においては、行政運用の弾力を拡大している。この点が新政期や民国期に至り、督撫の自己決定権を含めどのように省行政が変容するのかが次点の課題となるところである。

---

## 註

### 序章

- 1 田中正俊「総論—中国近代史と<<ウエスタン—イムパクト>>—」, 野沢豊・田中正俊編『講座中国近代史』(中国革命の基点)第1巻, 東京大学出版会, 1978年。
- 2 田中正美「危機意識・民族主義思想の展開—アヘン戦争直前における—」野沢豊・田中正俊編『講座中国近代史』(中国革命の基点)第1巻, 東京大学出版会, 1978年。
- 3 池田誠・田尻利・山本恒夫・西村成雄・奥村哲共著『中国工業化の歴史』法律文化社, 1982年。
- 4 上述した点から特に、中国近代工業化の原点として位置づけられた洋務運動の研究は、全面的な評価の見直しが行われた。それまで、帝国主義に追随する「革命」に対抗する反動的な存在として否定的論調に満ちていた評価から、経済的発展に果たした役割が強調されるようになった。代表的著作として、鈴木智夫『洋務運動の研究—一九世紀後半の中国における工業化と外交の革新についての考察』汲古書院, 1992年。
- 5 近代化議論のなかで、「『帝国主義の侵略による瓜分、亡国』に対する『愛国、抵抗、革命』の歴史であり、『近代化』、『国民国家』の形成、『統一化』をめざす歴史と描かれてきた。近年、中国近現代史研究、思想史研究の領域でも、時期区分論、中国の社会構造のとらえ直し、とりわけ清末と中華民国の歴史像の再検討、洋務、変法、新政、『北洋軍閥政権』、袁世凱論、孫文論などの再検討が進められている(以下略)」。斉藤道彦「序論—民国前期中国と東アジアの変動」, 中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』(中央大学人文科学研究所研究叢書 21)中央大学出版部, 1999年, 1頁。「伝統」と「近代」の対比について、欧米の論理展開に基づいた議論として、P・A・コーエン著・佐藤慎一訳『知の帝国主義—オリエンタリズムと中国像—』平凡社, 1988年。
- 6 文革を経ると、それまで前提として不動であった「半植民地半封建」テーゼの見直しが行われる。アジア停滞性ないしアジア的生産様式議論とともに戦後の研究を整理したものに、野沢豊「『中国統一化』論争について」, 『「中国統一化」論争の研究』アジア経済研究所, 1971年9月。1980年代の洋務派再評価、近代史認識のゆらぎの問題は、並木頼寿が、「『反帝・反封建』闘争を歴史の課題とし、それに対応して中国近代社会の性格を基本的に「半封建・半植民地」と捉えることから、清朝および北洋軍閥や国民政府の支配に対する闘い、およびキリスト教排斥運動などで直接列強と闘った民衆の闘争が歴史を推進する原動力として高く評価された。それゆえ中国近代史の基本的流れは、アヘン戦争・太平天国・義和団・辛亥革命・五四運動という一連の闘いの系譜と、洋務運動・戊戌変法・北洋軍閥統治という反動的ないし改良主義的な、対外的には帝国主義に妥協し対内的には地主支配体制の維持をはかる一連の反人民的な系譜の対立という構図で理解されることが多かった」と指摘している。並木頼寿『岩波講座現代中国』第4巻(歴史と近代化)岩波書店, 1989年 44-45頁。
- 7 村田雄二郎「持続・変容する世界および他者との邂逅」, 飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『中華世界と近代』シリーズ 20世紀中国史 1, 東京大学出版会, 2009, 1-6頁。

- 
- 8 ただし、その省察が万全かという疑念が残る。当時の営為として現れる社会構造の衰退した背景や、腐敗構造の内面性そのものを、かつての論理展開と対比した上で検証し直す必要がある。「革命史観」への偏重が言われてひさしいものの、かつての議論がすべて破棄されるわけではないし、見るべき研究が多くある。各時代考証の整理整頓が重要となっている。吉澤誠一郎「清代後期における社会経済の動態」,飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『中華世界と近代』シリーズ 20 世紀中国史 1, 東京大学出版会, 2009 年, 101-102 頁。
- 9 たとえば、山田辰雄「今こそ民国史観を」『近きに在りて』17 号, 1990 年 5 月。野沢豊編『日本の中華民国史研究』汲古書院, 1995 年。
- 10 新政期全体の見通しをつけて時代的評価を述べた論理は少ない。前掲齊藤道彦「序論 民国前期中国と東アジアの変動」, 中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』13-21 頁。田中比呂志「地域社会の構造と変動」,飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『中華世界と近代』シリーズ 20 世紀中国史 2, 東京大学出版会, 2009 年, 37-40 頁。
- 11 横山英「二〇世紀初期の地方政治近代化についての覚書」, 横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房, 1985 年。渡辺敦「袁世凱政権の経済的基盤—北洋派の企業活動—」, 東京教育大学アジア史研究会『中国近代の社会構造』教育図書, 1960 年など。また 80 年代に入ると、台湾でも『中国現代区域化研究』のプロジェクトが生まれ、地方「近代化」の総体的視点がもたらされるようになった。このうち本論では、張玉法『中国現代化区域研究—山東省, 1860—1961』中央研究所専刊 (43), 1982 年、が関連する。
- 12 濱下武志『中国近代経済史研究—清末海関財政と開港市場圏—』東京大学東洋文化研究所報告, 汲古書院, 1989 年。
- 13 久保亨編『中国経済史入門』東京大学出版会, 2012 年。
- 14 村上衛「経済史」『近代中国研究入門』東京大学出版会, 2012 年, 95 頁。
- 15 前掲吉澤誠一郎「清代後期における社会経済の動態」117 頁。
- 16 西嶋定生「支那初期棉業市場の考察」『東洋学報』三一巻二号、1974 年。濱嶋敦俊「明末江南郷紳の具体像—南潯・莊氏について—」, 岩見弘・谷口規矩雄編『明末清初の研究』京都大学人文科学研究所, 1989 年。森正夫「中国前近代史における地域社会の視点—中国史シンポジウム『地域社会の視点—地域社会とリーダー—』基調報告—」『森正夫明清史論集』第 3 巻 (地域社会・研究方法), 汲古書院, 2006 年。山本英史の整理によれば、西嶋の十六、七世紀松江府棉業の研究から「中国社会を普遍的な発展段階論の枠組みでとらえよう」とすると、田中正俊による福建農民反乱研究に続いたが、「発展段階における先進—後進の序列の中に位置づけられ、江南との共通性、すなわち普遍性に眼が向けられ」、「地域を多角的にとらえようとする姿勢は前面に出ることはなかった」。山本英史「日本の伝統中国研究と地域像」『伝統中国の地域像』慶応大学出版会, 2000 年, 4-5 頁。山田賢『移住民の秩序—清代四川地域社会史研究』名古屋大出版会, 1995 年などが代表的著作としてあげられる。
- 17 佐藤仁史は、八〇年代の研究業績に対し、「第一に、従来発展段階論に依拠して文献

による研究を進めてきた研究者たちが広い意味での生産の場として地域社会を総体的に把握することに努める方法論を採ったこと、第二に、市鎮や農村社会の多様な側面に対する口述調査、景観調査、史料調査といった講義の現地調査を通して、中国伝統社会に対する遡及的理解を意図したことにある」とした上で、「江南市鎮社会史」研究が明清史において成果を挙げてきたものの、「清末から民国期にかけての研究は依然として十分とはいえない」と述へ、焦点が「都市上海」に移り江南地方が総体的に軽視されたこと、分析視点が「市鎮の経済的機能に集中したこと」を指摘する。さらに、この上で、清末民初の「変容」に関心を払うものとして、「近代国家建設に伴う地方制度の実態、科挙体制の終焉と近代学校教育制度の導入によって生み出された新たなエリート層と地域社会におけるリーダーシップのあり方との関係、文明概念の登場とともに『迷信』として認識されるようになった民間文化」を分析する必要があるとしている。佐藤仁史『近代中国の郷土意識—清末民初江南の在地指導層と地域社会—』研文出版、2013年、3-6頁。

- 18 田中正俊「十五世紀における福建の農民叛乱」『歴史学研究』一六七号、1954年。森正夫「民衆反乱史研究の現状と課題—小林一美の所論によせて—」『森正夫明清史論集』第二巻（民衆反乱・学术交流）、汲古書院、2006年。
- 19 抗租抗糧の研究で基点をなしたのが、江浙地域例に述べた小島晋治で、地主—佃戸制度が一般化した地域では抗租、湖南・湖北など山間部や辺境地帯では抗糧が激化し、土地生産性の低さ、副業収入への依存、在地地主の指導性などを条件として検討した。小島晋治「太平天国」『世界の歴史』11、筑摩書房、1961年。清末期山東の地域社会を扱った研究が、横山英の「抗糧」研究である。「制度的＝体制的な不合理・不備から『浮収』問題が発生し、更に、それから抗糧暴動が生み出されるのであるから、抗糧問題はまさに体制的矛盾の表現であり、抗糧暴動が続発するということは、体制矛盾が激化し、体制的危機が発生したことになるわけである」として、山東の抗糧を述べた。横山英「咸豊期、山東の抗糧風潮と民団」『歴史教育』第12巻第9号、歴史教育研究会、1964年。
- 20 秋山尚功「抗糧闘争—江蘇省丹徒県の場合—」、野沢豊・田中正俊主編『講座中国近現代史2 義和団運動』東京大学出版会、1978年、107頁。
- 21 このほか、これに対する政府の無力化・教民保護の放棄によって、在地郷民の「地域的割拠」が拡大したことが指摘された。横山英「咸豊期、山東の抗糧風潮と民団」、歴史教育研究会編『歴史教育』第12巻第9号、1964年。
- 22 森正夫「序文」、明清時代の土地制度」『森正夫明清史論集—税糧制度・土地所有一』第一巻、汲古書院、2006年、7-8頁。
- 23 横山英の研究から、神戸輝夫がさらに詳細な検討を行っている。山東の団練は、太平天国軍の北上に備えて、咸豊三年以降各地で設置がはかれると在地郷紳層を基点に組織化されていったが、「悪団」との結びつきによる吏治不安、圩寨による組織構造、長槍会などの「会匪」との関係性と団費徴収をめぐる地域対立、発生地区と階級分析、「農民収奪の態様」として錢糧・漕糧浮収、捐納の強制、団費の強要、地主の土地収奪、地主-佃戸関係を明らかにした。神戸輝夫「清代後期山東における『団匪』と農村問題」



『史林』京都大学文学部史学研究会，第 55 号第 4 号，1972 年 7 月、「山東省淄川劉徳培抗糧始末」『大分大学教育学部研究紀要』第 4 卷第 4 号（人文・社会科学）B 集，大分大学教育学部，1974 年 11 月、「清代後期山東省における『教匪』と『幅匪』」『大分大学教育学部研究紀要』第 4 卷第 5 号（人文・社会科学）B 集，大分大学教育学部，1975 年 11 月。

- <sup>2 4</sup> 団練を扱った研究も限られているが、たとえば広東では、西川喜久子「順徳団練総局の成立」『東洋文化研究所紀要』105 号,1988 年。淮北で生じた捻子や苗沛霖の乱の経緯と団練について、並木頼寿「清末皖北における捻子について」,「苗沛霖団練事件」『捻軍と華北社会—近代中国における民衆反乱—』研文出版,2010 年。
- <sup>2 5</sup> 太平天国、義和団、五四運動と続く「人民革命史観」の視点から脱却するものとして、反帝国主義の民衆運動を、列強による中国侵略の具体相と民衆ナショナリズム運動の実相、二つの結合・分離の三相から捉えようとした。義和団の起源や、白蓮教・会党などとの宗教性とならびなど、欧米研究にかき回された方向性を一つずつ解き明かし、「民衆ナショナリズム」の位相を明らかにしている。当時の学生運動や欧米の「伝統と近代」模索の結果、「民衆」側の視点から描こうとしたことには肯き得る。ただし、ここに近年議論されているような「国家統合」「国家再編」といった問題設定に対しては、義和団が「国際紛争」化したため、帝国主義列強（特に日本）との外交・国際関係が中心に述べられてきたため、議論がかみ合っていない。佐藤公彦『義和団の起源とその運動—中国民衆ナショナリズムの誕生—』研文出版，1999 年。小林一美『義和団戦争と明治国家』汲古書院，2008 年〔初版 1986 年〕。
- <sup>2 6</sup> 近代国民国家成立の過程を議論するものとして、西村成雄が戊戌変法・光緒新政期から中華民国・中華人民共和国にかけて「政治空間」（社会主義イデオロギーの直接作用する空間、統治能力を増強しつつある空間、中華民族的理論の作用する空間）の位相を、統治の「正当性」や「国民国家ナショナリズム」をふまえて明らかにしている。西村成雄『二〇世紀中国の政治空間—「中華民族的国民国家」の凝集力—』青木書店，2004 年。ただし、清末時にどのように変容したかについては議論を重ねる必要がある。
- <sup>2 7</sup> 清朝統治の多様性として、漢人一辺倒の議論から抜け出すものとして、清朝史研究から試みられている。明朝を継承する専制国家から近代の変革のあり方をめぐって、満州や藩部の部族統治やチベット社会の連続した構造過程を地域的な概念をもって議論がなされている。たとえば、平野聡『大清帝国と中華の混迷』（興亡の世界史 17）講談社，2007 年。
- <sup>2 8</sup> 趙爾巽等撰『清史稿』卷 128，食貨 3，漕運（中華書局，1976 年）。訳注に、星斌夫『大運河発展史—長江から黄河へ』東洋文庫 410，平凡社，1982 年。
- <sup>2 9</sup> 清代の漕運制度をめぐっては、戦後、山口廸子が先鞭をつけると、星斌夫が水夫と漕運の関係、中原晃雄が輸送商品を扱った。山口廸子「清代の漕運と船商」『東洋史研究』第 17 卷第 2 号,東洋史研究会,1963 年。星斌夫「清代の水運労働者の生態」『歴史教育』第 12 卷第 9 号，歴史教育研究会,1964 年。中原晃雄「清代における漕糧の商品化について—漕運研究の一齣—」『史学研究』第 70 号，広島史学研究会，1958 年 10 月。総体的な研究として、星斌夫『明清時代交通史の研究』山川出版社，1971 年。中国では

---

90年代以降に研究が取りまとめられている。李文治・江太新『清代漕運』修訂版（1993初版），社会科学文献出版，2008年。近年、倪玉平は上述の著作を踏まえ、日中台米の著作を網羅的に整理してまとめている。倪玉平『清代漕糧海運与社会変遷』中国社会科学院近代史研究所専刊，上海書店出版社，2005年。

<sup>30</sup> 千葉正史「清末における国家的物流システム維持と近代交通手段の導入—漕運問題史上における盧漢鐵路計画の位置—」『言語文化研究』14巻2号，立命館大学国際言語文化研究所，2002年9月。千葉はこの漕運問題と、清末期の鉄道利権回収運動と借款問題の事項を再検討して、鉄道史の側面からも検討を加え、2006年に一書を成すと議論を体系化した。同氏「国家的物流体系の維持と鉄道建設の契機」『近代交通体系と清帝国の変貌—電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容』日本経済評論社，2006年。このほか中央—地方関係について、同氏「清末における近代交通行政体系の確立と中央・地方関係の再編」『中国経済研究』第6巻第1号，2009年3月。同氏「交通通信と帝国システムの再編」『中華世界と近代』シリーズ20世紀中国史1，東京大学出版会，2009年。

<sup>31</sup> 清末財政史をめぐる研究は、主として二方向存在する。ひとつは国家財政を論じるものである。これは近年、岩井茂樹が「原額主義」として清朝財政の特徴を位置づけた議論による。「原額主義」とは清朝で定められた規定（原額）に従って、税収調整を行う財政政策である。岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会，2004年。清朝の各時代において、銀の流入による貨幣価値の変動があったことはよく述べられている。いわゆる「銀貴錢賤」とよばれる銀貨騰貴による影響は、銅錢不足や米価高騰を招いたが、行政的には経費を増大化させることとなった。黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会，1994年。岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』研文出版社，1997年。官僚の不正蓄財と対比して、経費増大化のあおりを受けた各地陸運漕運海運の輸送業者が酷使された姿が、同時に漕運史などに位置づけられていた。これらは淮塩輸送が道光期に没落していった姿とも関連して述べられる。佐伯富『中国塩政史の研究』法律文化社，1987年。しかし国家社会両面で疲弊した姿が露呈しても原額に関する規定変更は清末期まで成されなかった。官僚の蓄財については、たとえば鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」『近代中国研究』第二輯，近代中国研究委員会，東京大学出版会，1958年。もう一方の側面は、輸送をめぐる明清徭役制度研究とのリンクである。これは市場経済と財政への関連性を交えて、山本進が議論を発展させた。本論に関連する側面として、山本によれば、清末期山東では、直隸・山東の省境（黄河流域）に「萌芽的」な棉業地帯が形成されており、省間をまたぐ「地域経済圏」が成立していた。商品生産の展開や、市場をまたぐ輸送構造からそれらを分析している。山本進『清代財政史研究』汲古書院，2002年、同氏『清代社会経済史』創成社，2002、『清代の市場構造と財政政策』名古屋大学出版会，2002。中国側の研究成果としては、統計資料などを利用しながら、周育民『晚清財政与社会変遷』上海人民出版社，2000年がある。また申学鋒は、戦前からの財政史を整理し、データ整理が参考になる。研究対象が財政支出の問題に傾斜していることを指摘している。これらは必ずしも、日本の財政史研究の議題と関連しているわけではない。申学鋒『晚清財政支出

---

政策研究』中国人民大学出版社，2006年。

- <sup>3 2</sup> 付加的課徴をめぐる「共犯構造」、「負担の不公平」、その背後の財政構造は、「緊張関係をもちながら、解決すべき政治上の課題として問題提起をした官僚知識人はほとんどいなかった」岩井茂樹「序章」『中国近世財政史の研究』9頁。
- <sup>3 3</sup> 岩井によればこの問題をはじめて指摘したのは、彭雨新「清末中央与各省財政關係」『社会科学雑誌』第九卷第一期，1947年。「酌撥制」は、戸部が実質的に一度中央に集めてから、再度指示によって外省へ割り振る方法、「攤派制」は名目上のみ外省へ割り振る指示を伝える。ここに督撫権限が増大した要因を指摘する。岩井茂樹「正額財政の集権構造と変質」『中国近世財政史の研究』（第二章）京都大学学術出版会，2004年。

## 第一章

- <sup>3 4</sup> 李秉衡の履歴については、秦国經主編『清代官員履歴檔案全編』四卷（華東師範大学出版社、1997年）、54頁。縣志から清仏戦争以前の記述が見えるが、総体的な記述には、貴泰、武穆敦等纂『安陽県志』（二）卷十六・人物志・流寓（『中国方志叢書』民国二十二年鉛印本影印、成文出版社、1969年）1660-1666頁、『清史稿』卷四百六十七、列伝二百五十四、李秉衡の項、に詳しい。管見の限り論攷は少なく、張天貴「中国近代重要歴史人物—李秉衡」『清史研究』1995年第2期、は李秉衡についてよくまとめている。このほか蘇全有、鄧運成「李秉衡与清末兵災賑濟」（『防災科技学院学報』第十期第一期、2008年3月）、義和団の対処に関して、楊光「“巨野教案”中的山東巡撫李秉衡」『山東大学学報』（哲社版、1998第1期）、賈熟村「義和団時期的李秉衡」『荷澤学院学報』第二八期第四期、2006年8月）などがある。

李秉衡に関する史料に、李秉衡『李忠節公（鑑堂）奏議』（沈雲龍主編『近代中国史料叢刊第三十輯』文海出版社、1968年〔印影版、原本民国一九年発行〕、以下『李忠節公奏議』と略す）がある。この史料をもとに、戚其章輯校『李秉衡集』（齊魯書社、1993年）がある。本稿ではこれらの史料を主軸に述べる。両者に誤字脱字が見受けられるため、適宜両者を参照した。

- <sup>3 5</sup> 岫岩は度々行政区画が変更されており、彼の住んだ石嘴子は、光緒三十二（1906）年に岫岩州南部の庄河、大狐山一帯は庄河直隸庁の管轄となっていたが、民国には海城県管轄となった。このため県志によって記載が異なる。張天貴「李秉衡貫籍考」『近代史研究』中国社会科学院近代史研究所，1991年10月。
- <sup>3 6</sup> 徐州牛馬荘の匪徒に対して、折り合いをつけたという。「馳至徐州牛馬荘有匪徒據寨。僭稱王途爲之梗。遂挺身投刺相見。匪首亦爲動容。慨然撥騎卒持旗送。盡界始返。」、「李忠節公家伝」『李忠節公奏議』15頁、『李秉衡集』774頁。『安陽県志』によれば、江蘇にて「…値洪楊蔓延。奉調揚州萬福橋大營。辦理營務。奏保知縣…」とあり、太平天国討伐に加わっていたと考えられる。『安陽県志』（二）卷十六・人物志・流寓，1660頁。
- <sup>3 7</sup> この報捐に関しては、同時期清朝の財政難から、捐納による「売官」が清朝政府によって認められ奨励されていた頃でもある。清代財政上の捐納については、たとえば、曹陽「清代財政における『捐』に対する一考察—官僚による『捐』の変化を中心に—」『法学論争』

第 167 卷第 5 号, 京都大学法学会, 2010 年 8 月。

<sup>38</sup> 「復到直歴各州縣治行爲畿南第一。」前掲「李忠節公家伝」『李忠節公奏議』15-16 頁。

<sup>39</sup> 彭作楨纂修『河北省完県新志』(一) 卷三・行政二・上(『中国方志叢書』華北地方・第 164 号, 民国 23 年鉛印本影印, 成文出版社, 1968 年) 169 頁。また、『河北省完県新志』の大事記を見ると、咸豊元(1851)年に道光三十(1850)年の錢糧、旗租の民欠を免除されている。咸豊三年に水災から団練の飭が下っている。再び同治元年になると、団練の奉旨がなされている。同治七年には、捻匪張総愚などの乱により保定一帯が騷擾すると、捻軍に対抗するため、清廷から自衛の詔が下り、各村聯合して、練器精芸し捻軍を退けた。『河北省完県新志』(一) 卷九・故実第七・大事記、632-633 頁。『安陽県志』には、「民風強横。遇聚眾抗官案。委辦立解。議者擬懲以兵。弗從……」とあり、李秉衡が兵を動かしたことがわかる。前掲『安陽県志』(二) 卷十六・人物志・流寓、1660 頁。

<sup>40</sup> 履歴を次の県志で確認できる。方宗誠纂修『河北省棗強県志』卷一・記職官表選挙後職官(『中国方志叢書』華北地方・第 177 号, 光緒 2 年刊本影印版, 成文出版社, 1969 年) 16 頁。『河北省棗強県志』卷二・記循政略後循政、104 頁。同治年間の団練編成と捻軍対処に李秉衡が携わっている。宋兆升監修・張宗載・齊文煥纂『河北省棗強県志補正』卷八・故事・故事大事記(『中国方志叢書』華北地方・第 520 号, 民国 20 年鉛印本影印, 成文出版社, 1976 年) 377-378 頁。

<sup>41</sup> 同月二十四日に、夏津の「逆賊」余長泰が襲撃した際には、南団の武城の団勇が守り事なきを得た。前掲、『河北省棗強県志補正』卷八・故事・故事大事記、377 頁。

<sup>42</sup> 事の経緯は以下の通り。

A: 同治元年十一月十七日、南団練勇力堵の賊はこのとき県城へ入境していなかった。

B: 十二月、張錦珠などが冀州南宮などを掠めたことから、冀州知州ら団勇 800 人が対抗した。

C: 十二月初十日、賊は冀州城西東から楊村へ至り、団勇と衝突交戦、殺傷者を多く被った。賊は勢い増して、邑崔村や史家莊、杜烟村へ至った。

D: 十一日、城北の東団総游撃沈徳英が北団を率い、豆家莊、孟家屯を防いだが、沈徳英も死亡、団勇死者千余人に及び、県内東西の王白莊、蘇谷樸莊、魏家莊に居し、王善友吉理などの村を焚掠し、村民が服毒。

E: 十二日、賊は南方から陳家莊、望軍村などを襲い、東団が防御したが死者二千余人に渡った。同日午後、南団でも恩婁崔母新城屯などのところを守ったが、数千人の死者が出た。旧路寺の大營小營から、顧家莊、黄路莊などの村を押さえた。

F: 十三日、賊が焦村に至り、南団練総薄占魁が帯勇して賊を追撃したが敗北、勇丁も後に続かず追撃され、鹿家屯にて薄占魁が戦死、団丁死者千数百人となり、賊は出境した。

二十六日、賊が県城の白塔を再襲撃。

G: 同治二年正月初一日、城西から城北へ、城紙房などの村を襲撃。

H: 初八日、城東から白塔を襲撃し出境。

I: 二十五日、李秉衡が登場。

前掲、『河北省棗強県志補正』卷八・故事・故事大事記、377-378 頁。

<sup>43</sup> 異動の話が出ると、村民が異動を留めるよう大府へ訴え出たという。「會代者至、百姓走

- 大府行轅，請留……」。前掲『安陽県志』(二) 卷十六・人物志・流寓、1660 頁。この頃の李秉衡の履歴を見ると、武邑県知県も確認できる。前掲『清代官員履歴檔案全編』四卷、54 頁。『武邑県志』を見ると、同治二年に「張錫珠」が武邑県を襲っていることが確認できる。この張錫珠は、『安陽県志』の「張錦珠」と同一人物(輩行が同じ可能性もある)であろう。李秉衡の履歴が確認できないが、『清代官員履歴檔案全編』の「署知県」などの表記から、知県が出差などで任地を離れるときなど、代理する可能性も考えられる。また村落自衛や武器製造などの団練整備で匪賊に対して共闘したことも推察される。なお武邑では 28 村で 28 団の団練が生まれ、自衛している。彭美修・龍文彬纂修『武邑県志』(二) 卷之十・雜事志(『中国方志叢書』華北地方・第 178 号、同治 11 年刊本影印、成文出版社、1969 年) 402-403 頁。
- 44 苗沛霖の乱については、並木頼寿「苗沛霖団練事件」『捻軍と華北社会—近代中国における民衆反乱—』研文出版、2010 年。
- 45 蔚州では賭博病民の対処を厳しく取り締まり、一変させた。前掲『安陽県志』(二) 卷十六・人物志・流寓、1661 頁。
- 46 前掲『安陽県志』(二) 卷十六・人物志・流寓、1661—1662 頁。『寧津県志』は履歴のみ確認できる。これによれば、光緒二年閏五月に寧津県に赴任し、光緒三年十月、冀州知州へ昇任したことがわかる。祝嘉庸修・呉潯源纂『寧津県志』(二) 卷六・職官志・官師表(『中国方志叢書』華北地方・第 499 号、光緒 26 年刊本影印版、成文出版社、1976 年) 487 頁。王樹枏等纂修『冀県志』(二) 卷十三・職官(『中国方志叢書』華北地方・第 170 号、民国 18 年鉛印本影印、成文出版社、1968 年) 750-751 頁。
- 47 永平府でも吏治強化に臨んだが、胥吏の反発により失脚を招いたようである。「……奉旨永平府知府……幾釀變、秉衡持以鎮定、隨機應付、民頼以安、鋤豪強、飭吏治、百廢盡舉、未數月、以舊任冀州盜案、爲部胥婪索、置之不問、竟鐫職以去……」。前掲『安陽県志』(二) 卷十六・人物志・流寓、1662 頁。『冀県志』(二) 卷十三・職官 750-751 頁。清史稿には「部議追論劫案。貶秩。李鴻章上其理狀。請免議。不獲。」とある。李鴻章も上にその理状から免議を請うたが得られなかった。前掲『清史稿』卷四百六十七、列伝二百五十四。
- 48 日本での清仏戦争研究の蓄積は少ない。最近では外交史がスポットを当てている。たとえば、岡本隆司「清仏戦争の道—李・フルニエ協定の成立と和平の挫折」『京都府立大学学術報告』(人文・社会) 第 60 号、2008 年 12 月。
- 49 急激な物資調達には苦しんだようである。前掲『安陽県志』(二) 卷十六・人物志・流寓、1663 頁。張天貴「中国近代重要歴史人物—李秉衡」。
- 50 前掲、張天貴「中国近代重要歴史人物—李秉衡」。
- 51 福潤は正紅八旗。同治から光緒初年にかけて、軍務で功を上げた。萊州府知府、濟南府知府から山東の督糧道や塩運使、布政使を経験し山東巡撫となっている。秦国経主編『清代官員履歴檔案全編』4 卷、華東師範大学出版社、1997 年、481 頁、5 卷、51 頁、27 卷、50 頁。
- 52 「奏報到任日期摺」光緒二十年八月十五日(1894 年 9 月 14 日)、『李忠節公奏議』413—415 頁。『李秉衡集』143 頁。
- 53 「伏念臣衰病余生。……查山東地接畿疆。巡撫職司表率。官常宜肅。激濁乃以揚清。民氣

- 宜舒。安民必先除暴。他如慎修守以弭河患。籌兵餉以重海防。以及閔榷鹽漕。事事悉閱緊要」。同上「奏報到任日期摺」。
- <sup>5 4</sup> 「丁卯以李秉衡爲安徽巡撫。」『光緒朝東華錄』3, 光緒二十年四月丁卯の条, 総 3399 頁。「奏謝授安徽巡撫摺」光緒二十年五月二十二日 (1894 年 6 月 25 日)『李忠節公奏議』411-412 頁。『李秉衡集』142 頁。
- <sup>5 5</sup> 「奏赴登州府經画海防摺」光緒二十年八月十五日 (1894 年 9 月 14 日), 「奏報馳赴登州籌辦海防出省日期片」光緒二十年九月初一日 (1894 年 9 月 29 日)『李秉衡集』144 頁、148-149 頁。
- <sup>5 6</sup> 『大清德宗景(光緒)皇帝実録』(五、華聯出版社、1964), 光緒二十年八月甲子の条 (1894 年 9 月 19 日) 3099 頁、以下『德宗実録』と略記。
- <sup>5 7</sup> 『德宗実録』五, 光緒二十年八月丁卯の条 (1894 年 9 月 22 日) 3103 頁。また戸部から銀六千兩の軍装費用を得ている、己巳の条 (1894 年 9 月 25 日) 3106 頁。このほか、光緒二十年九月二十三日 (1894 年 10 月 21 日) には候補道李正榮を派遣して、記名提督であった夏辛酉に嵩武軍四營を統括させ、加えて登州に駐していた登榮練軍一營と、新募した福字中軍の兩營をさらに併せて、登州の守りとした。「奏記名提督夏辛酉接統嵩武四營片」『李秉衡集』154 頁。また、曹州鎮總兵王連三に、馬隊糧餉、軍火を酌撥して北上させた「奏總兵王連三遵旨北上折」, 『李忠節公奏議』433-435 頁。『李秉衡集』頁 154。王連三は朝鮮へ支援しに行くよう命じられていたが八月戊午 (9 月 13 日) に曹州の捕務が緊要であるとして、止まっていた。『德宗実録』五, 3091 頁。
- <sup>5 8</sup> 「致濟南李撫台」(光緒二十年九月初五日未刻発、1894 年 10 月 3 日), 苑書義・孫華峰・李秉新主編『張之洞全集』電牘河北人民出版社, 5807 頁。速匯三四万金を漢口に集め、モーゼル銃 3 千丁などを購入し、清江で転運して濟南へ陸運している。「致濟南李撫台」『張之洞全集』電牘 (光緒二十年九月初六未刻発、1894 年 10 月 4 日) 5809 頁。武器弾薬の確保については、矢継ぎ早に、銀 1 万兩で洋商から武器弾薬を購入、銀 3 万兩にてモーゼル式銃を別途購入した。「奏委員向洋商訂購鉛丸火藥等項片」光緒二十年九月 (1894 年 10 月) 日期不明『李秉衡集』149 頁。なおこれらは協餉ではなく、官僚個人の紐帯によって対処している。
- <sup>5 9</sup> 「奏提正款購買外洋槍炮片」光緒二十年九月十二日 (1894 年 10 月 10 日), 『李秉衡集』150 頁。
- <sup>6 0</sup> 「奏報馳抵煙臺一帶籌辦海防摺」光緒二十年十月十二日 (1894 年 11 月 9 日), 『李忠節公奏議』422-446 頁、『李秉衡集』158-159 頁。
- <sup>6 1</sup> 「東省爲南北通衢。海防陸路与直隸處處毘連。海運不通。運道尤關緊要。設有梗阻。大局何堪設想……」, 「奏調董福祥軍來片」光緒二十年十二月二十八日 (1895 年 1 月 23 日), 『李忠節公奏議』495-497 頁、『李秉衡集』185 頁。
- <sup>6 2</sup> 「山東巡撫李秉衡爲請飭沂莒各州妥備草料以利軍行致湯聘珍電」光緒二十年十二月二十九日 (1895 年 1 月 24 日), (戚其章主編『中日戦争』中国近代史資料叢刊続編, 第 2 冊, 中華書局, 1989 年) 234 頁。
- <sup>6 3</sup> 威海戦前夜に南方各省から救援が向かったが、貴州鎮總兵・丁槐、烏魯木齊提督・董福祥以外は間に合わなかった。「山東巡撫李秉衡奏請調董福祥各軍來以厚兵力而固海防片」

---

光緒二十年十二月二十八日（1895年1月23日），『中日戦争』第1冊，225頁。

- 6<sup>4</sup> たとえば、檜木野宣『清代重要職官の研究—滿漢併用の全貌—』風間書房，1975年。
- 6<sup>5</sup> たとえば、小野川秀美「章炳麟の排滿思想」，『清末政治思想史研究』みすず書房，1969年，325頁。佐藤公彦「戊戌変法と沂州教案」『義和団の起源とその運動—中国民衆ナショナリズムの誕生—』研文出版，1999年，390—396頁。
- 6<sup>6</sup> 光緒十一年、広西巡撫から山東巡撫へ転任した張曜は、黄河治水策をめぐって実地調査や地域郷紳層と協議し、黄河から徒駭河への分水策を決定した。しかしこの故道復原案は、施策実行方法をめぐって部議にかけられると、張曜のプランは退けられた。特に、清廷側の判断として、光緒十三年に河南鄭州での大規模水災が発生すると、これを戸部尚書翁同和、工部尚書潘祖蔭らがこれを押した。これは光緒十三年、光緒帝親政をめぐって、統治権力を強化するため、西太后ら実権派に対抗する手段として背後に施策決定要因が存在していたことを細見が指摘している。黄河統治の政策上、当時、河南に協餉が供与されたのに対して、山東は以後も自立路線を強いられる形になったことが言える。李秉衡の赴任時には、この路線が生きていたと考えられる。細見和弘「清末の黄河河道議論—張曜の南河故道復原案をめぐって—」『現代中国研究』第10号，中国現代史研究会，2002年3月。
- 6<sup>7</sup> 榮禄については、『清史稿』卷五十七、第三十四頁「榮禄傳」。『清史列傳』卷五十七「榮禄傳」。湯志鈞『戊戌変法人物傳稿』中華書局，1961年，521—528頁。劉鳳瀚『武衛軍』（中央研究院近代史研究所專刊38），1978年，21—31頁。
- 6<sup>8</sup> この件は結局劉坤一らの反対によって停止するが、後の義和団時の「五大臣殺害事件」の前提のひとつとなる。前掲、佐藤公彦「戊戌変法と沂州教案」『義和団の起源とその運動』390—396頁。
- 6<sup>9</sup> 「知道了。即著將應辦一切事宜認真整頓、刻下海口防務及曹州一帶盜匪，尤應妥籌辦理毋稍大意。欽此。」前掲、「奏報到任日期摺」。
- 7<sup>0</sup> 「奏請將曹州府知府毓賢暫緩引見摺」光緒二十年八月二十七日（1894年9月26日）『李秉衡集』144頁、145頁。
- 7<sup>1</sup> 義和団研究は佐藤公彦の独壇場である。前掲、佐藤公彦『義和団の起源とその運動—中国民衆ナショナリズムの誕生—』研文出版，1999年。
- 7<sup>2</sup> 清末期の官僚の基本的性格として、「腐敗性」を全面的に認め指摘する。一面でそうした官僚がいたことは事実であろう。たとえば、かつて、鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」『近代中国研究』第二輯，東京大学出版会，1958年。

## 第二章

- 7<sup>3</sup> 咸豐五年の黄河大改道については数多の指摘があるが、代表的なものでは、姚漢源『中国水利史綱要』水利電力出版社，1987年がある。また、水利史研究の側面から、山東の黄河問題に関連する代表的論文として、大谷敏夫「包世臣・魏源の漕運・水利策」，森田明『中国水利史の研究』国書刊行会，1995年3月、松田吉郎「清代の黄河治水機構」『中国水利史研究』第16号，中国水利史研究会，1986年、森田明「清代山東の民埝と村落」『清代水利社会史の研究』国書刊行会，1990年1月。

- 
- 7<sup>4</sup> 細見和弘「山東黄河治水をめぐる政策論議—光緒年間を中心に—」『社会システム研究』第20号、立命館大学、2010年3月。細見和弘「清末の黄河河道論議—張曜の南河故道復原案をめぐる—」『現代中国研究』第10号、2002年3月。このほか細見氏の論文に、「清末の山東黄河治水に関する政策史的考察」、森時彦編『20世紀中国の社会システム』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告、京都大学人文科学研究所、2009年6月がある。
- 7<sup>5</sup> 近年、中国の災害史研究から黄河の総体的な記述が見られる。論攷では、閻永增、池子華「近十年来中国近代災荒史研究総述」、『唐山師範学院学報』唐山師範学院、2001年1月、朱滌「二十世紀清代災荒史研究述評」『清史研究』2003年5月第2期、刊行化されたものでは、朱鳳祥『中国災害通史・清代卷』鄭州大学出版社、2009年。
- 7<sup>6</sup> 姚協贊は、奉天承德の人（原籍は浙江）。同治六年順天郷試にて挙人となると、七年に会試で進士となり庶吉士となる。十年四月編修を授職。この後国史館にて協修、纂修、総纂、提調などを経て、光緒九年八月に甘肅鞏秦階道となる。十五年に丁憂を経た後、山東兗沂曹濟道となっていた。秦国経主編『清代官員履歴檔案全編』4巻、華東師範大学出版社、1997年、134頁、5巻、331頁。
- 7<sup>7</sup> 馬開玉は山東寧州の人（原籍雲南）。同治年間に軍功を挙げ、捻匪討伐で陝甘総督左宗棠の目にとまり、知州に補されるとそのまま山東に留まる。光緒四年に山東河工に関して、当時の山東巡撫張曜に用いられた。秦国経主編『清代官員履歴檔案全編』5巻、華東師範大学出版社、1997年、373頁。
- 7<sup>8</sup> また財政削減策の一環で「帰併局差」を掲げている。「奏派候補道李希杰等督辦河工片」光緒二十年十二月十六日（1895年1月11日）、『李忠節公奏議』487—488頁、『李秉衡集』181頁。
- 7<sup>9</sup> 歴代の施策背景のなかで人員も引継がれていったと考えられる。河防局の設置に関しては、中園貴之「清代後期黄河流域水災史研究」『中国水利史研究』35号、中国水利史研究会、2007年が触れている。
- 8<sup>0</sup> 李希杰は光緒八年に水利で功を上げ、当時の巡撫任道鎔によって引き立てられると、張曜の時代でも黄河下游の水利で活躍する。秦国経主編『清代官員履歴檔案全編』5巻、華東師範大学出版社、1997年、134—135頁
- 8<sup>1</sup> 前掲「奏派候補道李希杰等督辦河工片」『李忠節公奏議』487—488頁。
- 8<sup>2</sup> 「奏預籌防河經費摺」光緒二十年十一月十四日（1894年12月10日）『李忠節公奏議』466—468頁、『李秉衡集』170頁。
- 8<sup>3</sup> 「奏報黄河凌汛期内防護情形摺」光緒二十一年二月十八日（1895年3月14日）、『李忠節公奏議』540—543頁、『李秉衡集』206—207頁。
- 8<sup>4</sup> 「奏報濟陽高家紙坊漫口堵築合龍摺」光緒二十一年三月十九日（1895年4月13日）、『李忠節公奏議』590—593頁、『李秉衡集』227—228頁。桃汛は安定した。「奏報桃汛安瀾摺」光緒二十一年四月初八日（1895年5月2日）、『李忠節公奏議』621—623頁、『李秉衡集』240頁。
- 8<sup>5</sup> 下游南岸蝎子灣の対岸の砂地から河流が南徒し、堤身に六十余丈設置されていた埽が三、四日で失われた。「奏伏汛盛漲通工搶護情形摺」光緒二十一年六月二十二日（1895



- 
- 年 8 月 12 日)『李忠節公奏議』663-668 頁、『李秉衡集』259-261 頁。
- 8<sup>6</sup> 「奏報黄河秋汛情形摺」光緒二十一年七月初五日、『李忠節公奏議』684-689 頁、『李秉衡集』268-269 頁。
- 8<sup>7</sup> 「奏黄河防汛經費銀数摺」光緒二十一年七月初八日(1895 年 8 月 27 日)、『李忠節公奏議』703-704 頁、『李秉衡集』267-277 頁。
- 8<sup>8</sup> 『徳宗実録』光緒二十一年閏五月丁卯の条、『光緒朝東華録』光緒二十一年閏五月丁卯の条。
- 8<sup>9</sup> 李秉衡は停戦後(閏五月十九日)に萊州で休養(賞假一個月)している。「奏懇續假摺」光緒二十一年閏五月十九日(1895 年 7 月 11 日)『李忠節公奏議』656-657 頁、『李秉衡集』255-256 頁。
- 9<sup>0</sup> 「奏陳管見摺」『李忠節公奏議』光緒二十一年九月十六日(1895 年 11 月 2 日)753 頁、『李秉衡集』295-296 頁。
- 9<sup>1</sup> 「奏赴上下游查看漫口工程片」光緒二十一年九月二十五日(1895 年 11 月 11 日)『李忠節公奏議』783 頁、『李秉衡集』308 頁。「奏齊東縣北趙家漫口堵築合龍摺」『李忠節公奏議』光緒二十一年十月二十一日(1895 年 12 月 7 日)787-792 頁、『李秉衡集』310-313 頁。
- 9<sup>2</sup> 同上「奏赴上下游查看漫口工程片」。こうした総督巡撫や道員らの視察調査による把握は常道策であった。たとえば、宮寄洋一「清代山西省の水利組織と環境」『中国水利史研究』第 26 号, 1998 年 10 月, 25 頁。
- 9<sup>3</sup> 清廷は清仏戦争時の海運途絶、借黄濟運による機能低下の問題をふまえて河運回帰していたが実行困難であった。運河水門浚渫と鉄道敷設に関して、千葉正史「清代中国における国家と倉庫-漕運制度と北京の倉庫-」『史潮』新 58 号, 2005 年 11 月、同氏「国家的物流体系の維持と鉄道建設の契機」『近代交通体系と清帝国の変貌: 電信・鉄道ネットワークの形勢と中国国家統合の変容』, 日本経済評論社, 2006 年, 151-174 頁、に述べられている。
- 9<sup>4</sup> 「奏查看黄運兩河大概情形及回省日期片」光緒二十一年十月二十一日(1895 年 12 月 7 日)『李忠節公奏議』794-796 頁、『李秉衡集』313-314 頁。
- 9<sup>5</sup> 「奏預籌来年黄河防汛經費摺」光緒二十一年十一月十八日(1896 年 1 月 2 日)『李忠節公奏議』809-812 頁、『李秉衡集』319-320 頁。「奏籌張縣高家大廟漫口堵築完竣摺」光緒二十一年十二月四日(1896 年 1 月 18 日)『李忠節公奏議』830-832 頁、『李秉衡集』329-331 頁。
- 9<sup>6</sup> 「奏凌汛期内黄河兩岸防護平穩摺」光緒二十二年正月二十七日(1896 年 3 月 10 日)『李忠節公奏議』865-866 頁、『李秉衡集』342-343 頁。
- 9<sup>7</sup> 軍機大臣字寄『上諭档』22 冊、46 頁、資料番号 129。「奏查勘呂家窪決口情形摺」光緒二十二年二月二十五日(1896 年 4 月 7 日)『李忠節公奏議』878-887 頁、『李秉衡集』348-351 頁。
- 9<sup>8</sup> 同上「奏查勘呂家窪決口情形摺」『李忠節公奏議』880-882 頁、『李秉衡集』349 頁。
- 9<sup>9</sup> 王会英は、字薇卿、号愚村、(利津県)台子村の人。賑恤を計らない福潤や李秉衡を弾劾したことから「骨鯁」を以て称されたという。光緒二十五年に甘肅平慶涇固化塩

- 法兵備道に任ぜられた。王廷彦修、蓋爾侷纂『利津縣續志』卷七・官蹟列傳第一（『中国方志叢書』民国二十四年鉛印本影印，民国五七年，成文出版社，1969年）377-378頁。
- 100 前掲「奏查勘呂家窪決口情形摺」『李忠節公奏議』882-887頁、『李秉衡集』350-351頁。この後唐宝珍は四千両の私囊が発覚する。「奏查覆永阜場大使唐寶珍無侵蝕塩釐情事片」光緒二十二年六月二十四日（1896年8月3日）『李忠節公奏議』942-945頁、『李秉衡集』374-375頁。
- 101 同上「奏查勘呂家窪決口情形摺」『李忠節公奏議』882-887頁、『李秉衡集』342-343頁。
- 102 「奏報籌辦河工並出省查勘海口日期摺」光緒二十二年四月二十三日（1896年6月4日）『李忠節公奏議』913-918頁、『李秉衡集』362-364頁。
- 103 下游下段総辦候補道丁達意、暫委下游上段総辦の候補道潘延祖、測量に翰林院庶吉士宋書昇を率い、四月二十五日に濼口から調査している。二十九日、呂家窪へ着く。口門東西の三百余、正溜、壩の状態、水量の高低を確認すると、次いで八里荘を経て北で折り返し、東に豊国鎮の丁河圈を通過した。その後、陳家屋子で折り返し東北方面へ向かい、塩灘の納潮溝よりの入海、各支河を確認した。さらに、正河より韓家垣へ向かい、河身の泥を調査し、五月十一日に戻った。「奏查看黄河形勢請仍由鉄門関旧河入海摺」光緒二十二年五月十七日（1896年6月27日）『李忠節公奏議』918-925頁、『李秉衡集』364-366頁。軍機大臣字寄『上諭档』22冊，121頁，資料番号460。
- 104 「奏籌撥挖河築隄經費請截留餉片」光緒二十二年五月十七日（1896年6月27日）『李忠節公奏議』924-925頁、『李秉衡集』366-367頁。
- 105 下游総辦丁達意の報告による。寿張、濟陽、惠民、濱州などで堤防機能（埽）が衝失（流れは穩固）し、趙家菜園でも埽壩の多くが崩落した。十八日に西南の風により被害が拡大した。「奏下游利津北岸趙家菜園漫溢請将在工各員分別参処摺」光緒二十二年五月二十四日（1896年7月4日）『李忠節公奏議』926-930頁、『李秉衡集』367-369頁。
- 106 「奏報出省赴下游河工日期片」光緒二十二年七月二十八日（1896年9月5日）『李忠節公奏議』949-950頁、『李秉衡集』377-378頁。
- 107 「奏節届霜降黄河一律安瀾摺」光緒二十二年九月二十三日（1896年10月29日）『李忠節公奏議』984-986頁、『李秉衡集』392-393頁。
- 108 「奏查看黄河尾閘形勢擬由蕭神廟入海并将趙家菜園呂家窪漫口堵合摺」光緒二十二年九月十一日（1896年10月17日）『李忠節公奏議』979-984頁、『李秉衡集』390-392頁。
- 109 軍機大臣字寄『上諭档』22冊，215頁，資料番号819。
- 110 この河工経費は、趙家菜園・呂家窪の堵合、開挖新河（二十余里）、修築・建壩、挑辦引河、民埝の津貼に対して、すべて銀二十万両に収めるものとした。また「一勞永逸」の言葉はこの時期から指摘されるようになる。「奏陳山東河工未能確有把握情形摺」光緒二十二年十月十五日（1896年11月19日）『李忠節公奏議』991-1000頁、『李秉衡集』396-399頁。また、この李秉衡の案のまま上諭も下された。軍機大臣字寄『上

諭档』22冊，271頁，資料番号949。

- 1 1 1 「奏報趙家菜園漫口堵築合龍摺」光緒二十二年十月二十四日（1896年11月28日）『李忠節公奏議』1002-1005頁、『李秉衡集』400-402頁。内閣奉『上諭档』22冊，280頁，資料番号973。
- 1 1 2 「奏報出省查勘河工日期片」光緒二十二年十月十五日（1896年11月19日）『李忠節公奏議』1000-1001頁、『李秉衡集』399-400頁。
- 1 1 3 この時、民埝の管理を「民修民守」から「官修官守」へと改めた。「奏籌辦西韓家堵口情形片」光緒二十二年十月二十四日（1896年11月28日）『李忠節公奏議』1006-1007頁、『李秉衡集』402頁。
- 1 1 4 下游総辦丁達意・候補道馬開玉が呂家窪堵合工程を舉辦した。李秉衡も十月十八日に趙家菜園の合龍後に駐工督率し、先に籌備料物を命じて、河定左營直隸紫刑関参將沙明亮、精健前營（革職されていた）都司葉雲昇が、それぞれ東西の壩を分掌するものとした。「奏報呂家窪合龍日期摺」光緒二十二年十一月二十八日（1897年1月1日）『李忠節公奏議』1010-1014頁、『李秉衡集』404-405頁。
- 1 1 5 同上「奏報呂家窪合龍日期摺」『李忠節公奏議』1010-1014頁、『李秉衡集』404-405頁。
- 1 1 6 李秉衡は再度十二月初四日に韓家垣へ向かい、七日に西韓家を調査している。十一日に戻る。「奏報由下游河工回省日期片」光緒二十二年十二月十八日（1897年1月20日）『李忠節公奏議』1032-1033頁、『李秉衡集』413頁。
- 1 1 7 被害は小沙灘で寛さ二十丈、胡家岸口門で寛さ四十丈、深さ均しく二十丈上下。郭宗寨大堤の残缺箇所から斉東、高苑、博興、樂安などを経て海へ流れた。「奏凌汛漫口限期籌堵摺」光緒二十三年二月初二日（1897年3月4日）『李忠節公奏議』1051-1055頁、『李秉衡集』421-423頁。
- 1 1 8 「奏西韓工堵口現辦情形請添撥銀兩摺」光緒二十三年三月十五日（1897年4月16日）『李忠節公奏議』1065-1068頁、『李秉衡集』427-428頁。
- 1 1 9 「奏報桃汛防護平穩既西韓工現辦情形摺」光緒二十三年四月初九日（1897年5月10日）『李忠節公奏議』1079-1078頁、『李秉衡集』433-434頁。
- 1 2 0 「奏陳韓工籌辦情形摺」光緒二十三年五月初二日（1897年4月16日）『李忠節公奏議』1083-1089頁、『李秉衡集』435-437頁。
- 1 2 1 「奏韓工暫請停辦摺」光緒二十三年五月十七日（1897年6月16日）『李忠節公奏議』1090-1093頁、『李秉衡集』438-439頁。内閣も追認している。内閣奉『上諭档』23冊，109頁，資料番号414。
- 1 2 2 北峰子では五、六丈、西灘では二十余丈となり、流れは旧盆河から海へ流れた。「奏利津縣北峰子西灘兩處民埝漫溢片」『李忠節公奏議』光緒二十三年五月十七日（1897年6月16日）1094-1095頁、『李秉衡集』439-440頁。
- 1 2 3 三方向の水は、以下の流れとなった。
- A：南峰莊から双河東南を巻いて小寧海へ。
- B：北峰の護莊ネンから西灘（漫口地）を経て、辛莊で会合して大溜を成す。
- C：そこから東と北に分かれ、永阜莊、南禹莊、辛莊を経て再び折れて南へ向い、楊家

河から小寧海へ流れた。

「奏陳西灘北峰漫口情形摺」光緒二十三年六月初九日（1897年7月8日）『李忠節公奏議』1106-1109頁、『李秉衡集』447-449頁。この後、秋になると、A：西灘の口門が淤塞して北峰の流れを奪い七、八割りが東へ。B：阜荘から南禹荘、辛荘へ流れ、楊家河を経て南に折れて二股に分かれ、絲網口から海へ流れた。李秉衡は巡撫の離任に際して、秋汎の危険箇所、河槽の疎通を確認した上で、正流を分割して新河に入れるといったプランを提示している。「奏請以北峰口門及陳荘新河為入海之路摺」光緒二十三年九月二十九日（1897年10月24日）『李忠節公奏議』1150-1152頁、『李秉衡集』466-467頁。

1<sup>24</sup> 「奏陳河工情形並報回省日期片」光緒二十三年五月十七日（1897年6月16日）『李忠節公奏議』1095-1098頁、『李秉衡集』440-441頁。

1<sup>25</sup> 大刀会は光緒二十二年五月に激化し、李秉衡は中心人物の劉士端らを処刑し到着を計るが、以後、独仏の外交圧力が高まり、李秉衡は罷免を要求される。総理衙門から光緒二十三年九月に四川総督を補授する妥協案が下されるが李秉衡は赴任を事実上拒否する。「奏謝補授四川總督摺」光緒二十三年九月初九日（1897年10月4日）『李忠節公奏議』1136-1137頁、『李秉衡集』460-461頁。前掲、佐藤公彦『義和団の起源とその運動』208-209、305頁。楊光「“巨野教案”中的山東巡撫李秉衡」『山東大学学報』哲社版、1998年第1期。

1<sup>26</sup> 「奏預籌光緒二十三年黄河防汛經懇准照數撥用摺」『李忠節公奏議』光緒二十二年十二月十八日（1896年1月20日）1030-1032頁、『李秉衡集』412-413頁。

1<sup>27</sup> 張汝梅が「束水攻沙」を提示したのは、前任となる李秉衡の施策を前提としたものと考えられる。さらにこの後、義和団の対処で巡撫となる毓賢は李秉衡によって引き立てられたが、さらに軍事を重視した袁世凱が山東巡撫となると施策的には断絶し、光緒新政期になると周馥が対処する。清廷中央と変法や義和団との兼合いは別途考查する必要がある。李秉衡以後の山東巡撫による黄河治水については、前掲、細見和弘「清末の山東黄河治水に関する政策史的考察」を参照。

### 第三章

1<sup>28</sup> 朱澍「二十世紀清代災荒史研究述評」『清史研究』中国人民大学書報資料中心、2003年第2期、104-119頁。袁祖亮主編、朱風祥著『中国災害通史』清代卷、鄭州大学出版社、2009年。王林主編『山東近代災荒史』齊魯書社、2004年。

1<sup>29</sup> 山口廸子「清代の漕運と船商」『東洋史研究』第17巻第2号、東洋史研究会、1963年、180-196頁。星斌夫「清代の水運労働者の生態」『歴史教育』第12巻第9号、歴史教育研究会、1964年、60-64頁、同氏『明清時代交通史の研究』山川出版社、1971年。李文治・江太新『清代漕運』修訂版（1993初版）、社会科学文献出版、2008年。倪玉平『清代漕糧海運与社会変遷』中国社会科学院近代史研究所專刊、上海書店出版社、2005年。

1<sup>30</sup> 千葉正史「国家的物流体系の維持と鉄道建設の契機」『近代交通体系と清帝国の変

- 
- 貌—電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容』日本経済評論社、2006年、151-152頁。
- 131 前掲、星斌夫「清代の水運労働者の生態」。
- 132 香坂昌紀「清代の漕船土宜に関する一考察——乾隆五十四年、湖広漕船土宜案を中心に——」『歴史と文化』(旧歴史学・地理学) 44, 東北学院大学学術研究会, 2009年。
- 133 山本進「清代後期直隸・山東における差徭と陋規」『清代財政史研究』汲古書院, 2002年。
- 134 光緒期になると黄河の両岸に大堤を築く巨大事業が歴代山東巡撫主導のもと推進され、1877(光緒3)年には全長170里の大堤が完成し、さらには1897(光緒10)年までにおおよそ1080里にわたる長堤が築かれていった。細見和弘「山東黄河治水をめぐる政策論議—光緒年間を中心に—」『社会システム研究』20, 立命館大学社会システム研究所, 2010年。
- 135 黒田明伸「清末湖北省政府の財政改革—中国分省化の選択枝—」『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会, 1994年, 190頁。
- 136 岩井茂樹「清末の危機と財政」『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会, 2004年, 118-120, 124頁。
- 137 大谷敏夫「雍正帝を中心とした清代緑営軍政の理念と整備」『清代政治思想史研究』汲古書院, 1991年。
- 138 太平天国や捻軍の反乱を迎えると、江蘇紳士層の協力を取り付けて准軍を組織した李鴻章を中心に、地縁などで私兵集団化した勇営が整備されてゆく。非正規軍でありながら実質戦力となった勇営の軍費は、牙帖捐(商人に対する高額な寄付金徴収)や、地方流通課税となる釐金などの非正規外収入から捻出されて省財政に組み込まれてゆく。捻軍討伐中、准軍の軍費は月額50万両の巨額に達したという。小野信爾「李鴻章の登場—准軍の成立をめぐる—」『東洋史研究』第16巻第2号, 東洋史研究会, 1957年。白井佐知子「太平天国期における李鴻章の軍事費対策」『東洋学報』第65巻第3・4号, 東洋文庫, 1984年。
- 139 森正夫「民衆反乱史研究の現状と課題」『森正夫明清史論集』(第2巻, 民衆反乱・学术交流) 汲古書院, 2006年。横山英「咸豊期、山東の抗糧風潮と民団」『歴史教育』第12巻第9号, 歴史教育研究会, 1964年。神戸輝夫「清代後期山東省における『団匪』と農村問題」『史林』第55巻第4号, 史學研究會, 1972年、同氏「山東省淄川県劉德培抗糧始末」『大分大学教育学部研究紀要』人文・社会科学B集, 第4巻第4号大分大学教育学部, 1974年。
- 佐藤公彦「大刀会」『義和団の起源とその運動 中国民衆ナショナリズムの誕生』研文出版, 1999年, 160-170頁。
- 140 織田萬編『清國行政法』臨時台湾旧慣調査会, 1905年, 232-244頁。
- 141 「山東巡撫李秉衡奏報山東分路設局以利兵行轉運電」、戚其章主編『中日戦争』第一冊, 中国近代史資料叢刊続編, 中華書局出版, 1989年, 611頁。
- 142 「奏設車局接通各軍摺」光緒21年正月初6日(1895年1月31日)『李秉衡集』187-192頁。

- 
- 143 前掲、山本進「清代後期直隸・山東における差徭と陋規」159-166頁。
- 144 停戦時に李秉衡は和議については反対し抗戦を主張したが（「奏力阻和議摺」光緒二十一年四月十九日『李忠節公奏議』617頁）、寧海・栄成・文登を中心に日本軍を警戒し、夏辛酉に登州を動かすなど指示している。各軍の小競り合いを防ぐためであったと考えられるが、即時停戦せず軍費が継続した。この背後では曹州で団練暴動が発生し、曹州知府毓賢に「匪徒」を撲滅するよう指示する。これは後の大刀会反乱として拡大してゆく。
- 145 「奏請援案截留京協各餉摺」光緒二十一年二月二十一日（1895年3月17日）『李秉衡集』211頁。また、各軍営への軍餉支払いも実際に滞っていた。
- 146 「奏順天購糧平糶經過東省免征税釐片」光緒二十一年三月初一日（1895年3月26日）『李忠節公奏議』561頁。「奏糧船護照逾限照常完税片」光緒二十一年三月初一日、564頁。
- 147 大運河の交錯地点は当初、張秋であった。すでに1881年のころに、黄河の引水地点を張秋から陶城埠に移していた。また、清仏戦争後、総理衙門の設置、海軍の増設とともに河運へ回帰され、鉄道敷設案が盛宣懷によってまとめられた。しかし当時の山東巡撫陳士杰や東河河道総督成孚らによる慎重論によって河道優先策が図られていた。前掲、千葉「国家的物流体系の維持と鉄道建設の契機」『近代交通体系と清帝国の変貌』136、150-157頁。
- 148 「奏議覆漕運鐵路摺」光緒二十一年三月初一日『李忠節公奏議』555頁。敷設費用は一里につき一両と見積もっている。
- 149 この水害によって下流が済陽県の北から惠民県の徒駭河へ流れてしまう状況となった。「奏報黄河凌汛期内防護情形摺」光緒二十一年二月十八日、「奏報済陽高家紙坊漫口堵築合龍摺」光緒二十一年三月十九日、『李忠節公奏議』540、590頁。
- 150 「奏預籌防河經費摺」光緒二十年十一月十四日（1894年12月10日）『李秉衡集』170-171頁。
- 151 「奏伏汛盛漲通工搶護情形摺」光緒二十一年六月二十二日（1895年8月12日）『李秉衡集』259頁。
- 152 河工に要した工料や民夫への津貼銀、営勇などへの支払いの項目として、戸部の核銷銀（官員が奏銷した後に各部で決算を調べた銀）が13万463両、工部が49万3696両であった（あわせて62万4159両）。「奏報黄河防汛經費銀数摺」光緒二十一年七月初八日（1894年8月27日）『李秉衡集』276頁。
- 153 前掲、「奏請援案截留京協各餉摺」211頁。
- 154 これは光緒二十一年二月に戦争の情勢が一段落を迎えると、武定府で暴動が蔓延化し、昌邑、膠州などで団練の騒擾として拡大した。特に曹州方面において直隸省境となる濮州、鄆城などに対して警戒が強まると、毓賢や布政使湯聘珍、按察使松林らを中心に、寿張、觀城、城武、鉅野、范などの県で壯勇が雇われて対処がなされたが、三月に入ると、毓賢によって一段落を迎える。
- 前掲、佐藤公彦「大刀会」『義和団の起源とその運動』157頁。「奏請將曹州府知府毓賢暫緩引見摺」光緒二十年八月二十七日（1894年9月26日）『李秉衡集』144-145頁、

- 
- 『徳宗実録』(五)光緒二十一年二月丙寅(1895年3月20日)、3286頁、四月壬寅(4月25日)の条、3311頁。
- 155 ところが、これは1万1600両ほどの幾ばくもない収入が余剰銀として存在しているにすぎないことが判明したため、この資金源を煙台や膠州の水雷營などの海防軍餉の一部として組み込んでいる。「奏東海關洋藥釐金暫供海防軍餉摺」光緒二十一年七月十四日(1895年9月2日)『李秉衡集』277頁。
- 156 「奏裁撤煙台練軍片」光緒二十一年十一月初九日(1895年12月24日)、「奏東綱疲累已深商民交困懇免加價」光緒二十一年十一月二十一日(1896年1月5日)『李秉衡集』314頁、322-323頁。
- 157 「奏東省新海防捐輸銀兩請暫緩解部摺」光緒二十一年九月十三日(1894年10月30日)『李秉衡集』294-295頁。
- 158 「奏規復河防營旧制摺」光緒二十一年六月十五日(1895年8月5日)『李秉衡集』258頁。
- 159 「奏懇統假摺」光緒二十一年閏五月十九日(1895年7月11日)『李秉衡集』255頁。体調不良を挙げているが定かではない。煙台近辺の視察が目的だった可能性が高い。和議に反対し李鴻章を弾劾したため、李鴻章の部下の批判をかわす狙いもあった。
- 160 「奏陳管見摺」光緒二十一年九月十六日(1895年11月2日)『李忠節公奏議』753頁、『李秉衡集』295-296頁。
- 161 同上。「奏陳管見摺」『李秉衡集』295頁、『李忠節公奏議』752頁。
- 162 このほか、酒税に対する免除をあげている。「奏覆遵旨籌辦摺」光緒二十一年十一月十八日(1896年1月2日)『李秉衡集』317-319頁。
- 163 「奏山東歷辦碮務並無成效現擬封禁以靖地方摺」光緒二十一年十一月十一日(1895年12月26日)『李秉衡集』315頁。『徳宗実録』(五)光緒二十一年十一月乙卯の条(1896年1月3日)3450頁、光緒二十一年十二月庚寅の条(1896年2月7日)3475頁。
- 164 「奏報籌辦河工並出省查勘海口日期摺」光緒二十二年四月二十三日(1896年6月4日)、「奏查看黃河形勢請仍由鉄門閘旧河入海摺」光緒二十二年五月十七日(1896年6月27日)『李秉衡集』362-364頁、364-366頁。軍機大臣字寄『光緒宣統兩朝上諭檔』22冊、121頁、資料番号460(以下、『上諭檔』と略記)。
- 165 「奏派候補道李希杰等督辦河工片」光緒二十年十二月十六日、487-488頁。「奏赴上下游查看漫口工程片」光緒二十一年九月二十五日(1895年11月11日)『李秉衡集』308頁。
- 166 宮寄洋一「清代山西省の水利行政と環境」『中国水利史研究』第26号、中国水利史研究会、1998年、25頁。
- 167 被害拡大の遠因として、①1886(光緒12)年に利津県南領子での水災対処が重要視されなかったこと、②結果、1889年の韓家垣での被害時に被害が拡大し、③巡撫張曜が築堤束水による対処を促したものの、黄河の淤泥により河口の河身が数年で閉塞したことが挙げられる。これに対して李秉衡は、淤泥堆積による河道の変化や、地勢の地形的条件から、慎重な政策路線を取ったが、利津県の商紳・王会英の地域社会側の反発を招くこととなった。李秉衡は呂家窪の堤防堵合を優先させる判断を下したが、

- 永阜場大使唐宝珍が、塩灘保護を求めよう主張した（第二章参照）。「奏查勘呂家窪決口情形摺」光緒二十二年二月二十五日（1896年4月7日）『李秉衡集』349-350頁。軍機大臣字寄『上諭檔』22冊，46頁，資料番号129。
- 168 清朝の塩政については、目下、佐伯富『中国塩政史の研究』法律文化社，1978年。清末から民国にかけての塩税について、岡本隆司「清末民国と塩税」『東洋史研究』第58巻第1号東洋史研究会，1999年。山東の塩政史は総体が少なく、紀麗真『明清山東塩業研究』齊魯書社，2009年がよくまとめている。
- 169 『徳宗実録』（五）光緒二十一年十一月甲寅の条（1896年1月2日）。「奏東綱疲累課懸懇恩豁徐釐頭減引摺」光緒二十一年十一月二十一日（1896年1月5日）『李秉衡集』322頁。
- 170 黄河の大改道以前に160余副存在していた永阜場の塩灘が、1895年の水害により90余副が水流の衝撃で破壊され、30余副が浸水し、うち7副が製塩可能な状況であり、また商人からの借款と自らの出資によって、すでに新灘400余副の塩灘地を独自に開設しているという状況であった。前掲「奏查勘呂家窪決口情形摺」350-351頁。また、この後唐宝珍は四千両の私囊が発覚する。「奏查覆永阜場大使唐寶珍無侵蝕塩釐情事片」光緒二十二年六月二十四日（1896年3月4日）『李忠節公奏議』942-945頁。
- 171 「奏山東整頓南運局籌出款擴充機器情形摺」光緒二十一年十一月十八日（1896年1月2日）『李秉衡集』321頁。「奏山東南運額引未能全銷摺」光緒二十二年正月二十七日（1896年3月10日）『李秉衡集』340頁。『徳宗実録』（五）光緒二十一年十一月癸亥の条（1896年1月11日）3454頁。
- 172 「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」光緒二十一年十二月十六日（1896年1月30日）『李秉衡集』329-331頁。
- 173 趙爾巽等撰『清史稿』卷四百五十，列伝二百三十七，「許振禕」（中華書局，1976年）。
- 174 細見和弘「清末の黄河河道論議—張曜の南河故道復原案をめぐる一—」『現代中国研究』第10号，中国現代史研究会，2002年。
- 175 済東泰武道張上達が回籍修墓で郷里に戻る際に人事を打診した。「奏揀員請補省河道缺摺」光緒二十一年六月二十二日（1895年8月12日）、同上「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」『李秉衡集』261-263、330頁。許振禕は光緒二十一年の秋汎に対する状況を「黄河霜降安瀾」と述べ、山東の対処には特に応じていない（『徳宗実録』（五）光緒二十一年九月己酉の条、1895年10月29日、3413頁）、この後、病による解職を願い出て賞假一箇月を認められている（『徳宗実録』（五）光緒二十一年十一月丁酉の条、1895年12月16日、3439頁）。
- 176 『徳宗実録』（五）光緒二十一年十二月戊辰の条（1896年1月16日）3459頁。
- 177 前掲「奏山東境内南運河工程請歸東省試辦摺」『李秉衡集』331頁。
- 178 任道鎔は咸豊年間に団練整備を評価され知県となる。光緒元年に江西按察使、4年に浙江布政使。山東巡撫以後は候補道へ降調の命を受けていた（『徳宗実録』五，光緒二十一年九月丁未の条、1895年10月27日、3413頁）が、河東河道総督の後、1901年に浙江巡撫、1902年には病により帰郷、1905年没。趙爾巽等撰『清史稿』卷四百五十，列伝二百三十七，「任道鎔」（中華書局，1976年）。秦国経主編『清代官員履歴檔



- 
- 案全編』4巻，華東師範大学出版社，1997年，169-170頁、26巻，357，361，538-539。
- 179 差任は光緒二十二年正月初七日。『徳宗実録』(五)光緒二十二年正月壬寅の条(1896年2月19日)3413頁。『光緒朝東華録』光緒二十二年正月癸卯の条(1896年2月20日)3733頁。内閣奉『上諭檔』22冊，13頁，資料番号11。14日に署河東河道総督。軍機大臣字寄『上諭檔』22冊，20頁，資料番号34。
- 180 軍機大臣字寄(光緒二十二年正月初七日)『上諭檔』22冊，13頁，資料番号10。
- 181 『徳宗実録』(五)光緒二十一年十月甲申の条(1895年12月3日)3430頁。『光緒朝東華録』光緒二十一年十月甲申の条、3685-3686頁。
- 182 「奏報籌辦河工並出省查勘海口日期摺」光緒二十二年四月二十三日(1896年6月4日)『李秉衡集』362-364頁。御史熙麟も「河督は必ず全河を統括し、山東は分けて視るべきではない」と胡景桂に賛同した。『徳宗実録』(五)光緒二十二年正月己未の条(1896年3月7日)3491頁。『光緒朝東華録』光緒二十二年正月庚申の条(1896年3月8日)3740頁。内閣奉『上諭檔』22冊，26頁，資料番号49。
- 183 任道鎔は1896年春(光緒二十二年三月)に山東に赴任すると工程を査察し、山東運河道の夫役や食料が不足していること指摘し、兗沂道の庫にわずかに残してあった1892年の分河銀を借撥している。『徳宗実録』(五)光緒二十二年三月壬子の条(1896年4月29日)p.3517。『光緒朝東華録』光緒二十二年三月庚申の条(1896年5月7日)3774-3776頁。『徳宗実録』(五)光緒二十二年三月庚申の条，3519頁。
- 184 胡景桂の指摘に対しては、歴代の施策の失敗をふまえた上で、無理に維持しようとせず、慎重に調査をふまえて判断する旨を報じた。前掲、「奏報籌辦河工並出省查勘海口日期摺」362-364頁。
- 185 「奏山東境内南運河工程請仍歸河督經理摺」光緒二十二年九月二十六日(1896年11月1日)『李秉衡集』393-395頁。

## 第四章

- 186 近年、正額財政を固定維持した反面、額外に付加徴収したとする財政の「二重構造」の問題と同時に、収入減少傾向での支出増大や、銀流出による貨幣供給減少、これに伴う物価上昇による銀相対価値下落と不況といった問題が指摘されるようになった。岩井茂樹「正額外財政と地方経費の貧困」『中国近世財政史の研究』(第1章)，京都大学学術出版会，2004年，35-43頁。同「中華帝国財政の近代化」(飯島渉，久保亨，村田雄二郎編『中華世界と近代』シリーズ20世紀中国史，東京大学出版会，2009年7月)。
- 187 清末塩政の動向については、佐伯富『中国塩政史の研究』法律文化社，1978年。岡本隆司「清末民国と塩税」『東洋史研究』58(1)東洋史研究会，1999，84-117頁を参照。山東塩政については、紀麗真『明清山東塩業研究』齊魯書社，2009年。
- 188 飯島渉「中国近代における常関制度—牛莊洋関による営口常関の管理を中心として—」『社会経済史学』56(3)，1990年9月。濱下武志『中国近代史経済研究—清末海関

- 財政と開港市場圏一』東京大学東洋文化研究所，1989，岡本隆司「清末財政と借款の展開」『近代中国と海関』（第6章），名古屋大学出版会，1999年，327-336頁を参照。
- 189 山口廸子「清代の漕運と船商」『東洋史研究』17（2），1963年12月，星斌夫『明清時代交通史の研究』山川出版社，1971，の代表的論攷から、中国側でも李文治・江太新『清代漕運』社会学術文献出版，2008年〔1993年初版〕，倪玉平『清代漕糧海運与社会変遷』中国社会科学院近代史研究所専刊，上海書店出版社，2005，がある。
- 190 太平天国期に八旗緑營の形骸化から勇營が組織される。勇營の経費は外省内部で塩課や関税，釐金から調達された。前掲岩井茂樹「正額外財政と地方経費の貧困」32-33頁，小野信爾「李鴻章の登場—准軍の成立をめぐる—」『東洋史研究』16（2）1957年，臼井佐知子「太平天国期における李鴻章の軍事費対策」『東洋学報』65（3）（4）1984年。乾隆後期から地域安定化のための軍拡と軍財政圧迫について、大谷敏夫「雍正帝を中心とした清代緑營軍政の理念と整備」『清代政治思想史研究』汲古書院，1991年，40-85頁。
- 191 たとえば，清末期湖南省の歳入出の動向と紳士層の「公局」参加の関係性について，土居智典「清末湖南省の省財政形成と紳士層」『史学研究』227号，広島史学研究会，2001年1月。光緒年間の盛京を中心とする財源確保とその背景について，古市大輔「光緒初年盛京行政改革の財政的背景—東三省協餉の不足と盛京將軍の養廉確保の意図—」『東洋学報』79（1），1997年6月。
- 192 太平天国・捻軍への対処に，地方紳士を中心に団練（民団）が組織されたが、軍費負担が州県に圧力をかけ、漕糧折価をめぐる抗官抗糧闘争が拡大した。民衆反乱史の視点から財政に渡る議論として、咸豊以後の山東抗糧について、横山英「咸豊期，山東の抗糧風潮と民団」『歴史教育』12（9），1969年9月、神戸輝夫「清代後期山東省における『団匪』と農村問題」『史林』55（4），1972年7月。
- 193 1890年代初頭の曹単一帯の騒擾は、1894年に金鐘罩が組織化し、1895年2月に「桿匪」として後の大刀会反乱に拡大。山東地域の潜在的情勢不安と州県財政の問題は別途再精査する必要がある。なお李秉衡は1896年5月に劉士瑞を捕縛して早期解決を図るがドイツの介入を招く。佐藤公彦「大刀会」『義和団の起源とその運動 中国民衆ナショナリズムの誕生』（第2章）研文出版，1999年，165-166頁。
- 194 清末道光期の水利策として、大谷敏夫「包世臣・魏源の漕運・水利策」（森田明『中国水利史の研究』国書刊行会，1999年3月）。1870年代の黄河大官堤建築、1880年代の河口分水策、堤防補修、河川の浚渫は、山東歴代巡撫によって牽引されるが、張曜時代には光緒帝即位の政治的背景から政策が頓挫し、その情勢が日清戦争時に引継がれる。近年、細見和弘が同時期山東河工策をまとめている。細見和弘「清末の黄河河道論議—張曜の南河故道復原案をめぐる—」『現代中国研究』10，2002年3月など。日清戦争時の黄河河工政策については、拙稿「日清戦争期，山東巡撫李秉衡の黄河統治について」『中国21』37，2012年12月。
- 195 近年、戸部の財政把握崩壊と同時に、「地方分権化」傾向・省財政の自立といった地方財政の問題とあわせて、非法定組織となる局所の存在や、商紳の行政参与の実態が明らかにされている。岩井茂樹「清末の危機と財政」『中国近世財政史の研究』京都

---

大学学術出版会，2004，118-158 頁。前掲土居智典「清末湖南省の省財政形成と紳士層」。

- 196 例え光緒新政以前の湖北では、「旧機構合理化の消極策と新税設置の積極案」が混在したままであったが、この後の義和団賠償金や統英徳借款などへの対処から「積極的膨張策」をとらざるをえず、新政期の清朝中央の一律的税源創出案が省間格差を拡大し、各省で急激に財政膨脹させながら、省の「清朝中央の代理機関」としての役割が不可能となったと指摘する。黒田明伸「清末湖北省政府の財政改革—中国分省化の選択枝—」『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会，1996年，194頁。
- 197 「山東巡撫李秉衡奏請調董福祥各軍來以厚兵力而固海防片」光緒二十年十二月二十八日（1895年1月23日），戚其章主編『中日戦争』中国近代史資料叢刊続編，第1冊，中華書局，1989年，225頁。「山東巡撫李秉衡為請飭沂莒各州妥備草料以利軍行致湯聘珍電」『中日戦争』光緒二十年十二月二十九日（1895年1月24日），234頁。第二章参照のこと。
- 198 福潤により練兵された福字營は馮義徳が統帶し，威海の後路を守備したが，各軍營の軍衣や糧米を自ら採買し，各勇營營糧から上前を撥ねていた。「奏參副將馮義徳摺」『李秉衡集』光緒二十年十一月初二日（1894.11.28）166頁。
- 199 『光緒朝東華録』3，光緒二十年10月丙寅の条，3496頁。
- 200 「津海關盛宣懷奏請于兩江直魯鄂豫各省沿途設局雇車電」『中日戦争』第1冊，556頁。
- 201 「畿輔大兵雲集。諭令各路統兵大員約束兵丁。嚴禁騷擾。近聞直隸。山東一帶。師行所至。仍不免騷害地方。民間畏懼兵差。至有拋棄車馬乘間竄逃事情。若不嚴加申禁。何以肅軍律而民艱。著各路統兵大臣嚴飭各將領懍遵前旨。申明規律」。朱壽朋編『光緒朝東華録』第3冊，中華書局，1958年，光緒二十年12月辛酉の条，3528頁。
- 202 洋商からのモーゼル式銃（毛瑟銃）購買は正款銀3万兩を動かすとしている。「奏委員向洋商訂購鉛丸火藥等項片」光緒二十年九月（1894年10月），『李秉衡集』149頁、「奏提正款購買外洋槍銃炮片」光緒二十年九月十二日（1894年10月10日）150頁、「奏機器局購硝籌撥銀兩片」光緒二十年十二月初三日（1894年12月29日）179頁。「奏添撥機器局經費片」光緒二十一年正月十九日（1895年2月13日）『李秉衡集』194頁。
- 203 楚軍戦費捻出の西征借款は，協餉遲滞に加え，洋商の資金捻出が日時を要したため，資金調達の迅速さにおいて中国商からの借款が計られた。前掲岡本隆司「清末財政と借款の展開」327-336頁。
- 204 「…臣会集司道詳加商議。咸謂連年水患賑頻仍。用度日增。徵收日減。錢漕則較多蠲緩。鹽務滯銷。銀砵山煤窑商本時形虧累。釐金土藥進款亦甚纖微。而京協餉固本邊防各餉。鐵路・内務府直隸東明河工及本省兵餉・勇糧・機器各局・黃運兩河工程等經費。支解紛繁。已形竭蹶。且海防同一戒嚴。召募勇營。添辦軍火。…通盤籌畫。何費可減。何利可興。何項可先行提存。何款可暫挪借。各須分籌的餉…」。「奏分別籌款免借商本摺」光緒二十年九月初一日（1894年9月29日）『李秉衡集』146-148頁。海防のための費用捻出に際し，李鴻章が募勇購船に銀250万兩を要請していたが，洋

- 款息借の不足から中国商（官紳商民）からの借款が各餉督撫に下されていた。『光緒朝東華録』3, 3454-3455 頁。
- 205 前掲細見和弘「山東黄河治水をめぐる政策論議—光緒年間を中心に—」。
- 206 第二章註 10 を参照のこと。「戸部奏。查臣部歳入之款。惟各省京餉八百萬兩各省漕折一百餘萬兩爲待正項。此外辺邊防經費二百萬。籌邊軍餉二百萬兩。加放俸餉一百萬餘兩。…一二年各省因籌辦海防。購買船礮。勻還洋款。往往截留京餉。每年解部者不過十之六七。而部中用款又倍增於前。除恭備大婚典禮四百萬。添撥銀一百萬。…此他籌撥鄭州大工六百萬兩。山東河工二百万兩。續撥山東河工八十九萬兩。制錢工本五十萬兩。…」。『光緒東華録』3, 光緒十四年三月甲戌の条, 2433-2434 頁。「…遡查光緒十五・十六兩年。前撫臣張曜用款至八十八萬兩及び九十七萬兩不等。逐年節減。至十八年爲始。每年額撥經費銀六十萬兩。内司道各庫籌撥銀五十萬兩。藩運兩庫截留籌餉需銀十萬兩。嗣因大汛搶廂險工。…統銀六十五万兩」。「奏預籌防河經費摺」光緒二十年十一月十四日（1894 年 12 月 10 日）『李秉衡集』170 頁。
- 207 前掲「奏分別籌款免借商本摺」。張百熙により各省塩務に加錢二文の加價が上奏されたが、河工や銀貨低錢などに加えて、海防籌餉で 10 万金攤捐したことから、塩課加價の免除求めている。「奏東綱民困商疲懇免二文加價摺」光緒二十年十一月初四日（1894 年 11 月 30 日）『李秉衡集』168 頁。
- 208 第三章参照のこと。拙稿「清末期山東巡撫李秉衡による集権化について」『大阪大学中国文化フォーラム・ディスカッションペーパー』2013 年 2 月。
- 209 「奏請弛禁沿海糧食照常販運出入片」光緒二十一年五月二十日（1895 年 6 月 12 日）『李秉衡集』252 頁、「奏順天運米平糶 限滿照常納稅片」光緒二十一年六月初四日（1895 年 7 月 25 日）258 頁。近畿方面では米価が高騰して「兵民艱食」となったため、税釐の免除や、商人からの採買で対処したが、糧商の包攬に対処するため釐卡通過時の査検を強化している。「奏順天購糧平糶經過東省免徵稅釐片」光緒二十一年三月初一日（1895 年 3 月 26 日）『李秉衡集』215 頁。
- 210 光緒 10 年に陳士杰が州県の夫馬を協済による差務として規定化した。署按察司李希蓮の立案により「車局」の設置が計られ責任の所在を厳密化した。「奏設車局接遞各軍摺」光緒二十一年正月初六日（1895 年 1 月 31 日）『李秉衡集』187 頁など。山本進は州県の負担を減ずるものとして清末期督撫の財政改革に位置づけ評価しているが、戦時の輸送混乱も考慮する必要がある。山本進「清代後期直隸・山東における差徭と陋規」『清代財政史研究』汲古書院, 2002 年, 140-180 頁。
- 211 鉄道敷設と運河水門閉塞の背景については、千葉正史「国家的物流体系の維持と鉄道建設の契機」『近代交通体系と清帝国の変貌：電信・鉄道ネットワークの形勢と中国国家統合の変容』日本経済評論社, 2006 年, 151-174 頁。
- 212 「奏議覆漕運鐵路片」光緒二十一年三月初一日（1895 年 3 月 26 日）『李秉衡集』212-213 頁, 「奏推廣河運事宜三条片」光緒二十一年三月初一日（1895 年 3 月 26 日）213-215 頁。
- 213 「奏請援案截留京協各餉摺」光緒二十一年二月二十一日（1895 年 3 月 17 日）『李秉衡集』210 頁。

- 
- 2 1 4 同上，211 頁。
- 2 1 5 「奏陳管見摺」光緒二十一年九月十六日（1895 年 11 月 2 日）『李秉衡集』295 頁。  
「奏覆遵旨籌辦摺」光緒二十一年十一月十八日（1896 年 1 月 2 日）『李秉衡集』317 頁。
- 2 1 6 鉞山開発に歴代巡撫が資金を投じたが工本を回収できなかった。「奏山東歷辦磁務并無成效現擬封禁以靖地方摺」光緒二十一年十一月十一日（1895 年 12 月 26 日）『李秉衡集』295 頁。
- 2 1 7 「奏覆遵旨籌辦摺」光緒二十一年十一月十八日（1896 年 1 月 2 日）『李秉衡集』319 頁。
- 2 1 8 「奏裁撤烟台練軍片」光緒二十一年十一月初九日（1895 年 12 月 24 日）『李秉衡集』314 頁。
- 2 1 9 「奏嚴核閩稅提款充公摺」光緒二十二年三月二十五日（1896 年 5 月 7 日）『李秉衡集』356-357 頁。
- 2 2 0 「奏查勘呂家窪決口情形摺」光緒二十一年二月二十五日（1896 年 4 月 7 日）『李秉衡集』349 頁。
- 2 2 1 前掲「奏請援案截留京協各餉摺」，211 頁。表 1 を参照のこと。
- 2 2 2 「…竊查東海閩洋藥釐金一款。…于光緒二十年四月奏明仍留此款歸還泰安輪船挪用洋稅欠項。還清前欠留作煙台。膠澳兩水雷營暨海口下雷輪船月餉之用。…計自光緒十九年十一月二十五日第一百三十四結起至二十年十二月初五日第一百三十七結止。共收洋藥釐金除支銷輯私各項公用。及還請上屆墊支泰安輪船欠項外。實應在剩銀一万一千六百六十五兩二分四釐五毫二絲八忽正。擬添籌經費購器設造煙。膠兩防水雷營船。…遠調各餉客軍。月需餉銀二十餘萬兩。…不得已奏截留本年京協各餉…」。「奏東海閩洋藥釐金暫供海防軍餉摺」『李秉衡集』光緒二十一年七月十四日（1895 年 9 月 2 日）277-278 頁。
- 2 2 3 「乃以閩稅一年收數。不敷一營。一船之用。損下而不能益上。徒為閩員冒銷侵蝕之資。又焉用此閩為」。「奏裁撤烟台練軍片」光緒二十一年 11 月 9 日（1895 年 12 月 24 日）『李秉衡集』314 頁。
- 2 2 4 「…竊臣于上年〔1895〕九月覆奏…查東海閩常稅正額五萬兩。額內盈餘一万二千兩。額外盈餘八千兩。歷年收數除正額五萬兩外每年盈餘不過六・七千兩。下短之數照例免六賠四。實則報部共只六萬餘兩。解部之數不過二萬餘兩。…臣先派委員嚴密查訪。復飭昇任東海閩道李興銳核實鈎稽。…合計可提出歸公之款約在在三萬兩內外。額內外盈餘二萬兩。並正額盈餘隨徵耗銀七千兩。…此外長餘之銀第每年約尚有二萬兩…。臨清戶工兩關正稅盈餘共額定六万二千餘兩。向係盡徵儘解。…而…有歸濟東道辦公三分一款。有歸臨清州辦公之三分一款…每年外收之款約在二万兩上下」。前掲「奏嚴核閩稅提款充公摺」。劉錦藻撰『清朝續文獻通考』1，卷 31，征權 3，浙江古籍出版社，1988 年，考 7840 頁。光緒二十九年にこれらの金は本省公用として歸公した。陳湛綺編輯『清光緒年二十二省財政説明書』山東卷，全国図書館文献縮微複製中心，2008，103 頁（以下，『財政説明書』と略）。
- 2 2 5 同上「奏嚴核閩稅提款充公摺」。常關は道光期までに清朝財政の 1 割程度を占めた

- が、釐金や常関・洋関の競合関係、地方官の中飽などにより減少傾向となり、義和団賠償金問題を契機に制度的に解体したとする。前掲飯島渉「中国近代における常関制度—牛莊洋関による営口常関の管理を中心として—」。漕運と常関の関係性については、香坂昌紀「清代の大運河における物資・商品の流通について—常関（鈔関・内関・旧関）、漕運・漕運土宜を中心に—」『歴史と文化』（旧歴史学・地理学）第45号（東北学院大学学術研究会,2010年）に簡潔かつ要領よくまとめている。
- <sup>226</sup> 1859（咸豊九年）当時、烟台や登萊青三府の海口各地から天津まで無課税のまま海上輸送が行なわれていた。漕運総督袁甲三は山東巡撫崇恩、直隸総督慶祺と連携し、章程の立案に取り組んだ。劉錦藻撰『清朝續文獻通考』1, 卷49, 征榷21, 江蘇古籍出版社, 1988年, 考8040頁。
- <sup>227</sup> 1861年に烟台開港とともに東海関が設けられると、海口上に釐金が設置されるが、度重なる黄河の河道変遷によって、濼口・張秋・姜家溝・館陶などに釐金が設けられ、5~10万両前後の収入があった。羅玉東『中国釐金史』商務印書館, 1936年, 367-369頁。
- <sup>228</sup> 1863（同治二）年には館陶、衛河に釐金が設置されたが、黄河が西へ移動したことで滑口を撤廃、寿張の沈家口へ移設した。同治七年に黄河が南趨すると、沈家口は東阿の姜家溝へ移設し、この後、丁宝楨は濼口のみを残し、張秋・姜家溝・館陶・聊城など5箇所を廃止を覆奏した（結局聊城のみを撤廃）ている。「奏查東省釐卡情形分別存留裁撤摺」同治八年七月二十八日、羅文彬編『丁文誠公（寶楨）遺集』1（沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』第8輯, 文海出版社, 1967年）789-795頁。
- <sup>229</sup> 「…竊查釐金之衰旺。視地方之繁僻。尤視徵收委員之賢否。東省地處僻隅。非若江浙等省之繁盛。釐金收數每年不過數萬金。爲大吏者往往不甚措意。從前徵收委員亦遂任意中飽贏縮。听其開報。漫無稽查。…東省河路釐金。只濼口・姜家溝・館陶・石村・安山・岔河六處。查館陶釐卡。本年收數貨釐京錢十三萬六千五百餘千。…石村釐卡。本年收錢三萬四千七百餘千。…濼口釐卡。本年收錢二萬二千四百餘千…岔河釐卡。本年收錢九千六百餘千。他如姜家溝・安山兩處。亦比較均有盈餘」。「奏保徵收釐金出力之知縣懇恩給獎摺」光緒二十二年十二月十九日（1897年1月21日）『李秉衡集』414頁。額外浮収に対して告示を立て州県に嚴飭したが釐金が州県に組み込まれていたため実態は不明瞭なままであったと考えられる。「奏明山東減收錢糧折數及釐定收漕章程通飭立碑摺」光緒二十三年一月初十日（1897年2月11日）417頁。
- <sup>230</sup> 淮塩については、道光期の銀貴賤錢から銅錢の価値下落、私塩化の動向、行塩地運商の逃亡、塩引の滞銷、塩商の没落などの問題を通じて塩政が衰退していったとする。前掲佐伯富『中国塩政史の研究』689-720頁。
- <sup>231</sup> 紀麗真「清代山東塩業的管理和運銷体系」『明清山東塩業研究』第5章, 141-142, 153-154, 158-163頁。
- <sup>232</sup> 北運局は同治12年設置されると、濮州、范県、寿張など10州県に輸送され、運庫から借運本銀9万両を撥款した。紀麗真『明清山東塩業研究』195頁。『財政説明書』129-132頁にも見える。「…竊臣于光緒二十一年十一月具奏。裁革南運濫支款項。提出擴充製造機器一摺。…茲准戸部咨開。山東鹽務南運先后奏歸官運額引十萬二千二百

餘道。應徵課銀二万五千零四十餘兩。…今該撫但節浮費即有盈余四萬餘兩。而每年所報徵收課銀乃有過一万兩上下。明係捏完作欠。殊屬不成事體。…惟查南運引岸河南商邱等九州縣。每年額引七萬八百一十道。自道光二十九年同治五年官商並運。共計未領引七十九萬五千六百九十三道。同治六年前撫丁寶楨奏請改歸官辦。以餘利提充軍餉。每年領引亦不過二万四千道。多者二萬六千道。至同治十年安徽宿州改歸官辦。又增額引二千三百道。光緒十八年。江蘇銅山改歸官辦。又增額引一萬五千三百五十六道。通計每年額引十萬二千二百一道。「奏山東南運額引未能全銷摺」光緒二十二年一月二十七日（1896年3月10日）『李秉衡集』340-342頁。

233 乾隆嘉慶期の塩引は軍需や水利、災害、皇室の用などに充てられ、また塩商も加價免除の恩恵を受けていた。前掲紀麗真『明清山東塩業研究』158-159頁。

234 「張曜奏。東綱鹽務有引地票地之分。連年水災。銷路均極減色。所有額引。每年減領十萬。迭次奏請展緩。奉旨允准。票地隣近灘場。本屬滯岸。加以黃水。地方凋敝。銷鹽益形短絀。商人苦累異常。…去歲戊子綱官商未領票一萬三千六百餘兩。已領未運票四万一千餘張。已運未銷鹽七萬五千餘包。積壓幾至一年額數。此後亦可想見。商人資本虧耗。無不力盡筋疲。請予變通以維全局等情。經臣飭據運司查明詳覆。該商等所稱各節。委係實在情形。請照同治元年及六年兩次奏准成案。八成作正。二成作餘。定限五年。再行商請歸復舊制以示禮恤。懇請具奏前來。臣覆加查核。票地各州縣多在黃河下游。迭遭水患。銷路不暢。…准其援案將額票十四萬一千二百二十五張。自本屆己丑綱爲始。八成作正。年清年款。二成作餘。儘銷儘報。五年後察看情形再行復願。出自鴻慈得旨。如所請行」。『光緒東華錄』3，光緒十五年十月辛丑の条，2669-2670頁。

235 その一例として、1892（光緒十八）年頃には、銅山への塩運は商人の輸送が及ばず、南運局委員の官弁に帰していた。「山東巡撫福潤奏。銅山引鹽。商人無力運銷。暫歸南運局委員承弁。以顧地方而重課款。下部知之」。『大清德宗景（光緒）皇帝實錄』5，華文書局総發行，1964年，光緒十八年九月庚寅の項，2843頁、（以下『德宗實錄』）。『清朝續文獻通考』1，卷38，征榷10，考7918頁。

236 『光緒東華錄』3，光緒十七年二月庚寅の条，2950頁。漕船回空については、香坂昌紀「清代の漕船土宜に関する一考察—乾隆五十四年、湖広漕船土宜案を中心に—」『歴史と文化』（旧歴史学・地理学）第44号（東北学院大学学術研究会，2009年）に詳しい。

237 たとえば1896年には陶城埠から臨清までの河道淤塞に対して、河道浚渫、堤防施設修理などに土方銀49544.931両を布政司庫から捻出することを決定している。「奏挑浚北運河估需經費數目摺」光緒二十二年三月十四日（1896年4月26日）『李秉衡集』354-355頁。

238 「南運距場甚遠。本重價昂。而地方非鄰淮北。即近蘆岸。小民貪賤食私。禁不勝禁。北運則半屬沿河。連年黃水爲災民。民情困苦。銷鹽異常短絀」。『光緒東華錄』3，光緒十九年三月辛卯の条，3215頁。「山東巡撫福潤奏。遵議設法整頓東綱鹽務。一依限奏銷。一整頓巡務。一體恤商艱。一裁革浮費。下部知之」『德宗實錄』光緒十九年三月己丑の項，2897頁。

239 永阜では毎年公費銀一万余両が冗員の薪水や京官の世話費などに流用されていた

---

ため、既成事実化された局全体の給与を一概に削除し、盈余として生じた浮費 40000 余金を省財源に返還し、これを練兵、制械が当然の急務として山東機器局の武器製造経費に充てた。また永阜場大使唐宝珍は 4000 両の私囊を弾劾されている。「奏山東整頓南運局籌出款擴充機器情形摺」光緒二十一年十一月十八日（1896 年 1 月 2 日）『李秉衡集』320-322 頁。「奏查覆永阜場大使唐寶珍無侵蝕塩釐情事片」光緒二十二年六月二十四日（1896 年 8 月 3 日）『李秉衡集』374 頁。

<sup>240</sup> 「奏查勘呂家窪決口情形摺」光緒二十二年二月二十五日（1896 年 4 月 7 日）『李秉衡集』350 頁。山東の塩場は 1832（道光十二）年の段階で 8 場存在していた。紀麗真『明清山東塩業研究』84 頁。

<sup>241</sup> 「奏東綱塩斤擬請分別加耗加課摺」光緒二十三年二月十二日（1897 年 3 月 14 日）『李秉衡集』424 頁。結局この加價は、庚子賠款によって、北運も南運も 2 錢 5 分に上乘せされ、光緒三十四年にはおよそ 69,000 両を徴収している。また、各綱（商人）への軽減策として、塩運司豊伸泰と商人の協議した結果、引課（塩商の運ぶ額）が定額 50 万道のうち額引 10 万道の永免を請い、40 万 500 道に減引している。『財政説明書』66 頁。



## 史料・参考文献一覧

日本語文献

### ●著書・史料集

- 足立啓二（1998）『専制国家史論 中国史から世界史へ』柏書房
- 飯島渉・久保亨・村田雄二郎編（2009）『グローバル化と中国』シリーズ 20 世紀中国史 3  
東京大学出版会
- （2009）『現代中国と歴史学』シリーズ 20 世紀中国史 4 東京大学出版会
- 池田誠・田尻利・山本恒人・西村成雄・奥村哲共著（1982）『中国工業化の歴史』法律文化  
社
- 織田萬編（1905）『清國行政法』臨時台湾旧慣調査会
- 久保亨編（2012）『中国経済史入門』東京大学出版会
- 黒田明伸（2003）『貨幣システムの世界史 <非対称性>をよむ』岩波書店
- 岸本美緒（1997）『清代中国の物価と経済変動』研文出版
- 小林一美（2008）『義和団戦争と明治国家』汲古書院（初版 1986 年）
- 佐伯富（1978）『中国塩政史の研究』法律文化社
- 佐藤公彦（2010）『清末のキリスト教と国際関係』汲古書院
- 佐藤仁史（2013）『近代中国の郷土意識 清末民初江南の在地指導層と地域社会』研文出版
- 鈴木智夫（1992）『洋務運動の研究 一九世紀後半の中国における工業化と外交の革新につ  
いての考察』汲古書院
- 高橋孝助（2006）『飢饉と救済の社会史』シリーズ中国にとっての 20 世紀 青木書店
- 東亜同文会（1988）『中国省別全誌』第四卷山東省（支那省別全誌, 初版 1917 年）
- （1989）『中国経済全書』第三輯, 第八輯（支那経済全書, 初版 1907 年）
- 中塚明（1968）『日清戦争の研究』青木書店
- 並木頼寿（1989）『歴史と近代化 岩波講座現代中国』4 岩波書店
- 檜木野宣（1975）『清代重要職官の研究 満漢併用の全貌』風間書房
- 西村成雄（2004）『20 世紀中国の政治空間 「中華民族的国民国家」の凝集力』シリーズ中  
国にとっての 20 世紀 青木書店
- 日清貿易研究所編（1892）『清國通商綜覽』丸善商社書店(発売)
- 野沢豊編（1995）『日本の中華民国史研究』汲古書院

- 濱下武志（1989）『中国近代経済史研究—清末海關財政と開港市場圏—』東京大学東洋文化  
 研究所報告 汲古書院
- 平野聡（2007）『大清帝国と中華の混迷』興亡の世界史 17 講談社
- P.A.コーエン著・佐藤慎一訳（1988）『知の帝国主義 オリエンタリズムと中国像』平凡社
- 星斌夫（1971）『明清時代交通史の研究』山川出版社
- （1982）『大運河発展史—長江から黄河へ』東洋文庫 410 平凡社
- 山田賢（1995）『移住民の秩序 清代四川地域社会史研究』名古屋大出版会
- 山本進（2002）『清代社会経済史』創成社
- （2002）『清代の市場構造と財政政策』名古屋大学出版会
- 吉澤誠一郎（2003）『愛国主義の創成 ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店
- 劉世龍（2002）『中国の工業化と清末の産業行政—商部・農工商部の産業振興を中心に—』  
 溪水社

●論文

- 秋山尚功（1978）「抗糧闘争—江蘇省丹徒県の場合—」野沢豊・田中正俊主編『講座中国近  
 現代史 2 義和団運動』東京大学出版会
- 飯島渉（1990）「中国近代における常関制度—牛莊洋関による営口常関の管理を中心として  
 —」『社会経済史学』56（3）
- （1993）「『裁釐加税』問題と清末中国財政——一九〇二年中英マッケイ条約交渉の歴  
 史的位罫」『史学雑誌』102（11）
- 今堀誠二（1967）「清代の抗租について」『史学雑誌』76（9）
- 岩見宏（1959）「雍正年間の民欠について」『東洋史研究』16（3）
- 岩井茂樹（2004）「正額外財政と地方経費の貧困」『中国近世財政史の研究』京都大学学術  
 出版会
- （2004）「正額財政の集権構造と変質」『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会
- （2004）「清末の危機と財政」『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会
- （2009）「中華帝国財政の近代化」飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『中華世界と近代』  
 シリーズ 20 世紀中国史 1 東京大学出版会
- 臼井佐知子（1981）「太平天国前、蘇州府・松江府における賦税問題」『社会経済史学』47  
 （2）

- (1984) 「太平天国末期における李鴻章の軍事費対策」『東洋学報』65 (3・4) 東洋文庫
- (1986) 「同治四 (一八五六) 年、江蘇省における賦税改革」『東洋史研究』45 (2)
- 大谷敏夫 (1974) 「清朝軍制の覚書—八旗・緑營制の経済的基盤を中心として」『東洋史研究』33 (1)
- (1991) 「雍正帝を中心とした清代緑營軍政の理念と整備」『清代政治思想史研究』汲古書院
- (1995) 「包世臣・魏源の漕運・水利策」 森田明『中国水利史の研究』国書刊行会
- 大坪慶之 (2008) 「清仏戦争前夜における清朝中央の外交政策決定過程」『東洋学報』90 (3) 東洋文庫
- 岡本隆司 (1999) 「清末民国と塩税」『東洋史研究』58 (1) 東洋史研究会
- (1999) 「清末財政と借款の展開」『近代中国と海関』名古屋大学出版会
- (2008) 「清仏戦争への道—李・フルニエ協定の成立と和平の挫折」『京都府立大学学術報告』(人文・社会) 60
- 小野川秀美 (1969) 「章炳麟の排満思想」『清末政治思想史研究』みすず書房
- 小野信爾 (1957) 「李鴻章の登場—准軍の成立をめぐる—」『東洋史研究』16 (2) 東洋史研究会
- 小山正明 (1992) 「明・清社会経済史研究の回顧」『明清社会経済史研究』東京大学出版会
- 片岡一忠 (1978) 「光緒二十一・二十二年の甘肅の回民反乱について (上)」『大阪教育大学紀要』第Ⅱ部門 (社会科学・生活科学) 27 (2)
- (1979) 「光緒二十一・二十二年の甘肅の回民反乱について (下)」『大阪教育大学紀要』第Ⅱ部門 (社会科学・生活科学) 27 (3)
- (1983) 「咸豊・同治期貴州省西南部における回族の反乱について」『歴史研究』21 大阪学芸大歴史研究室
- 神戸輝夫 (1972) 「清代後期山東省における『団匪』と農村問題」『史林』55 (4) 史学研究会
- (1974) 「山東省淄川縣劉德培抗糧始末」『大分大学教育学部研究紀要』(人文・社会科学) B集 (4) 4 大分大学教育学部
- (1975) 「清代後期山東省における『教匪』と『幅匪』」『大分大学教育学部研究紀要』(人文・社会科学) B集 (4) 5 大分大学教育学部

- 河村一夫（1956a）「義和団事変に於ける栄禄の事跡（一）」『歴史教育』4（1）日本書院
- （1956b）「義和団事変に於ける栄禄の事跡（二）」『歴史教育』4（2）日本書院
- （1956c）「義和団事変に於ける栄禄の事跡（三）」『歴史教育』4（3）日本書院
- 久保田文次（1992）「中国の近代化をめぐって」『中国近代史研究入門』辛亥革命研究会 汲古書院
- 黒田明伸（1994）「清末湖北省政府の財政改革—中国分省化の選択枝—」『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会
- 香坂昌紀（2009）「清代の漕船土宜に関する一考察——乾隆五十四年、湖広漕船土宜案を中心に——」『歴史と文化』（旧歴史学・地理学）44 東北学院大学学術研究会
- （2010）「清代の大運河における物資・商品の流通について—常関（鈔関・内関・旧関）、漕運・漕運土宜を中心に——」『歴史と文化』（旧歴史学・地理学）45 東北学院大学学術研究会
- 小島晋治（1961）「太平天国」『世界の歴史』11 筑摩書房
- （1978）「近代農民運動史研究の視点と方法」『太平天国革命の歴史と思想』研文出版
- 小林一美（1992）「義和団研究から中国全体史の研究へ」『中国近代史研究入門』辛亥革命研究会 汲古書院
- （2002）「義和団運動、義和団戦争に関する四つの問題」『中国 21』13 愛知大学現代中国学会編 風媒社
- 斉藤道彦（1999）「序論—民国前期中国と東アジアの変動」中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』中央大学人文科学研究所研究叢書 21 中央大学出版部
- 佐々木揚（2008）「最近一〇年間の中国における日清戦争史研究」『東アジア近代史』11
- 佐藤公彦（1999）「大刀会」『義和団の起源とその運動 中国民衆ナショナリズムの誕生』研文出版
- 佐藤慎一（1994）「近代中国の体制構想—専制の問題を中心に」, 溝口雄三・浜下武志・平石直昭『近代化像』（アジアから考える[5]）東京大学出版会
- 佐藤義晃・上谷浩一（2009）「河東河道総督林則徐の河工とその意義—『畿輔水利議』の成立へのかかわりをめぐって—」『古代水利施設の歴史的価値及びその保護利用国際学術討論会論文集』（文部科学省科学研究費補助金特定領域研究『東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生—』「寧波地域の水利開発と環

境」班)

- 菅野正 (1983) 「義和団事変と栄禄—講和全権任免問題を中心に—」『奈良大学紀要』12
- 江沛 (2012) 「交通システムと近代山東における経済貿易中心の転移」 田中仁・三好恵真子編『共進化する現代中国研究——地域研究の新たなプラットフォーム——』大阪大学出版会
- 鈴木智夫 (1992) 「洋務運動研究の現状と課題—わが国における近年の研究を中心に—」『中国近代史研究入門』辛亥革命研究会 汲古書院
- 鈴木中正 (1958) 「清末の財政と官僚の性格」『近代中国研究』第二輯 近代中国研究委員会 東京大学出版会
- 曹陽 (2010) 「清代財政における『捐』に対する—考察—官僚による『捐』の変化を中心に—」『法学論争』167 (5) 京都大学法学会
- 曾田三郎 (1992) 「清末の産業行政をめぐる分権化と集権化」 横山英『中国の近代化と政治統合』溪水社
- 高橋孝助 (2013) 「中国における『救荒史』研究をめぐる」『歴史評論』758 歴史科学評議会
- 滝野正二郎 (1988) 「清代常関における包攬について」『文学会志』39 山口大学
- 田中比呂志 (2009) 「地域社会の構造と変動」 飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『近代性の構造』シリーズ 20 世紀中国史 2 東京大学出版会
- (2009) 「近代中国における政治統合の模索：中央集権化か地方分権か」『中国経済研究』6 (1)
- 田中正俊 (1954) 「十五世紀における福建の農民叛乱」『歴史学研究』167
- (1978) 「総論—中国近代史と<<ウエスタン—イムパクト>>—」 野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史 1 中国革命の基点』東京大学出版会
- 田中正美 (1978) 「危機意識・民族主義思想の展開—アヘン戦争直前における—」 野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史 1 中国革命の基点』東京大学出版会
- 谷口規矩雄 (2011) 「清代乾隆期、官僚の汚職について I—乾隆朝初期—」『愛大史学—日本史・アジア史・地理学—』20 愛知大学文学部人文社会学科
- (2012) 「清代乾隆期、官僚の汚職について II—乾隆中期—」『愛大史学—日本史・アジア史・地理学—』20 愛知大学文学部人文社会学科
- 千葉正史 (1992) 「清朝期中国における鉄道政策の展開—1911 年鉄道国有化問題の再考と

辛亥革命—』『鉄道史学』11

——(2002)「清末における国家的物流システム維持と近代交通手段の導入—漕運問題史上における盧漢鐵路計画の位置—」『言語文化研究』14(2) 立命館大学国際言語文化研究所

——(2002)「近代通信手段の導入と『政治空間』の再編—近代中国における電信ネットワークの形成と専制政治体制の変容—」『史潮』52

——(2003)「清末鉄道史再考—国家体制の変容と鉄道建設論の推移」『鉄道史学』21

——(2005)「清代中国における国家と倉庫—漕運制度と北京の倉庫—」『史潮』新58

——(2006)「国家的物流体系の維持と鉄道建設の契機」『近代交通体系と清帝国の変貌—電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容』日本経済評論社

——(2009)「清末における近代交通行政体制の確立と中央・地方関係の再編」『中国経済研究』6(1)

——(2009)「交通通信と帝国システムの再編」『中華世界と近代』シリーズ20 世紀中国史  
1 東京大学出版会

土居智典(2000)「清末湖南省の省財政形成と紳士層」『史学研究』227 広島史学研究会

中園貴之(2007)「清代後期黄河流域水災史研究」『中国水利史研究』35 中国水利史研究会

中原晃雄(1958)「清代における漕糧の商品化について—漕運研究の一齣—」『史学研究』  
70 広島史学研究会

中村哲夫(1998)「光緒新政への政策転換の背景」『史学雑誌』107(1)

——(2000)「光緒新政と日本」 衛藤藩吉『共生から敵対へ』第4回日中関係史国際シン  
ポジウム論文集 東方書店

中村威也(2007)「中国大陸—〇万分の—地勢図の種類とその資料的特徴について—河北省大名県における外邦図・民国図・ソ連図の比較を通して—」 鶴間和幸編著『黄河下  
流域の歴史と環境—東アジア海文明への道』学習院大学東洋文化研究所叢書 東方書  
店

並木頼寿(2010)「清末皖北における捻子について」『捻軍と華北社会—近代中国における  
民衆反乱—』研文出版

——(2010)「苗沛霖団練事件」『捻軍と華北社会—近代中国における民衆反乱—』研文出  
版

西川喜久子(1988)「順徳団練総局の成立」『東洋文化研究所紀要』105

- 西嶋定生（1974）「支那初期棉業市場の考察」『東洋学報』31（2）
- 西村成雄（2000）『現代中国の構造変動3 ナショナリズムー歴史からの接近』東京大学出版会
- 野沢豊（1971）『中国統一化』論争について』『中国統一化』論争の研究』アジア経済研究所
- 野口武（2012）「日清戦争期、山東巡撫李秉衡の黄河統治について」『中国21』37 愛知大学現代中国学会編 東方書店
- （2013）「清末期山東巡撫李秉衡による集権化について」『大阪大学中国文化フォーラム・ディスカッションペーパー』No.2013-2 <http://www.law.osaka-u.ac.jp/~c-forum/>
- 濱嶋敦俊（1989）「明末江南郷紳の具体像—南潯・莊氏について—」 岩見弘・谷口規矩雄編『明末清初の研究』京都大学人文科学研究所
- 藤岡次郎（1960）「1853年『嘉定農民蜂起』とその歴史的背景」『北海道学芸大学紀要』第一部10（2）
- （1962）「清朝における徭役に関する一考察—清朝地方行政研究のためのノートⅢ—」『北海道学芸大学紀要』第一部B 13（1）
- （1963）「清代直隸省における徭役について—清朝地方行政研究のためのノートⅣ—」『北海道学芸大学紀要』第一部B 13（1）
- 藤田勝久（1983）「中国における最近の水利史研究」『中国水利史研究』13 中国水利史研究会
- 藤谷浩悦（1992）「清末変法運動研究の動向と課題」『中国近代史研究入門』辛亥革命研究会 汲古書院
- 古市大輔（1997）「光緒初年盛京行政改革の財政的背景—東三省協餉の不足と盛京將軍の養廉確保の意図—」『東洋学報』79（1）
- 星斌夫（1964）「清代の水運労働者の生態」『歴史教育』12（9）歴史教育研究会
- 細見和弘（2010）「山東黄河治水をめぐる政策論議—光緒年間初めを中心に—」『社会システム研究』20 立命館大学社会システム研究所
- （2002）「清末の黄河河道論議—張曜の南河故道復原案をめぐる—」『現代中国研究』10 中国現代史研究会
- （2009）「清末の山東黄河治水に関する政策史的考察」 森時彦編『20世紀中国の社会システム』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告 京都大学

人文科学研究所

- 松浦章（1986）「中国海事史研究の現況」『東洋史研究』45（2）  
——（2009）「清末山東半島と朝鮮半島との経済交流」『関西大学東西学術研究所紀要』42
- 松田吉郎（1986）「清代の黄河治水機構」『中国水利史研究』16 中国水利史研究会  
——（2010）「最近の中国水利史研究」『中国—社会と文化』26
- 村上衛（2012）「経済史」『近代中国研究入門』東京大学出版会
- 村田雄二郎（2009）「持続・変容する世界および他者との邂逅」飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『中華世界と近代』シリーズ20世紀中国史1 東京大学出版会
- 三木聰（1982）「清代前期福建の抗租と国家権力」『史学雑誌』91（8）
- 宮寄洋一（1998）「清代山西省の水利行政と水利事業」『中国水利史研究』26 中国水利史研究会
- 宮沢礼克（2008）「咸豊四年（一八五四）、湖南省安化県の抗糧暴動」『北大史学』48
- 森正夫（2006）「序文」『森正夫明清史論集』1（税糧制度・土地所有）汲古書院  
——（2006）「明清時代の土地制度」『森正夫明清史論集』1（税糧制度・土地所有）汲古書院  
——（2006）「民衆反乱史研究の現状と課題—小林一美の所論によせて—」『森正夫明清史論集』2（民衆反乱・学术交流）汲古書院  
——（2006）「中国前近代史における地域社会の視点—中国史シンポジウム『地域社会の視点—地域社会とリーダー—』基調報告—」『森正夫明清史論集』3（地域社会・研究方法）汲古書院
- 森田明（1974）「清代水利史研究の成果と課題」『清代水利史研究』亜紀書房  
——（1990）「清代山東の民埵と村落」『清代水利社会史の研究』国書刊行会  
——（2011）「清代直隸の清河治水と千里長隄——文安隄工における旗人問題を中心に——」『清代の水利と地域社会』中国書店
- 山口廸子（1963）「清代の漕運と船商」『東洋史研究』17（2）東洋史研究会
- 山田辰雄（1990）「今こそ民国史観を」『近きに在りて』17 汲古書院  
——（1996）「中華民国と現代」『近きに在りて』30 汲古書院
- 山本英史（2000）「日本の伝統中国研究と地域像」『伝統中国の地域像』慶応大学出版会
- 山本進（2002）「清代後期直隸・山東における差徭と陋規」『清代財政史研究』汲古書院
- 横山英（1964）「咸豊期、山東の抗糧風潮と民団」『歴史教育』12（9）歴史教育研究会



- (1985) 「二〇世紀初期の地方政治近代化についての覚書」 横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房
- 吉澤誠一郎 (2009) 「清代後期における社会経済の動態」 飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『中華世界と近代』シリーズ 20 世紀中国史 1 東京大学出版会
- 渡辺敦 (1960) 「袁世凱政権の経済的基盤—北洋派の企業活動—」 東京教育大学アジア史研究会『中国近代の社会構造』教育図書
- (1992) 「北洋政権研究の現況」『中国近代史研究入門』辛亥革命研究会 汲古書院

外国語文献

●史料集

陳湛綺編輯 (2008)『清光緒年二十二省財政說明書』山東卷 全國圖書館文獻縮微複製中心

沈雲龍主編 (1968)『李忠節公(鑑堂)奏議』近代中国史料叢刊第三十輯 文海出版社

方宗誠纂修 (1969)『河北省棗強縣志』1, 2 (『中国方志叢書』華北地方·第177号·光緒2年刊本影印版) 成文出版社

古道編委会編 (2005)『清代地圖集匯編(二編)』西安地圖出版社(「山東全省考古輿圖」)

貴泰·武穆敦等纂 (1968)『安陽縣志』2 (『中国方志叢書』華北地方·第108号·民國22年鉛印本影印) 成文出版社

華聯出版社 (1964)『大清德宗景(光緒)皇帝實錄』5 華文書局(發行)

劉錦藻撰 (1988)『清朝續文獻通考』1 江蘇古籍出版社(影印版, 1904)

羅文彬編 (1967)『丁文誠公(寶楨)遺集』1 (沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』第8輯) 文海出版社

林樂知主編『萬國公報』22(光緒二十年正月) 清末民初報刊叢編之四 華文書局

戚其章主編 (1989)『中日戰爭』1, 2, 5 中国近代史資料叢刊統編 中華書局出版  
——輯校 (1993)『李秉衡集』齊魯書社

秦国經主編 (1997)『清代官員履歷檔案全編』華東師範大學出版社

邵之棠輯 (1980)『皇朝經世文統編』卷56—66 理財 (沈雲龍主編『近代中国史料叢刊』第72輯) 文海出版社

彭美修·龍文彬纂修 (1969)『武邑縣志』2 (『中国方志叢書』華北地方·第178号·同治11年刊本影印) 成文出版社

彭作楨纂修 (1968)『河北省完縣新志』1 (『中国方志叢書』華北地方·第164号·民國23年鉛印本影印) 成文出版社

宋兆升監修·張宗載·齊文煥纂 (1976)『河北省棗強縣志補正』(『中国方志叢書』華北地方·第520号·民國20年鉛印本影印) 成文出版社

譚其驥主編 (1987)『中国歷史地圖集』清時期 地圖出版社出版

王朴責任編輯 (1997)『李鴻章全集』3·4 海南出版社

王樹枏等纂修 (1968)『冀縣志』2 (『中国方志叢書』華北地方·第170号·民國18年鉛印本影印) 成文出版社

王廷彥修·蓋爾佶纂 (1968)『利津縣續志』(『中国方志叢書』華北地方·第8号·民國26

年鉛印本影印) 成文出版社

楊士驥等修·孫葆田等纂(1969)『山東通志』山東通志刊印局民國四年(1915)排印本 華  
文書局

『諭摺彙存』(1967)第19冊(光緒25年6月份)文海出版社

——(1967)第55冊(光緒29年閏五月份)文海出版社

趙爾巽等撰(1976)『清史稿』中華書局

中國第一歷史檔案館編(1996)『光緒宣統兩朝上諭檔』22 廣西師範大學出版社

祝嘉庸修·吳潯源纂(1976)『寧津縣志』2(『中國方志叢書』華北地方·第499號·光緒  
26年刊本影印版) 成文出版社

朱壽朋編(1958)『光緒朝東華錄』3, 4 中華書局

#### ●著書·論文

瞿同祖著,范忠信·晏鋒譯(2003)『清代地方政府』法律出版社(原文:T'ung-tsu Ch'u Local  
Government in China Under the Ching, the East Asian Research Center of Harvard  
University,1962.)

杜贊奇著·王福明譯(2003)『文化、權力與國家:1900-1942年的華北農村』江蘇人民出版  
社(譯文初版:1994,原文:Prasenjit Duara Culture, Power, and the State Rural North China,  
1900-1942, Standford University Press, 1988.)

賈熟村(2006)「義和團時期的李秉衡」『荷澤學院學報』28(4)

紀麗真(2009)『明清山東鹽業研究』齊魯書社

軍事科學院主編(1998)『中國軍事通史』第17卷 清代後期軍事史(下)

倪玉平(2005)『清代漕糧海運與社會變遷』中國社會科學院近代史研究所專刊 上海書店出  
版社

劉鳳瀚(1978)『武衛軍』中央研究院近代史研究所專刊38

李文治·江太新(2008)『清代漕運』社會科學文獻出版(修訂版,初版1993年)

羅玉東(1936)『中國釐金史』商務印書館

羅爾綱(1984)『綠營兵志』中華書局

馬大英·江士傑·劉國明·王廷超編『田賦史』民國叢書第3編31 上海書店

彭雨新(1947)「清末中央與各省財政關係」『社會科學雜誌』9(1)

- (1956)『清代關稅制度』湖北人民出版社
- 水利部黃河水利委員會編 (1995)『黃河河防詞典』黃河水利出版社
- 蘇全有、鄧運成 (2008)「李秉衡與清末兵災賑濟」『防災科技學院學報』第 10 卷第 1 期
- 申學鋒 (2006)『晚清財政支出政策研究』中國人民大學出版社
- 孫克復·閔捷 (1984)『甲午中日戰爭人物傳』黑龍江人民出版社
- 湯志鈞 (1961)『戊戌變法人物傳稿』中華書局
- 閻永增·池子華 (2001)「近十年來中國近代災荒史研究綜述」『唐山師範學院學報』唐山師範學院
- 楊光 (1998)「“巨野教案”中的山東巡撫李秉衡」『山東大學學報』哲社版 第 1 期
- 姚漢源 (1987)『中國水利史綱要』水利電力出版社
- 袁祖亮主編·朱鳳祥著 (2009)『中國災害通史』(清代卷)鄭州大學出版社
- 王林主編 (2004)『山東近代災荒史』齊魯書社
- 王爾敏 (1967)『淮軍史』中央研究所近代史研究所專刊 22
- 張德澂 (2001)『清代國家機關考略』學苑出版社 (初版 1981)
- 張天貴 (1995)「中國近代重要歷史人物—李秉衡」『清史研究』第 2 期 中國人民大學書報資料中心
- 張玉法 (1982)『中國現代化區域研究—山東省,1860—1961』中央研究所近代史研究所專刊 43
- 周健 (2013)「道咸期之際的地丁銀制度」『近代史研究』196 (7)
- 周育民 (2002)『晚清財政與社會變遷』上海人民出版社
- 朱鳳祥 (2009)『中國災害通史 清代卷』鄭州大學出版社
- 朱滄 (2003)「二十世紀清代災荒史研究述評」『清史研究』第 2 期 中國人民大學書報資料中心
- 中國軍事史編寫組 (1987)『中國軍事史』第三卷 (兵制)

